

別紙

別紙 1	マクロ経済シミュレーション	33
別紙 2	少子化関連資料集	47
別紙 3	「少子化対策に関するアンケート調査」結果	115
別紙 4	定点観測項目 2006 年度メンテナンス	121

別紙1 マクロ経済シミュレーション

1. 人口動態の前提(新しい人口推計)について

(1)人口減少のインパクト①～生産年齢人口は50年間でほぼ半減～	35
(2)人口減少のインパクト②～減少率は2030年以降に加速～	35
(3)少子高齢化のインパクト～人口の重心は激しく高齢者へ～	36
(4)第1次報告におけるシミュレーションの前提値との比較	36

2. その他の前提条件について

(1)全要素生産性の前提について	37
(2)労働力率の前提について	37
(3)労働力人口の年齢分布について	38
(4)前提条件(サマリー)	38

3. 想定される経済諸指標(基本シミュレーション)

(1)実質GDP(潜在成長率)	39
(2)潜在成長率の寄与度分解	39
(3)国民一人当たり実質GDP	40
(4)プライマリーバランスと政府債務残高	40
(5)国民負担率	41

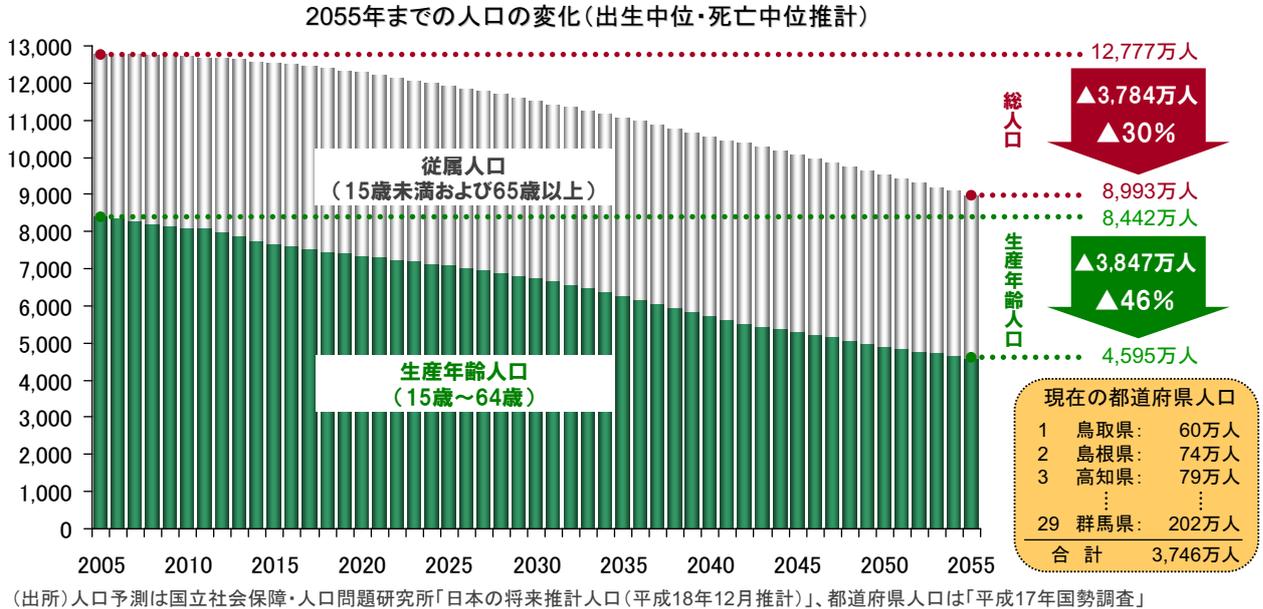
4. 出生率が改善した場合に想定される経済諸指標

(1)出生率改善ケースについて	41
(2)国民の希望を反映した仮定人口試算の概要	42
(3)仮定人口(ケースI)と将来推計人口(中位推計)の比較①	42
(4)仮定人口(ケースI)と将来推計人口(中位推計)の比較②	43
(5)実質GDP(潜在成長率)	43
(6)潜在成長率の寄与度分解	44
(7)国民一人当たり実質GDP	44
(8)プライマリーバランスと政府債務残高	45
(9)国民負担率	45

1. 人口動態の前提(新しい人口推計)について

(1) 人口減少のインパクト① ～生産年齢人口は50年間でほぼ半減～

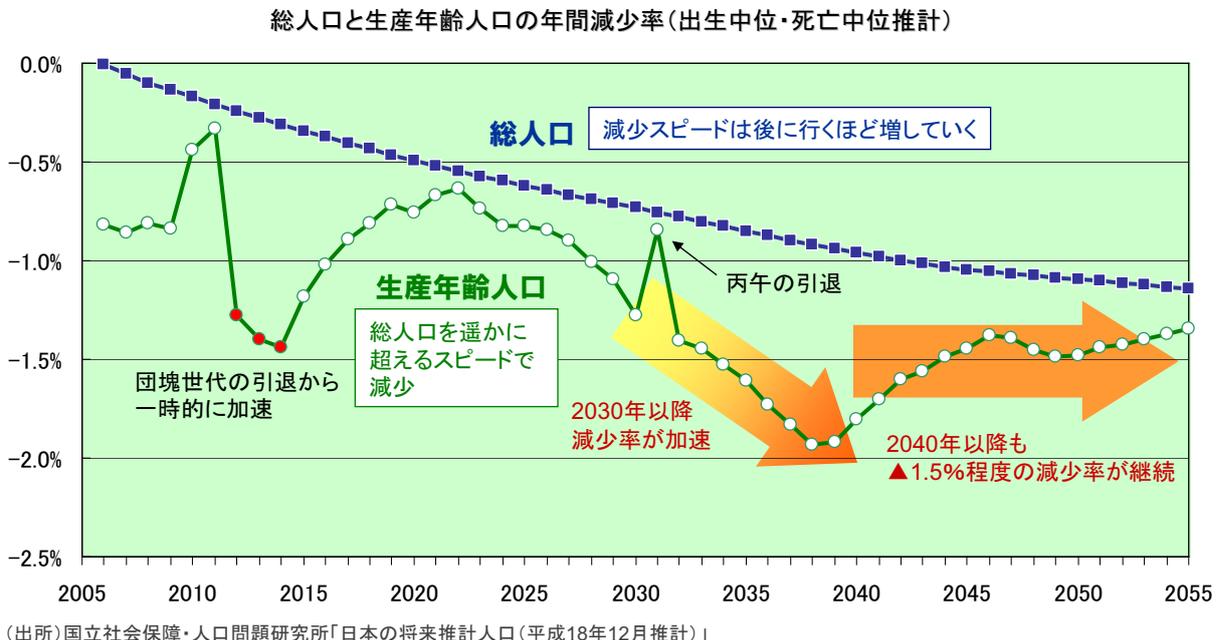
- ▶ 今回のシミュレーションでは、国立社会保障・人口問題研究所が平成18年12月に発表した新しい「日本の将来推計人口」の中位推計(出生中位・死亡中位)を前提値として使用する。
- ▶ 今回の前提では、2055年までの今後50年間で、総人口は▲3,784万人(年平均▲76万人)、率で言うと▲30%減少する。さらに働き手の中心を担う生産年齢人口は、▲3,847万人(年平均▲77万人)減と、ほぼ半減(▲46%)する。



1. 人口動態の前提(新しい人口推計)について

(2) 人口減少のインパクト② ～減少率は2030年以降に加速～

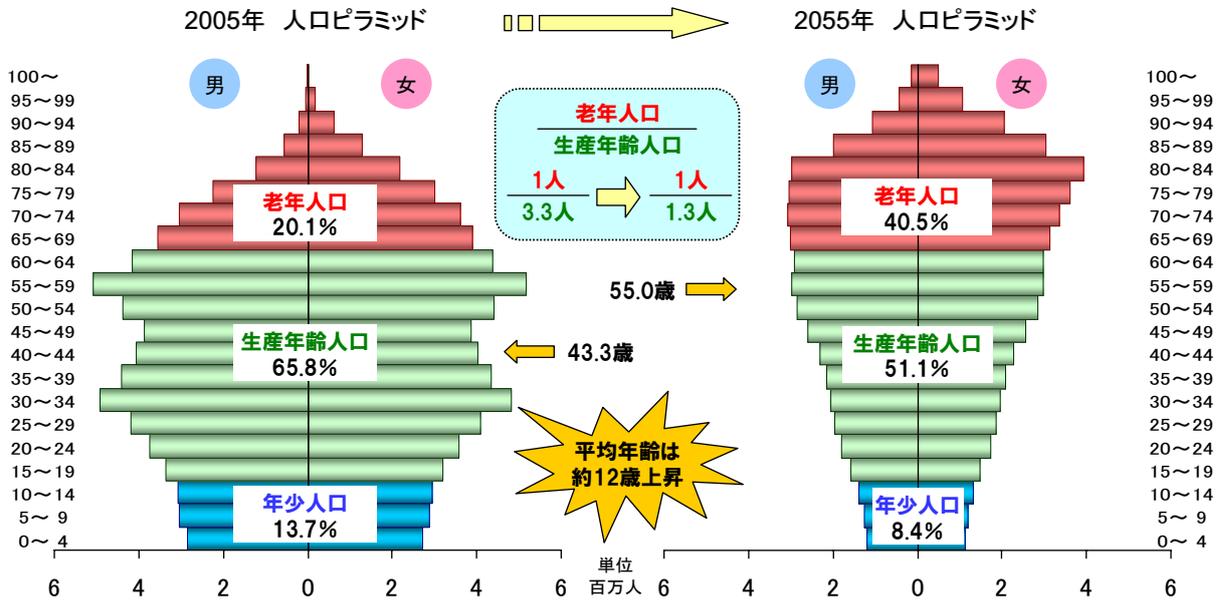
- ▶ 人口の減少スピードは一律ではない。総人口の減少スピードは、後に行くほど増していく。
- ▶ 一方、生産年齢人口は総人口を遥かに上回るペースで減少していくが、特に2030年以降はその減少スピードが加速していき、その後も▲1.5%程度の減少が続く。したがって、2030年以降の労働力の下押し圧力は、かなりきついものとなる。



1. 人口動態の前提(新しい人口推計)について

(3) 少子高齢化のインパクト ~人口の重心は激しく高齢者へ~

- 2055年の年齢構成は激しく高齢者に偏ったものとなる。5歳区分で見ると、人口が最も多い年齢層は80~84歳の層となる。
- 老年人口比率は現在の20.1%から40.5%まで上昇する。この結果、生産年齢人口と老年人口の比率は、現在の3.3:1から1.3:1となる。働き手を20~64歳人口で考えると、この値は1.17:1となり、働き手とお年寄りがほぼマンツーマンで向き合う社会となる。

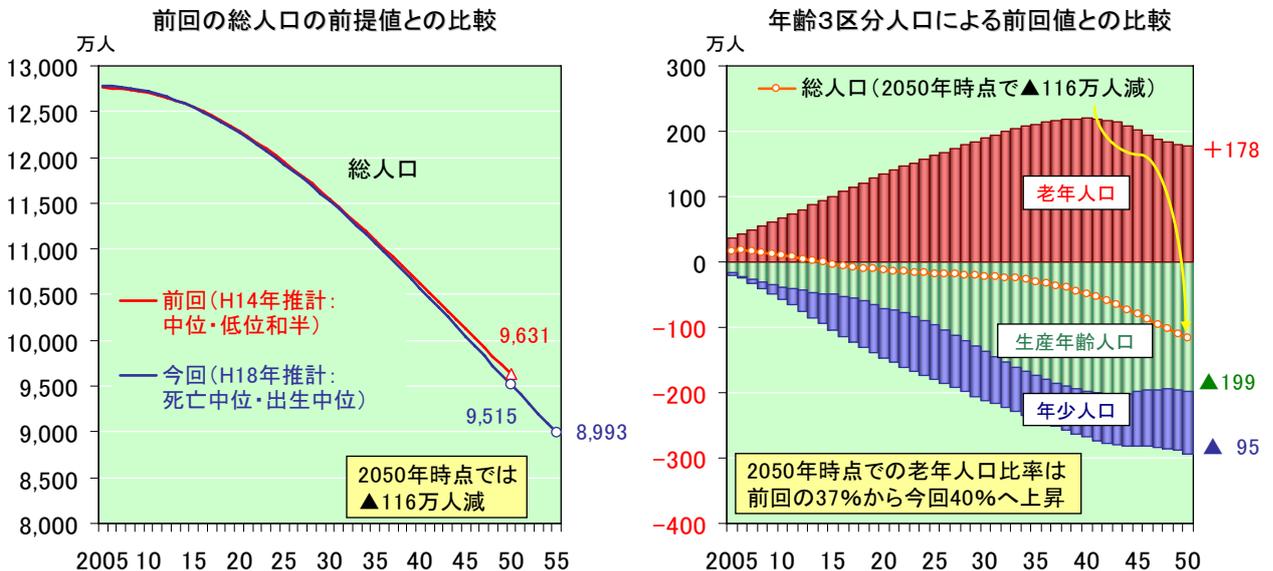


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(2055年は出生中位・死亡中位推計)

1. 人口動態の前提(新しい人口推計)について

(4) 第1次報告におけるシミュレーションの前提値との比較

- 前回のシミュレーションの前提値との比較では、総人口についてはほとんど差がないが、年齢3区分で見ると若干の入り繰りがある。
- 平均寿命の上昇(2050年: 男+2.4歳、女+0.9歳)等により老年人口が+178万人増える一方で、出生率の低下(予測期間前半)や外国人の流入減(2006年以降: ▲91万人)等により、生産年齢人口と年少人口が、それぞれ▲199万人、▲95万人減少している。
- その結果、労働力の観点では若干のマイナス要因、資本蓄積の観点でも貯蓄率低下により若干のマイナス要因となる。



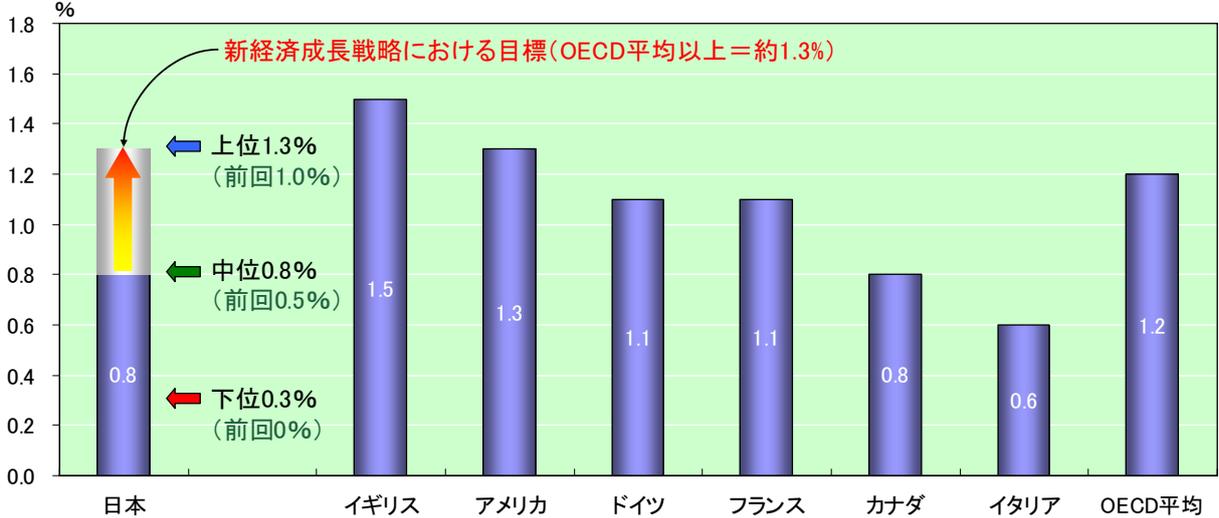
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計、平成18年12月推計)より作成

2. その他の前提条件について

(1) 全要素生産性の前提について

- ▶ 全要素生産性成長率の実績値(1990～2004年)は0.8%となっており、経済産業省が策定する「新経済成長戦略」では、これを1.3%に引き上げることを目標としている。
- ▶ 今回のシミュレーションでは、上位シナリオを「新経済成長戦略」の目標値(1.3%)に、中位シナリオを実績値(0.8%)に設定する。なお、下位シナリオについては、中位が上位と下位のちょうど中間値となるよう、0.3%に設定する。
- ▶ 上位、下位シナリオとも、足元の0.8%から15年間で設定値(0.3%、1.3%)に到達するように設定する。

全要素生産性(成長率)の各国比較【1990-2004年実績】と今回のシミュレーションの前提



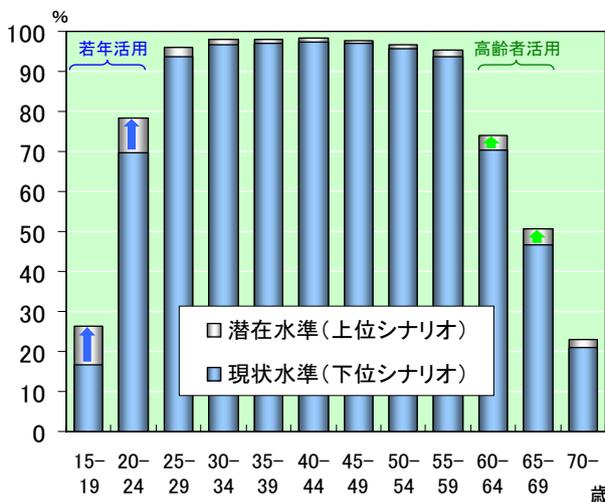
(出所) 全要素生産性成長率の実績については経済財政諮問会議(平成18年12月20日)甘利議員提出資料「生産性改革の推進について」

2. その他の前提条件について

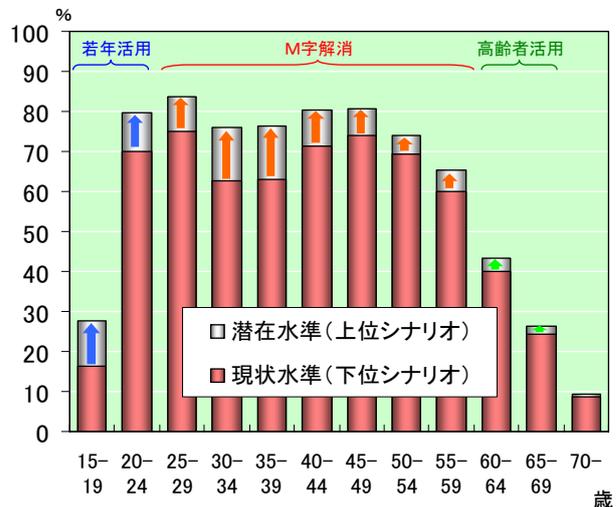
(2) 労働力率の前提について

- ▶ 労働力調査(詳細結果)において、『適当な仕事がない』『家事・育児のため仕事が続けられない』等の理由により、就業は希望しているものの求職活動を行っていない者(非労働力人口のうちの就業希望者)を分子に加算した労働力率を潜在労働力率とする。
- ▶ 今回のシミュレーションでは、上位シナリオは2030年にかけて潜在労働力率まで上昇するものとし、下位シナリオは現状水準で横ばいとする。なお、中位シナリオについては上位と下位の中間値に設定する。
- ▶ 結果として、上位シナリオは下位シナリオに比べて、2030年時点で労働力人口が411万人改善する。

労働力率の実績と潜在労働力率【男性】



労働力率の実績と潜在労働力率【女性】

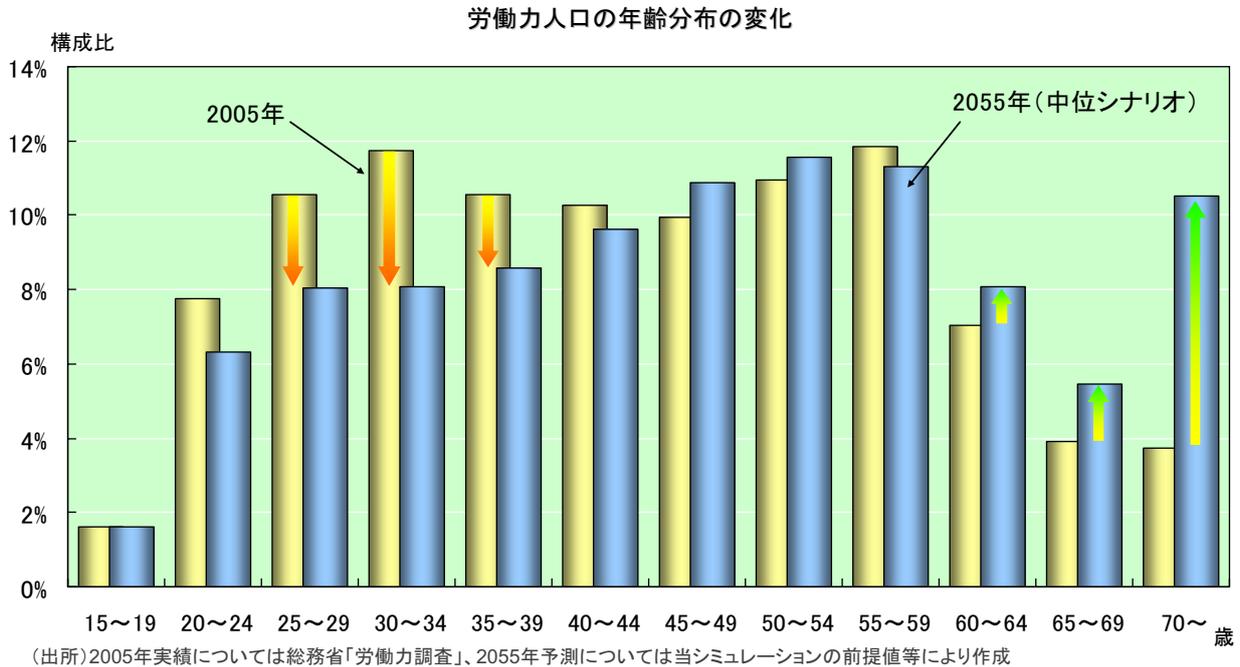


(出所) 現状水準は総務省「労働力調査」(平成18年3月実績)、潜在水準は総務省「労働力調査(詳細結果)」(平成17年平均)より作成

2. その他の前提条件について

(3)労働力人口の年齢分布について

- 2055年にかけて、人口の重心が高齢者に偏ることによって、労働力人口についても高齢者に偏ったものとなる。
- 働き盛りの20代後半から30代にかけての年齢層の割合が減少し、その減少分を60歳以上の高齢者がカバーするイメージとなる。



2. その他の前提条件について

(4)前提条件(サマリー)

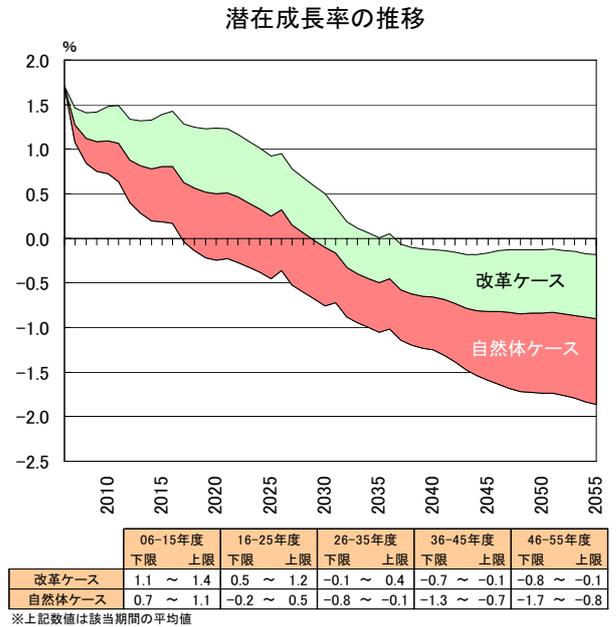
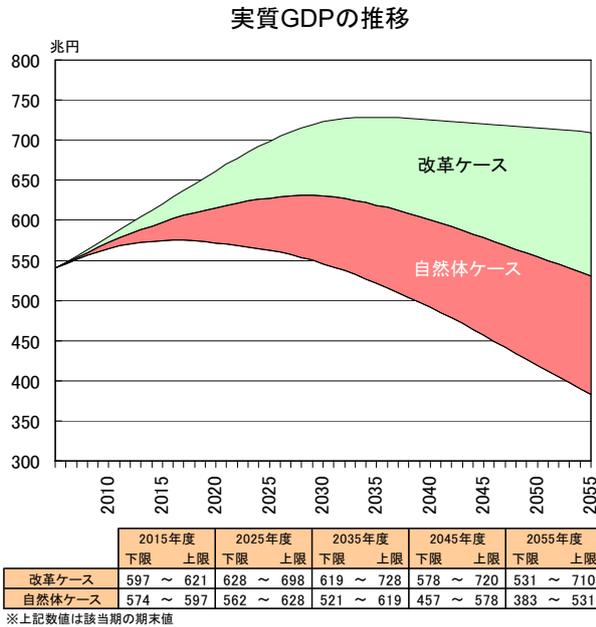
- 第1次報告のシミュレーションと同様に、自然体ケースと改革ケースについて試算結果をレンジで示すこととする。
- 自然体ケースの下限を下位シナリオ、改革ケースの上限を上位シナリオ、その境界を中位シナリオとし、下記のように設定する。

	自然体ケース		改革ケース
	下位シナリオ	中位シナリオ	上位シナリオ
人口動態	国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」の出生中位・死亡中位推計とする		
うち外国人	上記推計の外国人の入国超過数の前提に従う(50年間で361万人の入国超過、前回推計では449万人の入国超過)		
労働力率	男女各年齢層において、現状水準横ばい	男女各年齢層において、2030年にかけて、潜在水準と現状水準の中間値まで上昇	男女各年齢層において、2030年にかけて潜在水準まで上昇
均衡失業率	若年層については現状水準で横ばい。ただし、現状の若年層の傾向が時間を追うにつれ、中年層にも波及	現状水準で一定(現状の若年層の傾向は中年層へは波及せず)	若年層を中心に90年代当初の水準まで回復
全要素生産性	0.8%から15年間かけて0.3%へ低下、その後は0.3%で一定	0.8%で全期間一定	0.8%から15年間かけて1.3%へ上昇、その後は1.3%で一定
財政支出	公共投資は実質水準一定 公務員給与は名目成長率で延伸	公共投資は2011年度まで年▲1% (骨太の方針2006の下限値)で名目値が減少、その後は実質値を実質成長率で延伸 公務員給与は2015年度までは名目成長率を▲0.5%ポイント下回り、それ以降は名目成長率で延伸	公共投資は2011年度まで年▲3% (骨太の方針2006の上限値)で名目値が減少、その後は実質値を実質成長率で延伸 公務員給与は2015年度までは名目成長率を▲0.5%ポイント下回り、それ以降は名目成長率で延伸
消費税	現状維持(5%で引き上げなし)	2009年度に7%へ引き上げ	2009年度以降2013年度まで、毎年1%ずつ10%まで引き上げ

3. 想定される経済諸指標(基本シミュレーション)

(1)実質GDP(潜在成長率)

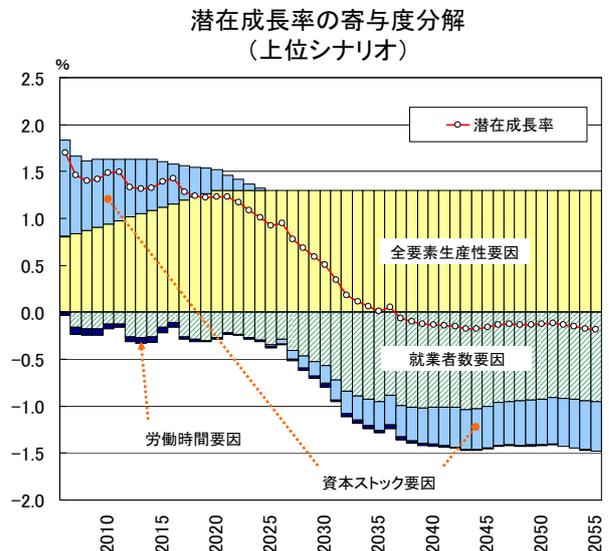
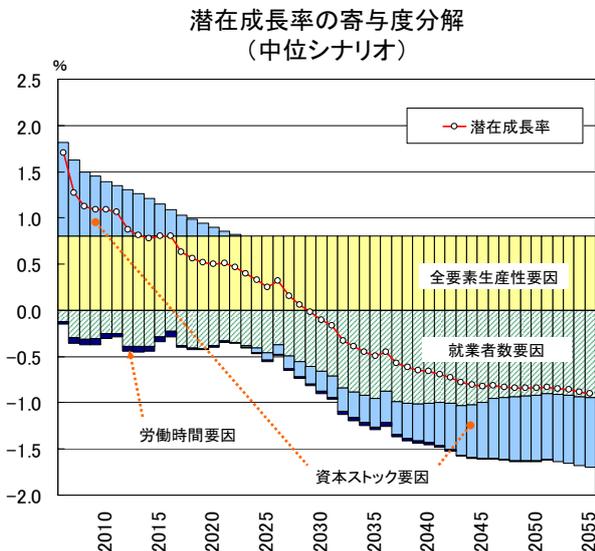
- ▶自然体ケースでは、早ければ2010年代後半、遅くとも2020年代後半には、潜在成長率がマイナスに転じる。
- ▶一方、改革ケースでも、労働力人口の減少スピードが加速する2030年代前半から、潜在成長率はマイナスに転じることとなる。



3. 想定される経済諸指標(基本シミュレーション)

(2)潜在成長率の寄与度分解

- ▶潜在成長率における各要因の寄与を、自然体ケースと改革ケースの境界線である中位シナリオでみると、就業者要因は2030年頃から下押し圧力が強まり、2040年以降は継続的に▲1%程度のマイナス寄与となる。また、資本ストック要因についても、高齢化の進展に伴い貯蓄率が低下し資本制約がかかることから、次第に下押し圧力を強めることとなる。
- ▶改革ケースの上限である上位シナリオでも、就業者要因と資本ストック要因のマイナス寄与を、全要素生産性の改善でカバーすることができないため、2030年代後半に潜在成長率はマイナスに転じることとなる。

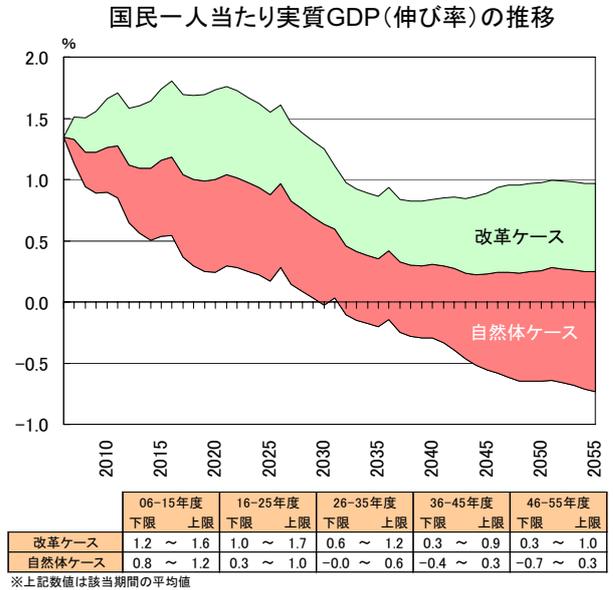
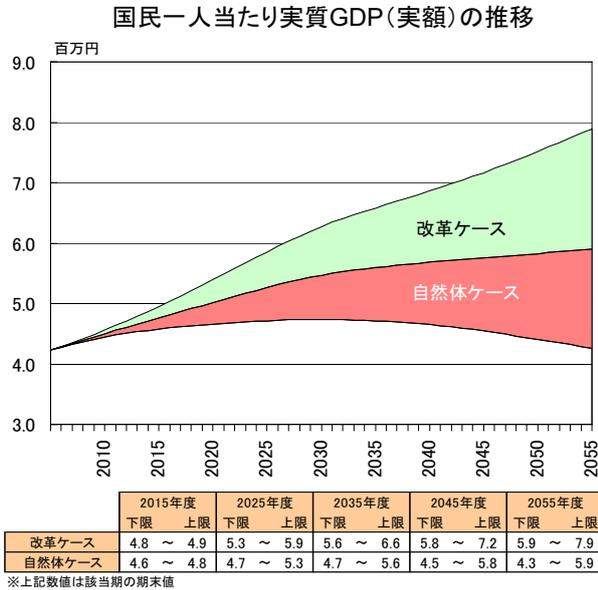


3. 想定される経済諸指標(基本シミュレーション)

(3) 国民一人当たり実質GDP

▶ 今回の前提では総人口の減少率より労働力人口の減少率の方がきついため、「国民一人当たりでみた所得の伸び」は「労働者一人当たりでみた所得の伸び」より低くなる。(最大で▲0.5%程度の低下要因)

▶ 自然体ケースでは、上記要因に加え、全要素生産性の低迷、資本制約による資本装備率の低下により、国民一人当たりの実質所得(実質GDP)の伸びがマイナスに転じる恐れがある。一方、改革ケースではプラスの伸びを維持することが可能となる。

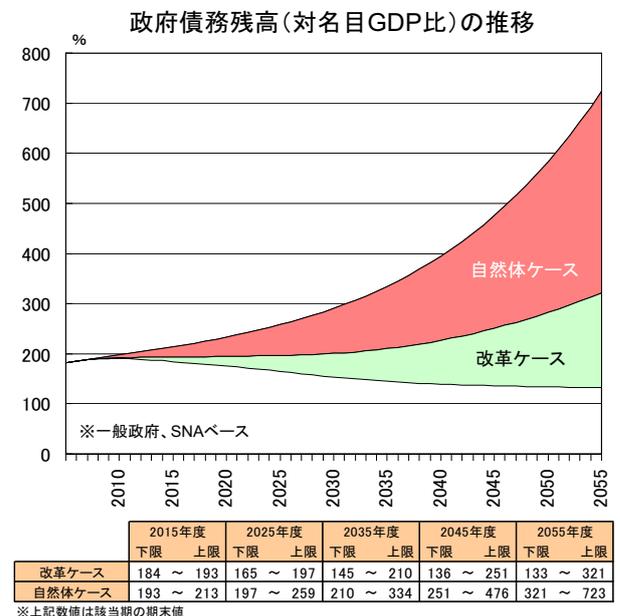
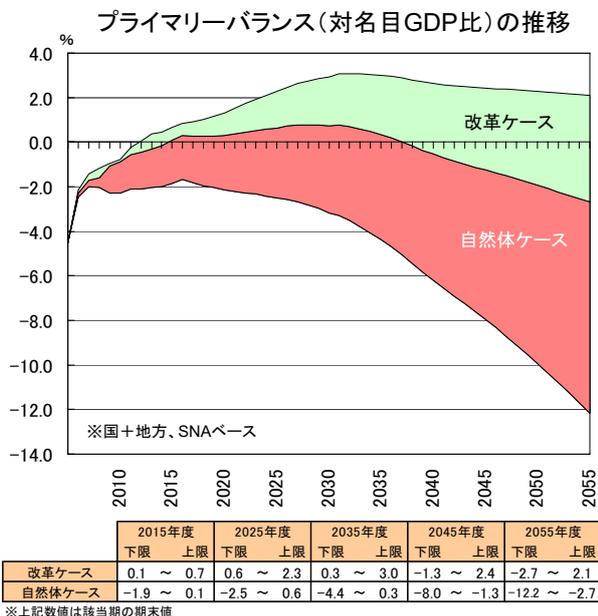


3. 想定される経済諸指標(基本シミュレーション)

(4) プライマリーバランスと政府債務残高

▶ 自然体ケースでみると、プライマリーバランスはおおむね赤字のまま推移し、予測期間後半では社会保障負担の増大等により、赤字幅を拡大することとなる。その結果、政府債務残高(対名目GDP比)は増加の一途を辿る。

▶ 一方、改革ケースでは、2010年代に黒字化が達成されるものの、予測期間後半には再び赤字化する恐れがある。

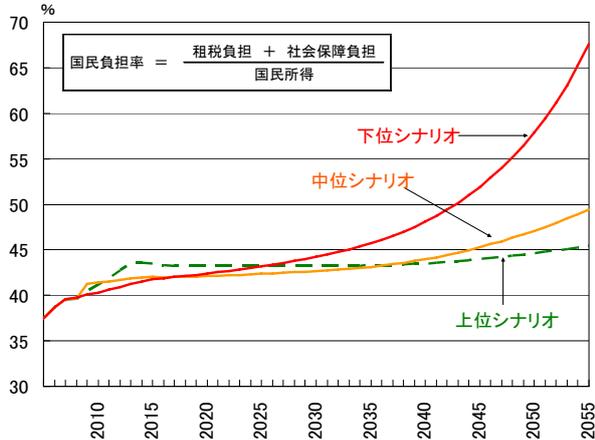


3. 想定される経済諸指標(基本シミュレーション)

(5)国民負担率

▶自然体ケースの下限(下位シナリオ)では、国民負担率は大きく上昇することとなる。中位シナリオでは50%に抑えられるものの、政府の財政赤字を加味した潜在国民負担率では60%を超える水準まで上昇する。
 ▶改革シナリオの上限では、消費税の引き上げにより予測当初こそ上昇するものの、その後は潜在国民負担率でも現状レベルの水準に抑えることができる。ただし、改革ケースを幅で捉えた場合には潜在国民負担率は50%を超え上昇する恐れがある。

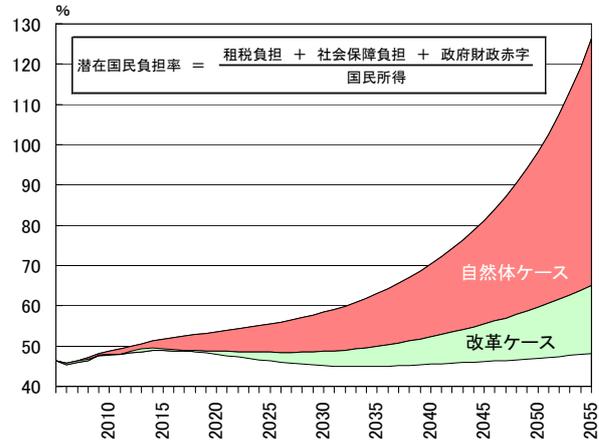
国民負担率(国民所得ベース)の推移



	2015年度		2025年度		2035年度		2045年度		2055年度	
	下限	上限								
改革ケース	42.0	~ 43.4	42.4	~ 43.2	43.1	~ 43.2	43.9	~ 45.3	45.4	~ 49.4
自然体ケース	41.8	~ 42.0	42.4	~ 43.2	43.1	~ 45.7	45.3	~ 51.9	49.4	~ 67.6

※上記数値は該当期の期末値、下限および上限は各シナリオから簡易的に算出したもの

潜在国民負担率(国民所得ベース)の推移



	2015年度		2025年度		2035年度		2045年度		2055年度	
	下限	上限								
改革ケース	48.9	~ 49.3	46.3	~ 48.5	44.9	~ 49.9	46.2	~ 55.5	48.2	~ 65.1
自然体ケース	48.9	~ 51.7	48.5	~ 55.5	49.9	~ 63.0	55.5	~ 81.2	65.1	~ 126

※上記数値は該当期の期末値

4. 出生率が改善した場合に想定される経済諸指標

(1)出生率改善ケースについて

▶ 諸々の改革を実行すると同時に、出生率が改善するケースについて、下記のような前提条件で試算を行う。
 ▶ 人口動態の前提については、国民の希望を反映した潜在出生率(1.75)に基づく仮定人口試算を用いるものとする。

	改革ケース		出生率改善ケース
	中位シナリオ	上位シナリオ	出生率改善シナリオ
人口動態	国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」の出生中位・死亡中位推計とする		社会保障審議会(人口構造の変化に関する特別部会)「希望を反映した仮定人口試算」のケースI(潜在出生率1.75まで出生率が回復するケース)
うち外国人	国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」の外国人の入国超過数の前提に従う		
労働力率	男女各年齢層において、2030年にかけて、潜在水準と現状水準の間値まで上昇		男女各年齢層において、2030年にかけて潜在水準まで上昇
均衡失業率	現状水準で一定(現状の若年層の傾向は中年層へは波及せず)		若年層を中心に90年代当初の水準まで回復
全要素生産性	0.8%で全期間一定		0.8%から15年間かけて1.3%へ上昇、その後は1.3%で一定
財政支出	公共投資は2011年度まで年▲1%で名目値を減少、その後は実質値を実質GDP成長率で延伸 公務員給与は2015年度までは名目成長率を▲0.5%ポイント下回り、それ以降は名目成長率で延伸		公共投資は2011年度まで年▲3%で名目値を減少、その後は実質値を実質成長率で延伸 公務員給与は2015年度までは名目成長率を▲0.5%ポイント下回り、それ以降は名目成長率で延伸
消費税	2009年度に7%へ引き上げ		2009年度以降2013年度まで、毎年1%ずつ10%まで引き上げ

4. 出生率が改善した場合に想定される経済諸指標

(2)国民の希望を反映した仮定人口試算の概要

○仮定人口試算の位置づけ

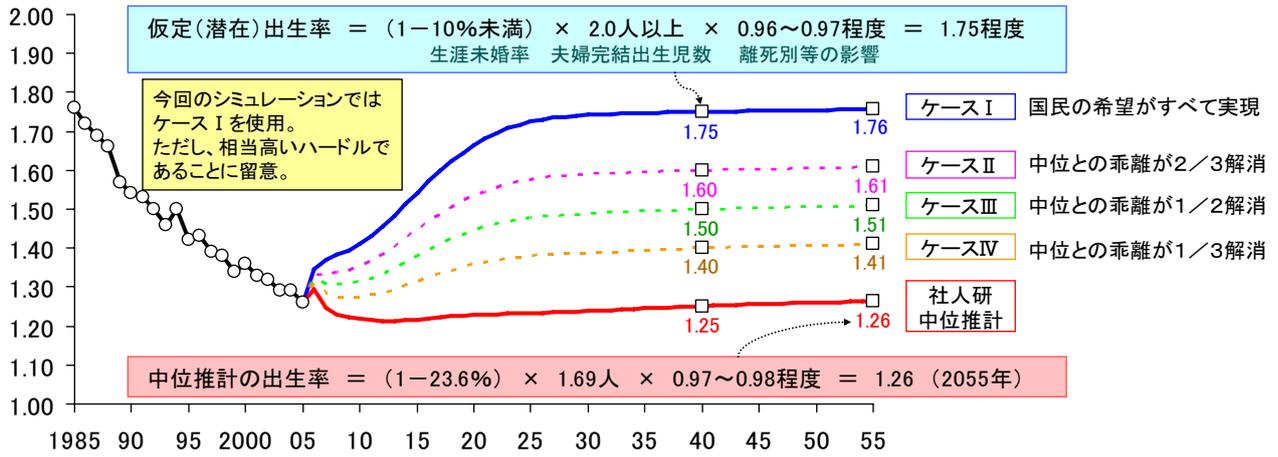
➢ 国民の希望が一定程度叶った場合を仮定した人口試算を示すことにより、人口構造の変化に関する諸問題及び諸施策に関する議論に資することを目的として、厚生労働省が試算。

○仮定人口試算の基本的枠組み、仮定値

➢ 推計期間、基準人口等の基本的な枠組みは、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(平成18年12月推計)と同じ。

➢ 合計特殊出生率の仮定は、国民の希望がすべて実現する場合(ケースI)と一定程度叶った場合で複数設定。(☞下図参照)

国民の希望を反映した仮定人口試算における合計特殊出生率の前提



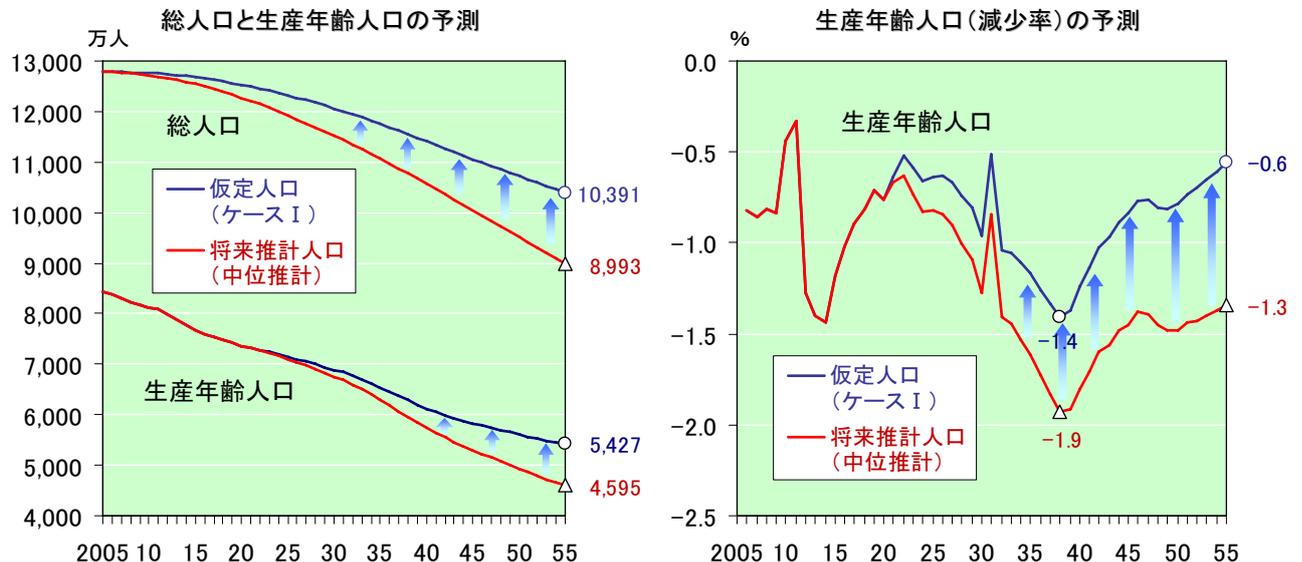
(出所)人口構造の変化に関する特別部会資料「潜在出生率に基づく人口試算等について」(2007年1月19日)等より作成

4. 出生率が改善した場合に想定される経済諸指標

(3)仮定人口(ケースI)と将来推計人口(中位推計)の比較①

➢ 希望がすべて実現すると仮定したケースIでは、2055年時点で、総人口は1億391万人、生産年齢人口は5,427万人となる。

➢ 基本シミュレーションで用いている将来推計人口(中位推計)と比較すると、総人口で+1,398万人、生産年齢人口で+832万人の増加となる。また、生産年齢人口の減少率を比較すると、2030年以降の落ち込みがかなり緩和されており、2055年時点では+0.7%ポイントの緩和効果が期待される。



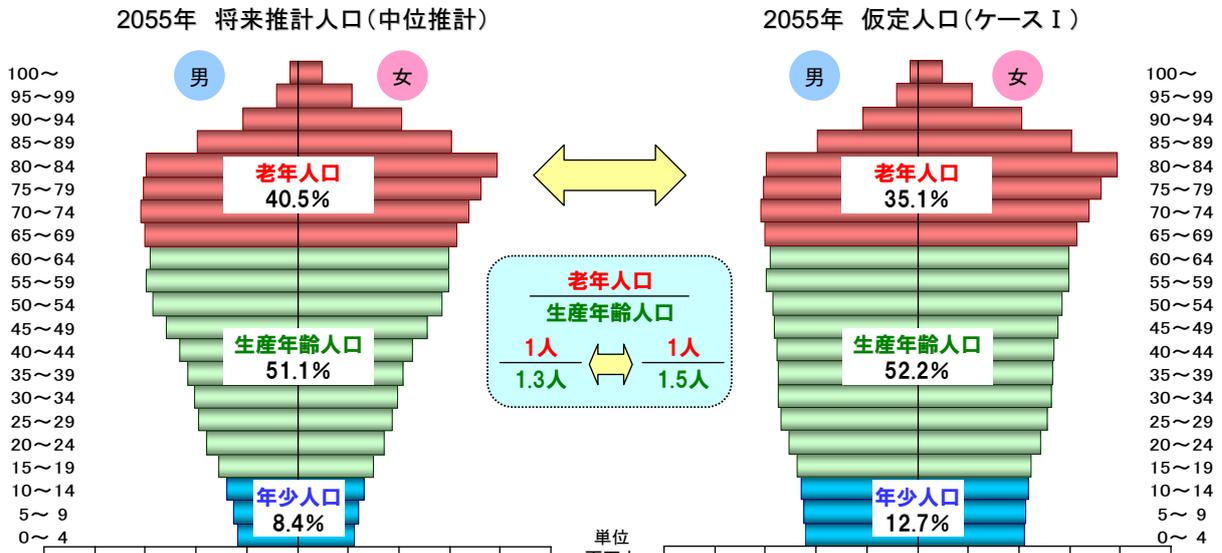
(出所)将来推計人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(2055年は出生中位・死亡中位推計)

仮定人口は人口構造の変化に関する特別部会資料「希望を反映した仮定人口試算の結果」(2007年1月26日)等より当委員会にて作成

4. 出生率が改善した場合に想定される経済諸指標

(4) 仮定人口(ケース I)と将来推計人口(中位推計)との比較②

➢ 国民の希望がすべて実現すると仮定したケース I では、人口ピラミッドの偏りは大きく改善される。
 ➢ 老年人口比率については現状レベル(20.1%)よりは上昇するものの、将来推計人口(中位推計)との比較では、かなり比率が押さえられる(40.5%→35.1%)こととなる。その結果、生産年齢人口と老年人口の比率も、1.5:1まで改善される。



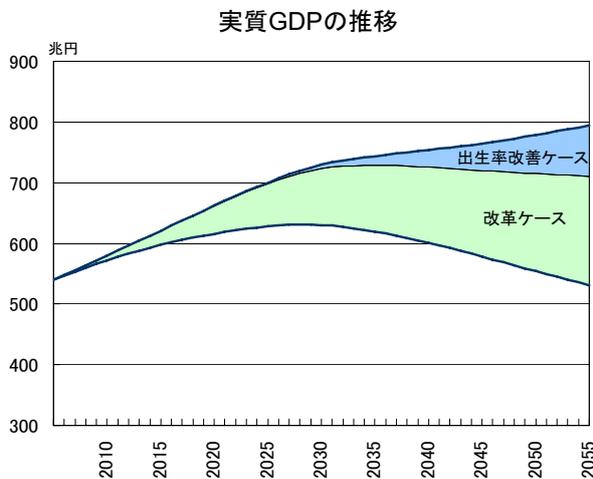
(出所) 将来推計人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(2055年は出生中位・死亡中位推計)

仮定人口は人口構造の変化に関する特別部会資料「希望を反映した仮定人口試算の結果」(2007年1月26日)等より当委員会にて作成

4. 出生率が改善した場合に想定される経済諸指標

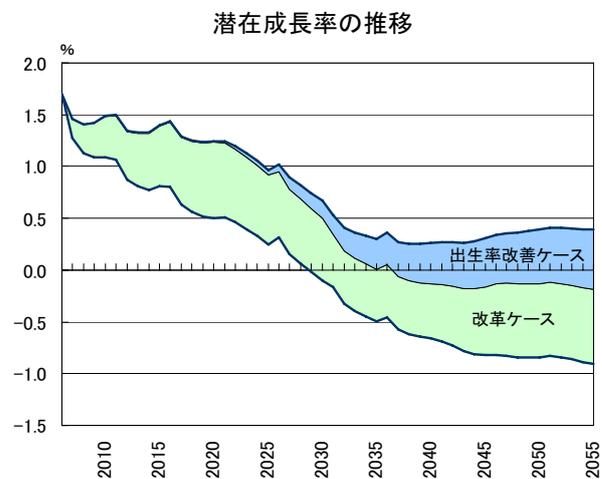
(5) 実質GDP(潜在成長率)

➢ 少子化対策以外の改革を最大限に行った上で、出生率の改善が見込まれば、下記グラフのとおり、潜在成長率のマイナスを回避することが可能となる。
 ➢ また、諸々の改革と並行して、出生率改善に向けた改革を行えば、改革ケースに比べて上限値を引き上げることができ、結果として下記グラフの太線で囲まれたレンジの上方で推移する可能性が高くなるとも言える。



	2015年度		2025年度		2035年度		2045年度		2055年度	
	下限	上限								
出生率改善ケース	621	~ 621	698	~ 700	728	~ 744	720	~ 764	710	~ 794
改革ケース	597	~ 621	628	~ 698	619	~ 728	578	~ 720	531	~ 710

※上記数値は該当期の期末値



	06-15年度		16-25年度		26-35年度		36-45年度		46-55年度	
	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
出生率改善ケース	1.4	~ 1.4	1.2	~ 1.2	0.4	~ 0.6	-0.1	~ 0.3	-0.1	~ 0.4
改革ケース	1.1	~ 1.4	0.5	~ 1.2	-0.1	~ 0.4	-0.7	~ -0.1	-0.8	~ -0.1

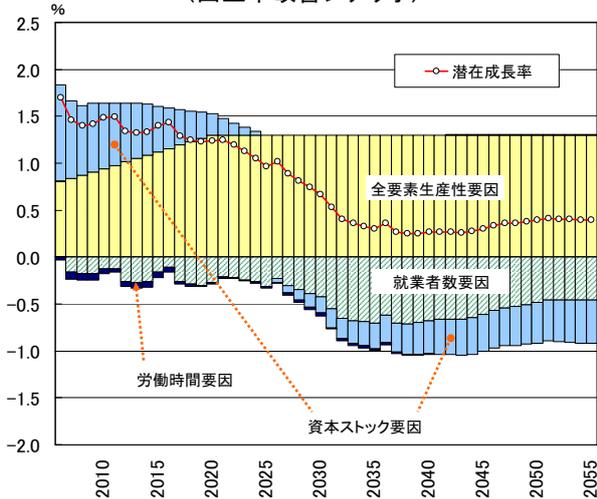
※上記数値は該当期間の平均値

4. 出生率が改善した場合に想定される経済諸指標

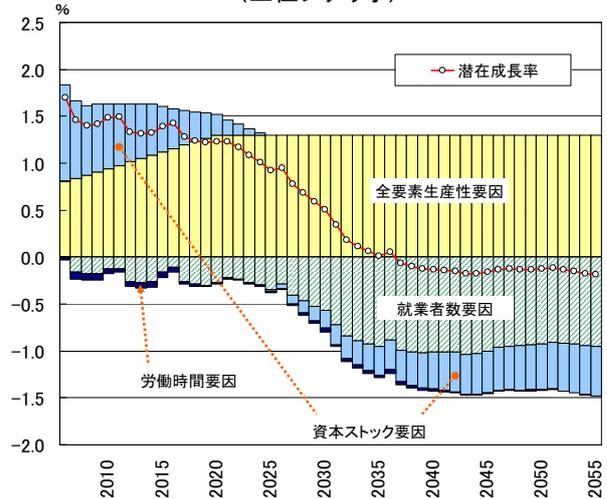
(6) 潜在成長率の寄与度分解

> 出生率改善シナリオでは、2030年頃から就業者要因の下押し圧力が徐々に緩和され始め、2055年には+0.5%ポイントの改善効果が期待できる。
 > その結果、就業者要因と資本ストック要因を合わせたマイナス寄与を、全要素生産性の伸びが上回るため、潜在成長率はプラスを維持することとなる。

潜在成長率の寄与度分解
(出生率改善シナリオ)



潜在成長率の寄与度分解
(上位シナリオ)

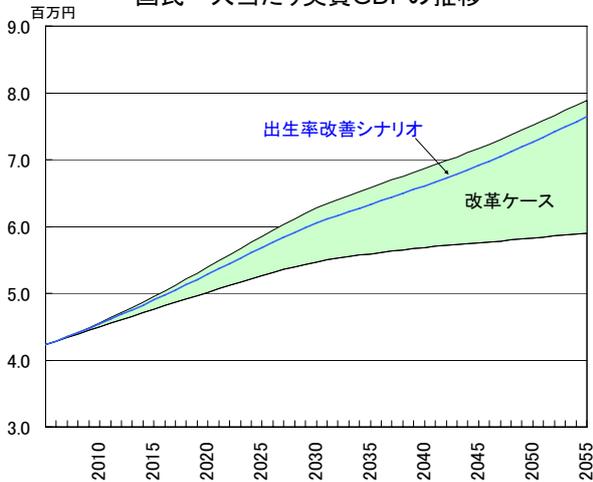


4. 出生率が改善した場合に想定される経済諸指標

(7) 国民一人当たり実質GDP

> 出生率が改善した場合、当初は労働力とはなり得ない若年人口が増加するため、国民一人当たりの実質所得(実質GDP)は薄まることとなる。したがって、予測期間前半では国民一人当たりの実質所得の伸びは、改革ケースの上限と比べて低くなる。
 > その後は、生産年齢人口が増えることから、僅かながらも改革ケースを上回ることとなる。

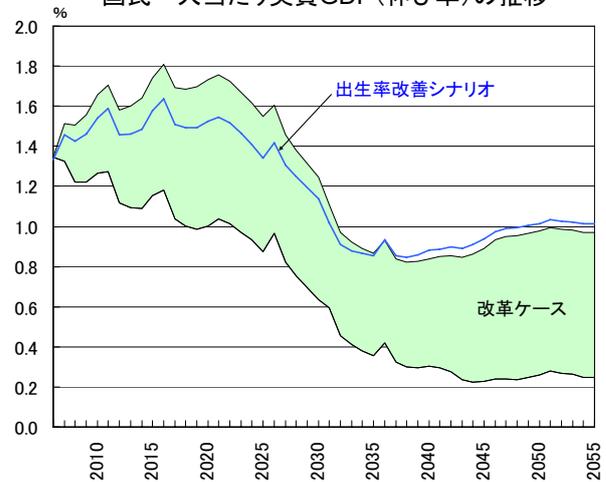
国民一人当たり実質GDPの推移



	2015年度		2025年度		2035年度		2045年度		2055年度	
	下限	上限								
出生率改善ケース	4.9	~ 4.9	5.7	~ 5.9	6.3	~ 6.6	6.9	~ 7.2	7.6	~ 7.9
改革ケース	4.8	~ 4.9	5.3	~ 5.9	5.6	~ 6.6	5.8	~ 7.2	5.9	~ 7.9

※上記数値は該当期の期末値

国民一人当たり実質GDP(伸び率)の推移



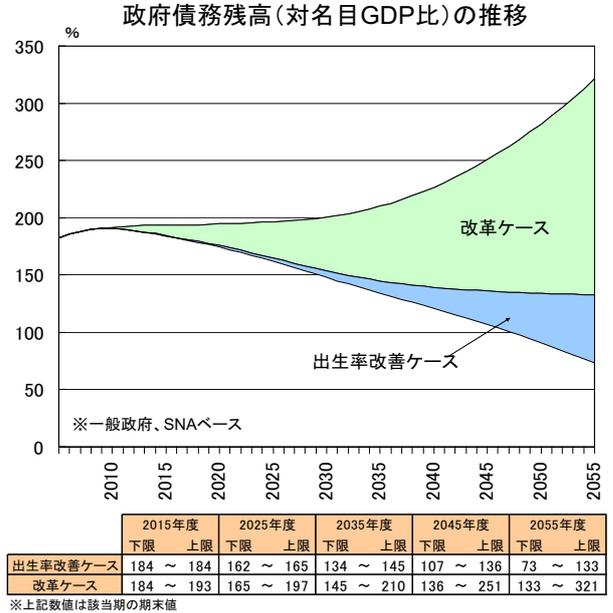
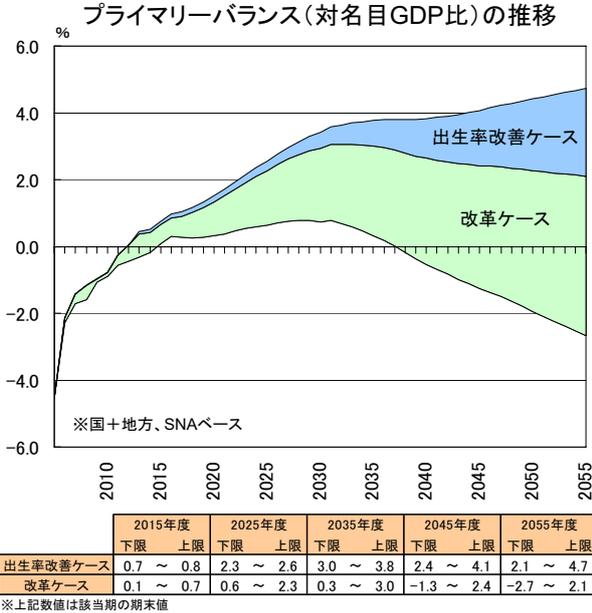
	06-15年度		16-25年度		26-35年度		36-45年度		46-55年度	
	下限	上限								
出生率改善ケース	1.5	~ 1.6	1.5	~ 1.7	1.1	~ 1.2	0.9	~ 0.9	1.0	~ 1.0
改革ケース	1.2	~ 1.6	1.0	~ 1.7	0.6	~ 1.2	0.3	~ 0.9	0.3	~ 1.0

※上記数値は該当期間の平均値

4. 出生率が改善した場合に想定される経済諸指標

(8) プライマリーバランスと政府債務残高

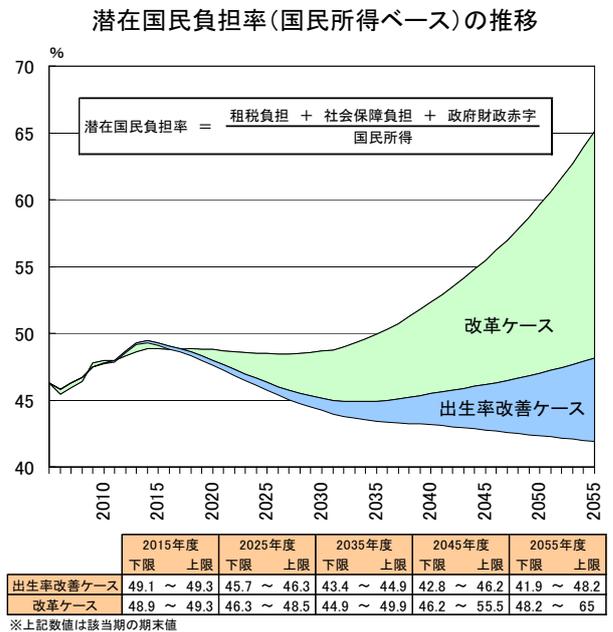
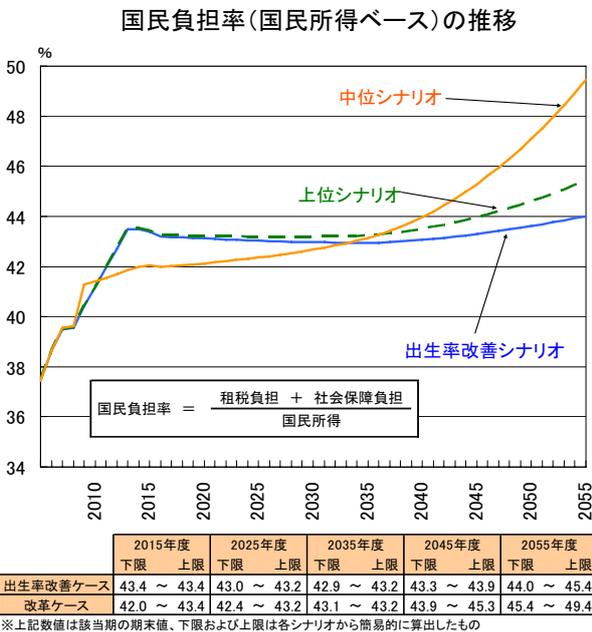
▶ 諸々の改革を最大限行った上で、出生率が改善した場合には、GDPの上昇による税収の増加、老年人口比率の低下による社会保障負担の軽減等から、プライマリーバランスは大きく改善することとなる。
 ▶ その結果、政府債務残高(対名目GDP比)も安定的に低下することが見込まれる。



4. 出生率が改善した場合に想定される経済諸指標

(9) 国民負担率

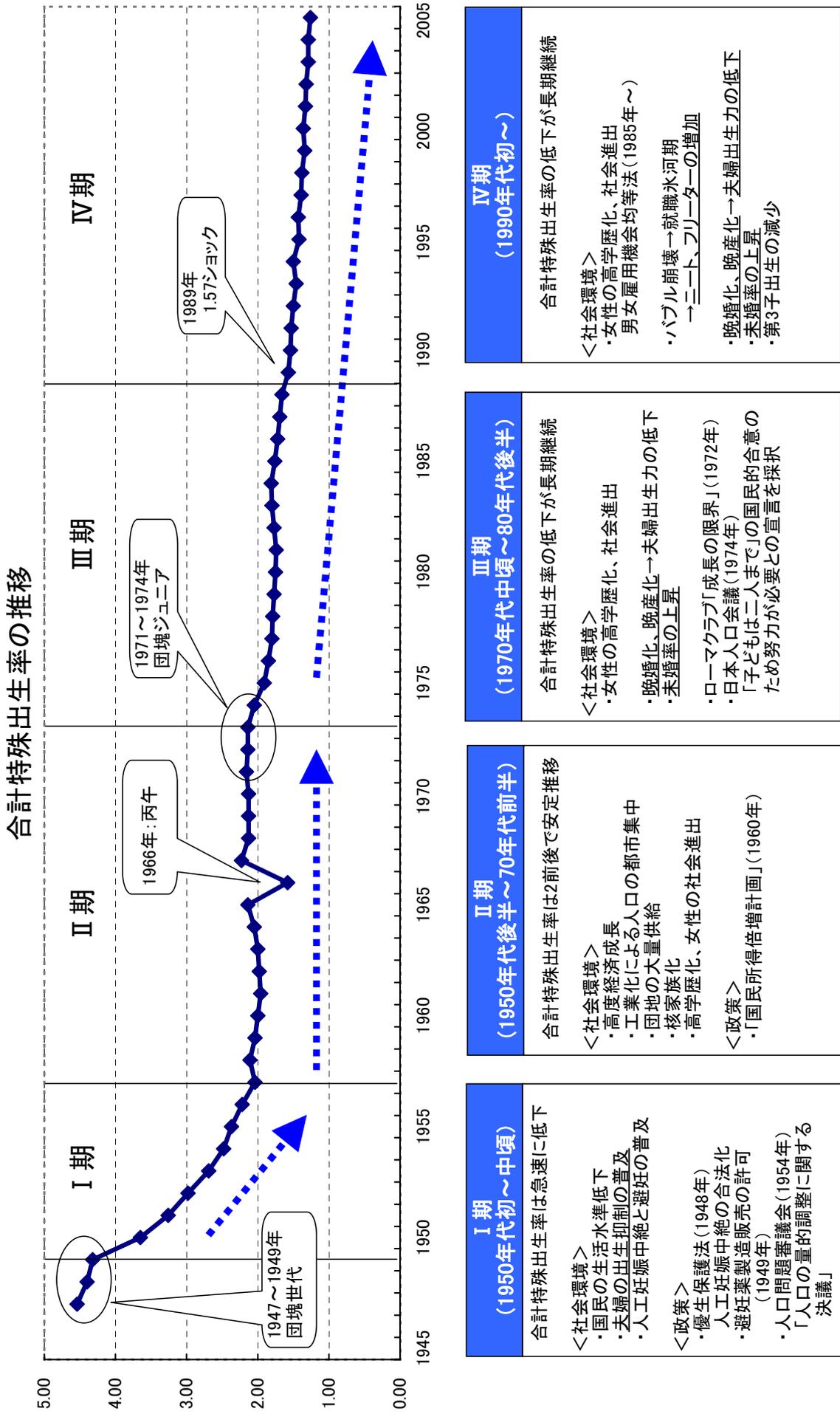
▶ 出生率改善により国民所得は増加する一方、社会保障給付の実額は予測期間中ほぼ変わらないことから、国民負担率は上位シナリオと比べて、さらに抑制することができる。これは潜在国民負担率でも同様の結果となる。



別紙 2 : 少子化関連資料集

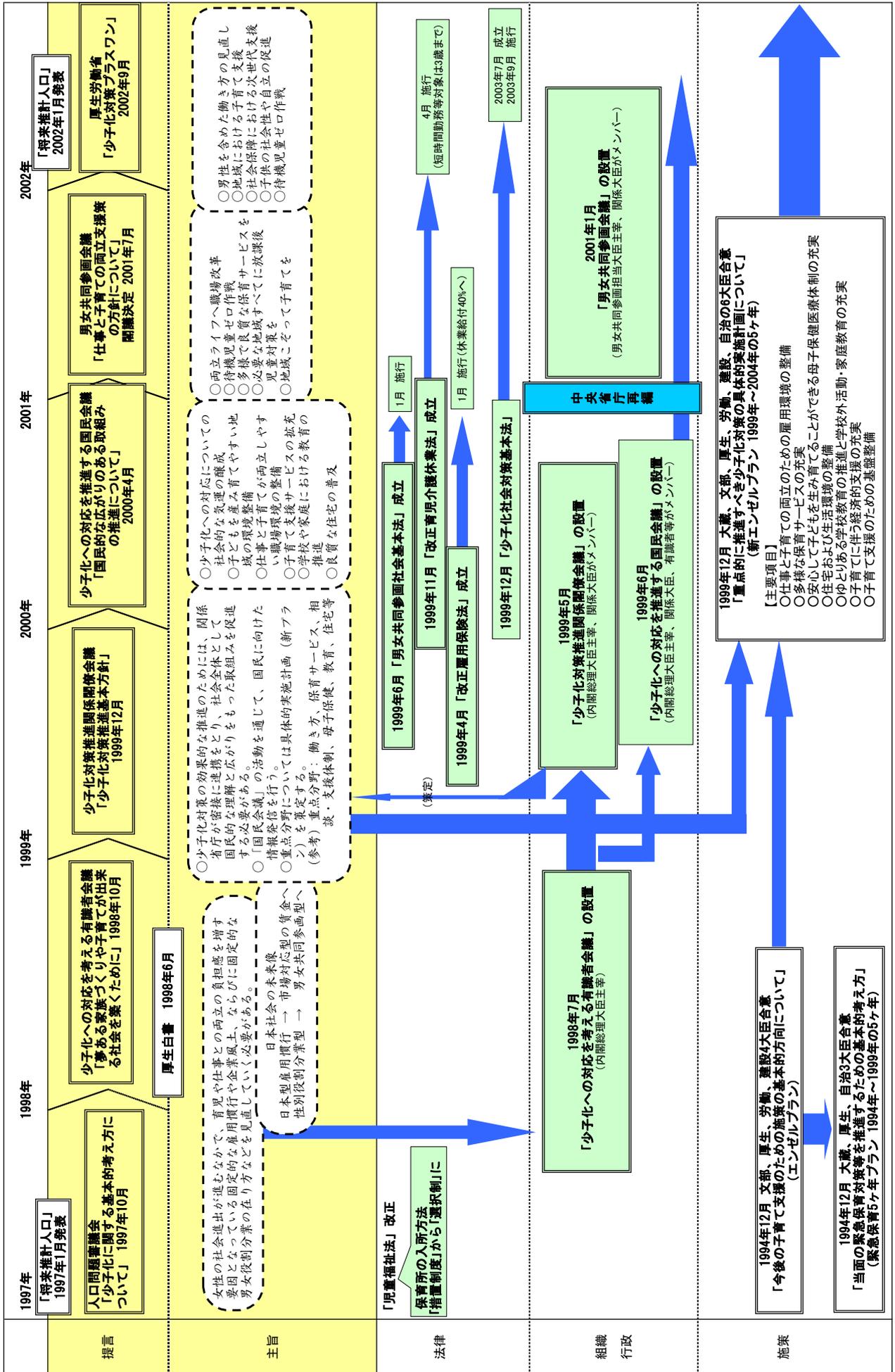
①戦後の日本の出生率低下とその背景	49
②少子化問題に対するこれまでの政策対応	50
③少子化対策に関連する主な提言	52
④少子化に関する主なアンケート調査一覧	60
⑤欧州諸国の少子化対策	69
⑥アンケート調査から見た 少子化対策の項目別優先度	90
⑦地方自治体の少子化対策	91
⑧少子化対策の財源をめぐる地方自治体の声	112
⑨育児・介護雇用安定等助成金一覧	114

戦後の日本の出生率低下とその背景



(出所) 日本人口学会「人口大辞典」、内閣府経済社会総合研究所(2004年4月)「日本の出生率低下の要因分析:実証研究のサーベイと政策的合意の検討」
 国立社会保障・人口問題研究所「人口の動向—日本と世界—人口統計資料集2006」

少子化問題に対するこれまでの政策対応(1997年～2002年)



少子化対策に関連する主な提言（時系列一覧）

1994. 12	文部、厚生、労働、建設 4 大臣合意	「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」
1994. 12	大蔵、厚生、自治 3 大臣合意	「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」 (緊急保育 5 ヶ年プラン 1994 年～1999 年の 5 ヶ年)
1997. 4	東京商工会議所	「少子化対策」に関する提言 -21 世紀における活力ある国民社会のために-
1997. 10	厚生省（現厚生労働省） 人口問題審議会報告書	少子化に関する基本的考え方について
1997. 11	東京経営者協会 女性経営者懇談会「月彩会」	少子化問題に対する考え方（中間まとめ）
1998. 1	日本経営者団体連盟 (現日本経済団体連合会)	少子化問題についての提言
1998. 5	経済同友会	少子・高齢化社会への提言 「踏み出そう、少子化対策への第一歩」
1998. 10	総理府（現内閣府） 少子化への対応を考える有識者会議	夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために
1999. 3	経済団体連合会 (現日本経済団体連合会)	少子化問題への具体的な取り組みを求める -政府、企業、地域・家庭が一体となってシステム改革の 推進を
1999. 12	少子化対策推進関係閣僚会議	「少子化対策推進基本方針」
1999. 12	大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の 6 大臣合意	「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画 について」 (新エンゼルプラン 1999 年～2004 年の 5 ヶ年)
1999. 12	社会経済生産性本部 地域における社会資本整備に関する研究会	少子・高齢社会における社会資本整備 ～多世代融合型コミュニティを目指して～
1999. 12	東京都	第 3 期東京都児童環境づくり推進協議会「最終報告」 子どもが輝くまち東京
2000. 3	社会経済生産性本部	少子高齢化時代の雇用問題
2000. 4	厚生労働省 少子化への対応を考える国民会議	国民的な広がりのある取り組みについて
2000. 4	文部科学省 中央教育審議会	少子化と教育について
2000. 12	農林水産省 少子化対策推進懇談会	農林水産省・農村漁村における少子化対策推進ビジョン
2001. 7	男女共同参画会議	「仕事と子育ての両立支援策の方針について」
2001. 9	参議院 国民生活・経済に関する調査会	少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成（最終報告）
2001. 10	経済同友会	小泉内閣への提言 その 7 「大都市圏における保育所の大幅増設を」
2002. 4	関西経済同友会 少子化対応委員会	日本国民減少時代への対応
2002. 9	厚生労働省	「少子化対策プラスワン」
2002. 9	厚生労働省 少子化社会を考える懇談会	「子供を育てたい、育てて良かったと思える社会をつくる」 ～いのちを愛おしむ社会へ～（中間とりまとめ）
2002. 10	全国商工会議所女性会連合会	総会決議 提言「仕事と子育ての両立支援の充実を目指して」
2003. 3	少子化対策推進関係閣僚会議	「次世代育成支援に関する当面の取組方針」

(別紙2-③)少子化対策に関連する主な提言

2003. 6	日本商工会議所・東京商工会議所 政策委員会	少子化問題とその対策についてー 「出産・子育てに優しい経済・社会」の実現に向けた戦略
2003. 7	日本経済団体連合会 国民生活委員会	子育て環境整備に向けて ー仕事と家庭の両立支援・保育サービスの充実
2003. 12	東京都 第4期東京都児童環境づくり推進協議会	少子社会における東京の子育て支援
2004. 5	自由民主党 少子化問題調査会	「今後の少子化対策の方向について」 (中間とりまとめ)
2004. 6	内閣府 少子化社会対策会議	「少子化社会対策大綱」
2004. 6	自由民主党	マニフェスト
2004. 6	公明党	マニフェスト
2004. 9	内閣府・厚生労働省 少子化への対応を考える国民会議	国民的な広がりのある新たな取り組みについて
2004. 10	総合研究開発機構 (NIRA)	人口減少と総合国力ー人的資源国家をめざして
2004. 12	内閣府 少子化社会対策会議	「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の 具体的実施計画について」 (子ども・子育て応援プラン)
2005. 3	経済同友会 人口減少社会を考える委員会	「個人の生活視点から少子化問題を考える」 ー世代別価値観を踏まえた少子化対策提言ー
2005. 4	内閣府 経済財政諮問会議 「日本21世紀ビジョン」 に関する専門調査会	日本21世紀ビジョン 経済財政展望ワーキング・グループ報告書 ー活力ある安定社会の実現に向けてー
2005. 7	自由民主党 政務調査会厚生労働部会 子育て支援対策小委員会	新たな子育て支援対策の展開について (中間とりまとめ)
2005. 8	自由民主党	マニフェスト
2005. 8	公明党	マニフェスト
2006. 4	自由民主党 政務調査会厚生労働部会 子育て支援対策小委員会	今後さらに実現すべき子育て支援対策について (中間とりまとめ)
2006. 4	公明党	「少子化トータルプラン」 チャイルドファースト社会の構築を目指して
2006. 5	日本・東京商工会議所	「少子化問題に関する提言について」 ～「出産・子育てに優しい経済社会」の実現に向けて～
2006. 5	日本経済団体連合会 少子化対策委員会	産業界・企業における少子化対策の 基本的取り組みについて
2006. 6	内閣府 少子化社会対策会議	「新しい少子化対策について」
2006. 6	社会経済生産性本部 ワーク・ライフ・バランス研究会	「ワーク・ライフ・バランス推進基本法」の提案 (中間報告) ～ワーク・ライフ・バランスを政府全体の取り組みに～
2006. 7	東京商工会議所	中小企業における仕事と子育ての両立支援の 環境整備に関する意見
2006. 7	全国社会保険労務士会連合会	少子化に対する提言について
2006. 10	厚生労働省 男性が育児参加できる ワーク・ライフ・バランス推進協議会	男性も育児参加できるワーク・ライフ・バランス企業へ ーこれからの時代の企業経営ー
2006. 12	日本商工会議所	児童手当制度における乳幼児加算に関する意見

少子化対策に関連する主な提言(項目別一覽と進捗状況)

	政府・与党による施策等	少子化対策の実施・進捗状況	経済団体等からの提言
児童手当	<p>児童手当の充実を図る 児童手当制度における乳幼児加算の創設 税制と児童手当の双方を組み合わせた支援を行う 欧州諸国と同程度の水準まで児童手当を拡充する 18歳までを対象とし、給付水準を倍増する</p>	<p>2006年4月改定 給付金額:据え置き(第1子・第2子5,000円、第3子10,000円) 給付対象:小学校第3学年修了前→小学校修了前 所得制限:自営業596.3万円、サラリーマン780万円 →自営業780万円、サラリーマン860万円 給付金額:約6,420億円(2005年度予算) →約8,580億円(2006年度予算) 乳幼児加算導入(2007年度～) 3歳未満の第1子、第2子を10,000円に増額 政府税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」 (2005年6月) 財政的支援という意味合いが強い税額控除を検討する必要あり (現在は、子どもの扶養を担税力の減殺要因と捉えて所得控除) N分N乗方式については、個人単位税の下であっても、同様の効果あり</p>	<p>児童手当の拡充 ヨーロッパ諸国を参考に、第1子月額2万円程度へ拡充</p>
税制の見直し	<p>子育てを推進する税制等を検討 税制の抜本的な改革の議論の中で検討 3世代同居を促進するよう相続税等を見直す</p>		<p>児童税額控除の創設 扶養控除について、子どもの数に応じて一人当たりの控除額が増額される仕組みを導入</p>
教育的支援(奨学金等)	<p>奨学金の充実を図る 貸与額の引上げや返済時の税制上の優遇措置等の拡大 希望者全員への貸与 教育に伴う経済的負担の軽減</p>	<p>2005年度は、対前年度比7万人増の103万4千人の学生等に対して、690億円増の7,510億円の奨学金を貸与 貸与人員:499,121人(1998年度)→1,091,627人(2006年度) 奨学金事業費:2,655億円(1998年度)→7,999億円(2006年度)</p>	<p>奨学金制度の充実 奨学金の年取条件を緩和し、金額を拡充 大学の授業料は親ではなく本人が負担することを社会常識とし、それを前提とした制度を整備 新たな貸付制度の導入、企業の育英資金とそとのための税制面での支援が必要 教育費の軽減</p>
その他	<p>不妊治療の公的助成の拡大(1年度あたり10万円の助成限度額を倍増) 妊娠中の検診費用の負担軽減 就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実 親の年齢が若く子どもが低年齢期(特に3歳未満の時期)の支援の強化 所得の低い新婚家庭の家賃補助制度の創設 出産育児一時金制度を拡大 育児休業制度の給付水準の引上げ 休業中の労働者を経済的に支援する事業主に対する助成制度の創設 育児休業制度の創設を正式に検討する 社会保障制度の一体的な見直しの中で、子育て支援を拡充し、高齢者に極端に偏っている資源配分の比重を移す</p>	<p>「国民年金法等の一部を改正する法律」(2004年6月) 育児休業を取得した被保険者について(2005年4月から実施) ・育児休業中の保険料免除措置を、子が3歳に達するまで延長 ・子が3歳に達するまでの間、勤務時間の短縮等により標準報酬月額額が低下した場合、保険料は実際に低下した賃金に基づいて算定する一方、将来の年金額を算定する際には、従前の標準報酬月額額に基づいて算定 医療制度改革(2006年6月) 出産育児一時金を30万円→35万円に引上げ(2006年10月～) 乳幼児の自己負担軽減(2割負担)対象年齢を3歳未満 →義務教育就学前までに(2008年4月～) 事業主への助成(育児・介護雇用安定等助成金) 両立支援レベルアップ助成金 中小企業子育て支援助成金(2006年4月～) 不妊治療助成額を年間10万円→20万円に引上げ(2007年度～) 育児休業給付の給付率を40%→50%に引上げ(2007年10月～)</p>	<p>子どもの医療費軽減 バウチャー方式(保育所)の導入 保育所利用者への直接的補助 年金制度における子育ての評価 子育て期の所得保障の充実 20代の若年出産カップルを対象とした出産費用40万円支給、及び住宅支援 出産・育児の社会的責任を果たしている若者への失業給付については、子どもの数に合った給付増を行う 社会保障財源の配分を高齢者から子育て支援にシフト</p>

(注)少子化対策の実施・進捗状況については、主に平成17年版、および平成18年版「少子化社会白書」(内閣府)を参照した。

	政府・与党による施策等	少子化対策の実施・進捗状況	経済団体等からの提言
<p>待機児童の解消</p>	<p>待機児童ゼロ作戦の更なる推進 待機児童ゼロの確実な実現</p>	<p>待機児童数:19,794人(2006年)←23,338人(2005年)←24,245人(2004年)←26,383人(2003年) 保育所利用児童数:200万4千人(2006年) 保育所定員:対前年比2万7千人増加(2006年4月1日現在)</p> <p>保育所の定員の弾力化:年度途中まで定員のプラス25%、年度後半は定員にかかわらず受入可能(2001年度～) 保育所の認可要件:設置主体の制限撤廃、株式会社、NPO、学校法人等多様な主体による保育所の設置可能(2000年～)</p>	<p>増える保育所待機児童の解消 保育ニーズが高い地域を中心に、ゼロ歳からの乳幼児を受け入れる 保育施設の整備を、計画を前倒して速やかに進める</p>
<p>保育サービス その他 (サービス内容の充実等)</p>	<p>就学前の児童の教育・保育を充実する 病児・病後児保育、障害児保育等の拡充 保育・教育にかかわるサービスの利用者負担について、公私の格差、認可無認可の格差、保育教育の格差を解消する パートタイム労働者のための新しい特定保育事業を創設 保育ママの利用日数・時間の弾力化 「保育に欠ける」という部分を見直し、いかなる家庭の子どもであっても利用できる制度にする 特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する 家庭教育の支援に取り組む 全小学区における「放課後子どもプラン」(仮称)の推進 放課後児童クラブを原則として全小学校で実施 放課後児童の対策については小学校6年生まで預かることができるようにする</p>	<p>「認定こども園」制度(幼保一元化)の開始(2006年10月～) 親の就労にかかわらず、0歳から就学前の全児童を対象 延長保育の推進(2000年度:8,052ヶ所→2005年度:13,677ヶ所) 休日保育の推進(2000年度:152ヶ所→2005年度:706ヶ所) 一時保育の推進(2000年度:1,376ヶ所→2005年度:5,959ヶ所) 夜間保育所(2005年度:66ヶ所) 乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育)の推進(2000年度:132市町村→2005年度:389市町村) 家庭的保育事業(保育ママ)実施市区町村への経費補助(2005年度:263人) 「預かり保育」実施幼稚園に対する支援(2006年6月現在:預かり保育実施幼稚園の割合 約70%) 保育士資格の養成課程見直し(2002年) (保育士資格と幼稚園教諭免許を同時に取得しやすくするため) 「幼稚園設置基準」(2002年改定)自己点検評価及びその結果の公表 保育所の特性に着目した評価基準の指針(2005年5月) 放課後児童クラブ(2000年度:9,401ヶ所→2005年:15,184カ所→2009年度までに17,500カ所予定)、障害児の受入も推進</p>	<p>保育サービスにおける民間活力の活用、競争原理の導入 保育分野に関する規制改革のより一層の推進 就学前の教育・保育サービスのあるべき姿の提示 就学後の保育サービス(学童保育等)充実と安全確保の必要性 認可保育制度の見直しと保育に関する考え方の転換 民間サービス参入を促進(病時保育・延長保育等) ベビシッターの資格制度の整備と海外からの人材受け入れ 希望に沿った多様な保育サービスを安価で提供すべき 東京においては長時間開所、零歳児保育など都市型保育サービスを充実 「保育に欠ける児童の保育」から「保育を希望するすべての人の多様なニーズに応える保育」に転換 認可保育所制度の規制改革 地方公共団体独自の認定制度の拡大 利用者ニーズから発想した新たな仕組みの導入 事業所内託児施設への支援 認可保育所制度自体の抜本的見直しのため、制度を廃止 保育園と幼稚園の一体的な整備を推進 早期保育・延長保育・夜間保育・休日保育・一時保育・施設への送迎等、保育サービスの一層の充実化 病後児保育施設を増大するなど、受け入れ体制をより一層整備し、強化をはかる 保育士の資質の向上 保育ママ制度の充実など、民間レベルのサービスの発展を促す</p>

(注)少子化対策の実施・進捗状況については、主に平成17年版、および平成18年版「少子化社会白書」(内閣府)を参照した。

仕事と家庭の両立支援	政府・与党による施策等	少子化対策の実施・進捗状況	経済団体等からの提言
<p>多様な働き方を選択できる環境作り</p>	<p>妊娠初期の休暇などの徹底・充実 育児休業や短時間勤務の充実・普及 長時間労働の是正等の働き方の見直し 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る ITを利用した時間・場所にとらわれない働き方、フレックススタイル制や裁量労働制等の多様な就業形態の普及が重要 多様な働き方(パートタイムや派遣、在宅勤務など)が可能な社会の仕組みに変える 事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進 パート労働者の均衡処遇など、適切な評価と公正な処遇を確保 産前休暇の延長に加え、育児休業を柔軟に取得できるようにする 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める 育児休業後の職場復帰、いったん退職した場合の再就業が容易になるような環境の整備を進める マザーズ・ハローワーク等を通じた意欲ある離職女性が働ける再チャレンジ支援 企業等におけるもう一段の取組みを推進する ファミリーフレンドリーな企業への支援の一層の推進</p>	<p>女性労働者の育児休業取得率:72.3%(2005年度) ※但し、出産前に離職する女性労働者は7割にものぼる ファミリーフレンドリー企業表彰 諸制度に取り組み、企業に対する各種助成金の支給 フレックスタイム事業(育児サービス相談)の整備 (2000年度:39都道府県→2005年度:47都道府県) 在宅勤務を認めている企業は全体の3.4% (日本テレワーク協会2005年2月調査) 仕事と子育ての両立に関する広報活動実施 (10月「仕事と家庭を考える月間」) 「年間総実労働時間1,800時間の達成、定着」に取り組みむ在宅勤務の適切な労働管理の在り方や情報セキュリティ上の対策を明示したガイドラインを事業主へ周知・啓発 「企業のためのテレワーク導入・運用ガイドDVD」等の活用 「母性健康指導事項連絡カード」の利用促進 マザーズ・ハローワーク(全国12都市)の設置(2006年4月) 職業能力開発施設における職業訓練に、土・日・夜間等のコース設定、訓練機会の確保 「再チャレンジ」支援地域モデル事業(7都道府県)(2006年度～) 再就職希望登録者支援事業の整備(2000年度:24都道府県→2005年度:47都道府県) 「再チャレンジ」支援地域モデル事業(7都道府県)(2006年度～) 公務員の取組み 国家公務員の早出遅出勤勤務導入、男性の育児参加休暇の創設等を内容とする規制改正(2004年12月)、人事院が短時間勤務制度の導入を提言(2007年度より) 総務省や経済産業省、国土交通省など複数の省庁において職員によるテレワークを試行中</p>	<p>選択した働き方が不平等とならないように、「やり直しの効く環境づくり」正社員と非正社員に対する均衡処遇の確保や、公平性・透明性ある人事評価の実施、仕事だけでなく仕事以外の生活も含めたキャリア・デザインへの支援 企業それぞれの事情に応じた、労働時間、就業場所、休暇などについて、多様な働き方の選択時の整備・提供 裁量労働制の柔軟適用、ホワイトカラーエグゼンプションの導入等 子どもを持つ男女の働きやすい環境整備 出産・育児が不利にならない職場環境整備 女性が子育てしやすい企業風土の醸成(制度運用面の改善や工夫が重要) 経営トップはワーク・ライフ・バランスを経営上の基本方針の一つと位置付け、自ら率先実行する 減給を前提に育児事由で柔軟に帰宅できる勤務形態を選択できるルールの導入 ジョブ・シェアリングによる新しい育児期間のワークモデルの導入 企業においてファミリーフレンドリーな雇用管理を行う 年齢にかかわらず個人の生産性に見合った賃金体系へ移行する 意識改革の徹底(性別役割分業意識の払拭等) ポテンシャル・アケションへの積極的な取組み 結婚生活を築き易いような環境作り(サマータイム制の導入等) 出産・育児で離職した女性の復職を支援する職業紹介・職業相談サービス(ママ・ハローワーク)の設置 企業内保育所設置 女性の属性に即して、企業に期待する雇用・福祉施策はかきなり異なることを冷静に判断して実施</p>
男性の育児参加	<p>男性の子育て参加を促進する父親プログラム等を普及する 男性を含めた多様な働き方の見直し、実現</p>	<p>男性の育児休業取得率:0.12%(1996年度)→0.9%(2005年度) 男性の育児参加キャンペーン ポスター作成・配布等による意識啓発キャンペーン</p>	<p>男性を含めた働き方の見直しを進める 女性のみならず、男性、特に子育て世代での働き方も再考 男性の育児取得のインセンティブ、ペナルティ制度(北欧の「パパ・クォータ制」)の導入</p>
その他(法律等)	<p>働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動 企業の次世代育成支援の行動計画や両立支援の取組み状況を公表し、企業に対する助成制度を充実 「仕事と生活の調査推進基本法」(仮称)を制定し、国をあげて企業と国民が一体となって「働き方改革」を推進 正規短時間勤務の位置づけを明確にし、賃金や社会保障の格差をなくす 長時間労働を是正するために、時間外労働の割増率を引き上げ 一定の年数雇用を継続した場合には正規雇用への移行を義務付け</p>	<p>「次世代育成支援対策推進法」施行(2005年4月) 「育児・介護休業法」改正(2005年4月) 時間外労働の限度基準を改正(2004年4月) 「多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意」(2002年12月) 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置」に関する指針(改正)(2003年8月)</p> <p>＜公務員の取組み＞ 「育児を行う職員の仕事と育児の両立支援制度の活用に関する指針」 取りまとめ、各府省に発出(2005年2月) 「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員を採用に関する法律の一部を改正する法律」により、任期付短時間勤務職員制度創設(休業を取得している職員の業務を代替)</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスに関する各省庁の施策は全体的な整合性を保っているとはいえず、「仕事以外の生活」を充実させる施策(産め産まぬ産まざるべき社会の取組み)を総合的な視点から進めていくような仕組みを考へるべき ワーク・ライフ・バランス推進基本法を制定して、各省庁の関係施策を総合的に推進できる体制を整備するとともに、民間における取組みの支援を行うなど、国全体が一体的な視点からワーク・ライフ・バランスを推進 企業内保育所設置促進に向けた規制緩和・優遇措置等 働き方の自由度を高めるため、労働法制の規制改革の推進 保育所の入所タイムラグに合わせた4月復帰を認めるなど、育児・介護休業法により柔軟な運用 中小企業向け 両立支援のPR、一般事業主行動計画策定方法の見直し等 コスト軽減のための助成制度の拡充と利用促進のための工夫を行う(助成・支援制度の拡充・要件緩和) 中小企業の柔軟な対応を評価する(両立支援に取り組む中小企業向けの表 彰制度の拡充、認定マーク基準の中小企業への配慮等)</p>

(注) 少子化対策の実施・進捗状況については、主に平成17年版、および平成18年版「少子化社会白書」(内閣府)を参照した。

	政府・与党による施策等	少子化対策の実施・進捗状況	経済団体等からの提言
<p>地域における子育て支援の拠点整備</p>	<p>全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築 一時預かり等地域の子育て支援の充実 自治会、町内会、退職した高齢者等による子育て支援と地域のネットワークづくり 出産・子育てに関するコーデイネーターを設ける 地方公共団体や医療機関など関係者が一体となって支援するネットワークを構築する 地域の様々な子育て支援サービスの充実とネットワークづくり等の推進</p>	<p>地域における子育て支援の拠点を整備 →3,167カ所(2005年度)→6,000ヶ所(2009年度までに) 次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村及び都道府県は「地域行動計画」策定(2004年度末まで) →次世代育成支援対策交付金が交付される(2005年度より) 一時保育促進事業(2000年度:1,700カ所→2005年度:5,959カ所)つどいの広場(乳幼児とその親が気軽に集まり交流できる):488カ所(2005年度) 商店街の空き店舗を活用した取り組みを支援する地方公共団体に 対して、国が設置・運営に要する経費の一部補助 「子育てサポーター」の資質向上を図るため、「子育てサポーター」を養成 ファミリー・サポートセンター(送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行う)設置(2000年度:116カ所→2005年度:437カ所→ 2009年度:710カ所予定)</p>	<p>地域の子育てサポート体制の整備 NPOによる子育て支援促進 地域育児支援ネットワークへの高齢者参加促進 在宅の子育て支援も含め、すべての子育て家庭にさらなる積極的な支援と魅力ある集いの場を提供 若い親が「親」として成長するための支援を強化 「集いの場」の形成促進(高齢者のボランティアの協力等) 高齢者の協力促進、学生の活用 育児支援を行うボランティアの組織化を支援 民間サービスを含めた地域内の保育サービスについて情報提供 カウンセリングや相談窓口体制の強化</p>
<p>その他</p>	<p>地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する 地域行動計画の策定・実施を支援する</p>	<p>シルバークリニック等において、高齢者活用子育て支援事業実施 子育て、まちづくりなどの分野で、女性や高齢者が中心となって行う市民活動の事業化を初期段階で支援</p>	<p>企業も協力した、自治体・NPO等による地域コミュニティでの子育てを支援する仕組みづくり 企業のOB・OGや従業員への地域における子育て支援活動に関する情報の提供など、企業の協力・連携</p>
<p>子育ての大切さ・楽しさを伝える教育や啓発</p>	<p>生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める 安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める 若い世代が子どもや家庭を知り、子どもとともに育つ機会をつくる 乳幼児とふれあう機会の充実を図る 親になるための出会い、ふれあい 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進 学生ベビージンッター等の推奨</p>	<p>「豊かな体験活動推進事業」(2002年度～)では、「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」、「長期宿泊体験推進校」等を指定し、乳幼児の保育体験など、他校のモデルとなる体験活動を実施、全国に普及 私立高等学校や私立幼稚園において、保育体験学習に関する経費を補助する都道府県に対し、所要経費の一部補助 「児童ふれあい交流促進事業」(2003年度～)では、小学生高学年、中学生及び高校生が赤ちゃん講座学習後、乳幼児とふれあい、交流 「子育て理解教育指導資料」を発行(2004年5月) 「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」を実施 将来親となる中・高校生を対象とした「子育て理解講座」を開催</p>	<p>「子どもを持ち育てる」ことの価値観を涵養する教育の充実 子育てのマイナス面ばかりでなく、プラス面も注目すべき学校における、人生設計全般を考えさせるキャリアデザイン教育の強化 企業におけるキャリアデザインに関する研修やセミナーの実施 わが国のあるべき経済・社会の将来像の提示と国民的運動の展開 小・中学校で子育ての意味・意義、家族の重要性について教育の実施 結婚、出産、育児などに関する「ファミリー教育」をすべての中学・高校教育の場で実施し、家族をつくることの意味、価値を啓蒙</p>
<p>その他</p>			<p>子育てへの連帯意識を高めて、社会全体を巻き込んだ子育て支援の取組みを展開</p>

(注)少子化対策の実施・進捗状況については、主に平成17年版、および平成18年版「少子化社会白書」(内閣府)を参照した。

	政府・与党による施策等	少子化対策の実施・進捗状況	経済団体等からの提言
乳幼児の医療体制	小児医療システムの充実 小児医療の体制整備、とりわけ救急医療体制の整備のため、「小児医療再生アクションプラン」(仮称)を策定 子どもの健康を支援する 産科、小児科医療が不足する地域における対策	小児科医の数:32,151人(2004年末)→32,706人(2002年末) ※足元は徐々に減少傾向 「小児救急医療支援事業」の推進(2000年度:51地区→2004年度:185地区) 小児救急医療体制の整備(「小児救急電話相談事業」創設、「小児救急地域医師研修事業」の実施、小児科医以外の医師がITを活用して診療支援を受ける遠隔医療システムの導入支援、小児初期救急診療ガイドブックの発行) 診療報酬改訂(2006年度)では、小児入院医療管理料の算定要件の緩和等、小児医療に配慮した見直しを実施 診療報酬改訂(2006年度)では、小児入院医療の評価や夜間・休日の小児救急医療体制の評価を充実 「成育医療政策医療ネットワーク」構築	小児科・産婦人科医療の拡充 乳幼児医療の利便性向上(自治体によるばらつきに最低基準を設けたり、夜間診療の改善など) 病院の小児科削減への歯止め
医療制度	不妊治療の成功率を高める方策等を検討し、子どもを望む夫婦を強力に支援 子どもを産みたい人への不妊治療対策の充実	配偶者間の不妊治療に要する費用の一部助成(2004年度～) 「不妊専門相談センター事業」の推進(2000年度:18ヶ所→2005年度:54ヶ所)	不妊検査・治療の利便性の向上と総合的対策
その他	子育て支援は妊娠・出産から始まる 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する 産科医等の確保等産科医療システムの充実 出産育児一時金の支払い手続きの改善 特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する	産婦人科医と産科医の数:11,282人(2004年末)→11,758人(2002年末) ※足元は減少傾向 安全で満足できるお産に関する理解・普及を図る事業を実施する自治体への助成 母乳についての保健指導の実施等により、母乳育児を推進 周産期医療ネットワーク(一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制)の整備(2000年度:14都道府県→2005年度:38都道府県) 「周産期医療施設のオープン・病院化モデル事業」を実施(2005年度～)	無痛分娩を含めた多様な出産方法の普及 子どもの健やかな成長のため、人形形成の基礎となる幼児期から豊かな心の育成を図る
就労支援	若者の就労支援に取り組む 若者の安定就労や自立した生活の促進 フリーター等の若者に対するハローワークでの特別相談窓口の創設や、特別職業訓練枠の設定 一定の年数雇用を継続した場合には正規雇用への移行を義務づけ 日本版デュアルシステムの導入など教育・職業訓練の一体的推進 各学校での進路指導に関して、OBを含む企業人をキャリアカウンセラーとして配置し、社会経験の豊かな人材を活用した指導体制の充実を図る	若年完全失業率 15～24歳:8.7%(2005年)、9.5%(2004年)、10.1%(2003年)、9.9%(2002年) 25～34歳:5.6%(2005年)、5.7%(2004年)、6.3%(2003年)、6.4%(2002年) 全体:4.4%(2005年)、4.7%(2004年)、5.3%(2003年)、5.4%(2002年) 「若者自立・挑戦プラン」若者自立・挑戦のためのアクションプラン(取りまとめ)(2004年12月) 「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」(2005年度:全大学の59%、約3万9千人の大学生が体験授業科目として実施したインターンシップ) 「キャリア高度化プラン」推進 「実務・教育連携型人材育成システム(日本版デュアルシステム)」の推進 「若者トライアル雇用事業」実施(2001年12月～) (2005年度:50,722人が開始。そのうちトライアル雇用終了した44,110人の80.0%に当たる35,302人が常用雇用へ移行) 全国の都市部にヤングジョブスポット設置(2005年度:全国に14ヶ所設置) 若者同士の情報交換、職場見学のグループ活動等への支援 「フリーター20万人常用雇用化プラン」策定(2005年5月) 「YES-プログラム」展開(2004年度～) 就職基礎能力を身に付けるための講座修了者や試験に合格等した若年者に証明書を発行 「若年者のためのフロンティアサブセンター(通称ジョブカフェ)」整備(2005年度:全国46都道府県95ヶ所に設置。全国でサービス利用者数延べ約163万人、就職決定者8万9千人)	若者の雇用確保 若者の採用促進のため、若年労働者間での広義のワーキングシェアリングを行う(若者の大量失業と長時間労働という矛盾を解消)
若年者雇用対策	若い世代の親離れを進め、自立して家庭を持つための基礎を整備する 働くことへの意欲を高めるキャリア教育 力向上の取り組み 体験を通じた豊かな人間性を育成する 就業体験学習などの取組みの初等教育での位置づけや中等・高等教育におけるキャリア教育カリキュラムの見直し 子どもの学びを支援する 家庭教育への支援等の充実	「キャリア・スタートウィーク」実施(2005年度～) 中学校を中心とした5日間以上の職場体験 「キャリア教育実践プロジェクト」実施(地域の協力体制構築) 「キャリア探索プログラム」の実施(2005年度:約4,000の小中高対象、約43万人の生徒参加) 「地域ボランティア活動推進事業」、「ボランティア活動広報啓発・普及事業」実施(2005年度～) ひざこもりなどの青年が福祉作業所等での社会体験への参加することを支援する事業を実施(2005年度) 子どもが主体的に考える過程を重視した自然体験や生活体験等の体験活動の機会を提供する事業を実施(2006年度) いわゆる「二つ」などの悩みを抱える青少年に対する体験活動の機会を提供する事業を実施(2006年度～) 地域家庭教育推進協議会に委託し、家庭教育に関する学習機会の提供を充実(2004年度～)	子どもを自立した大人に育てるため、青少年期の育成支援を充実

(注)少子化対策の実施・進捗状況については、主に平成17年版、および平成18年版「少子化社会白書」(内閣府)を参照した。

	政府・与党による施策等	少子化対策の実施・進捗状況	経済団体等からの提言
<p>法律</p> <p>家族の多様化への対応</p>	<p>里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発 母子家庭や父子家庭に対する支援を強化 母子家庭について、300人以上の企業に一定の雇用率を義務付け 養育費の確保のため、行政による代理徴収制度の創設を検討</p>	<p>「児童虐待の防止等に関する法律」「児童福祉法」改正(2004年) 児童虐待の発生予防、早期発見・対応、保護・自立支援を強化 母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金等の「就業支援策」 母子家庭の養育費の確保に向けた広報啓発等の「養育費の確保策」 障害児児童への「児童サービス」、「短期入所」の実施 地方公共団体における、子ども関連施策の行政サービスの一元化 食育基本法成立(2005年6月)、食育推進基本計画(2006年3月) 住生活基本法成立(2006年6月)、住生活基本計画(全国計画)(2006年9月) 公営住宅における子育て世帯の優先入居取扱い、小学校就学前の子どものいる世帯について入居収入基準を緩和、都市機構賃貸住宅における新規募集時における当選率の優遇措置 大規模な公共賃貸住宅団地の建替えに際する保育所等一体的整備の原則化 「ユニバーサルデザイン政策大綱」(2005年7月) バリアフリー化の推進 「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領」(2005年5月) 通学路等のパトロール活動強化、防犯ボランティア等によるパトロール活動、「子ども110番の家」への支援推進 「犯罪から子どもを守るための対策」(2005年12月)「子ども安全・安心加速化プラン」(2006年6月) 学校等と連携した実践的な防犯訓練や防犯教室の実施推進 「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」(2003年7月)の着実な実施 「子ども緊急通報装置」の整備</p>	<p>事実婚・婚外子に対する社会的寛容 家族関連法制のあり方(非嫡出子など) 国際結婚の制度整備と支援 養子縁組仲介制度、里親制度の整備・活用 離婚した後の女性の子育てに対する男性からの養育費の確保</p>
<p>その他</p>	<p>家族・地域の絆を再生する国民運動や社会全体で子どもや生命を大切に作る運動の推進 「家族の日」の制定等、子どもを育む家族や地域の絆を深める国民運動の展開 子どもの健康と安心・安全の確保、安全で安心なまちづくり 「子ども安全アクションプラン」(仮称)を策定 子どもの事故防止策の推進 スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の推進 母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進 子育てを支援する生活環境の整備 三世帯同居、職住近接、保育所等を併設した住宅の供給促進など子育てしやすい住宅・住居 食育の推進 子育てバリアフリーを推進する 行政サービスの一元化を推進する 発達障害等の早期発見・早期療育や児童虐待防止など、多様な支援を必要とする家庭への体制整備を行う マタニティマークの普及 行政サービスの一元化 子どもの「生きる力」を育てる 結婚相談業等に関する認証制度の創設(マル適マーク)の導入</p>	<p>官民による「子育て支援」の創設 住宅環境の整備 出会いを支援するネットワークやビジネスの拡充 三世帯(複数世代)同居の促進 職住近接の環境整備 安心して子育てをできることに視点を置いたまちづくり(バリアフリーやファミリー向けの住宅供給拡大) 女性の地域定住化の促進(男性よりも、若い女性の都市への移動が問題) 農業の近代化(地方の魅力を高めるため) 政府諸施策の効果の検証</p>	

(注) 少子化対策の実施・進捗状況については、主に平成17年版、および平成18年版「少子化社会白書」(内閣府)を参照した。

少子化に関する主なアンケート調査一覧(2002年1月以降)

調査主体 (順不同)	調査名	時期	調査対象・回答	主な内容
1 内閣府	家族の法制に関する世論調査	2006年11～12月調査	全国 20歳以上の者 2,766人	家族の役割、女性の婚姻適齢、名字(姓)、裁判上の離婚原因、嫡出でない子に関する意識(実家の名前を残すために婚姻が難しくなることが「ある」41.9%「ない」53.0%。選択的夫婦別氏制度について「法律を改める必要はない」(35.0%)と「改めても構わない」(36.6%)はほぼ同じ。非嫡出子に法律制度の面で不利益な取扱いを「してはならない」58.3%「やむを得ない」18.5%。)
2 内閣府	子どもの防犯に関する特別世論調査	2006年6～7月調査	全国 20歳以上の者 1,834人	子どもの犯罪被害の不安、地域や家庭の取り組み、政府に望む防犯対策(不安がある人が74.1%。地域や家庭の取り組みで効果があると思うのは「地域の住民が行う防犯活動」。地域の防犯活動(防犯パトロール等)へ参加したい人が多い。政府に望むのは警察職員によるパトロールや通学路上の安全確保等。)
3 内閣府	企業における仕事と子育ての両立支援に関するアンケート (企業における子育て支援とその導入効果に関する調査研究報告書)	2006年2～3月調査	日本に本社をもつ従業員数301人以上の企業 1,368社	両立支援策の導入状況と効果、位置づけ、運用状況、両立支援策への要望や期待(経営への効果は「女性従業員の定着率向上」「意欲や能力のある女性の人材活用が進んだ」等、経営への効果は長期的(5年以上)な効果が評価されている、男性や非正社員も利用している企業)のほうに効果が見られる、男性や非正社員の導入・利用状況は低い、両立支援策に積極的な企業は過半数超、企業規模が大きいほど経営トップが積極的、問題点は労働時間の長さや周囲への負荷、両立支援策の利用促進に必要なのは「職場での雰囲気醸成」「PR」「管理職の呼びかけ」等)
4 内閣府	社会意識に関する世論調査	2006年1～3月調査	全国 20歳以上の者 5,071人	社会、国、社会の在り方等(子育て、仕事と個人生活のバランス等)に関する意識(理想の子どもの数は平均2.66人、持てる子どもの数は平均2.38人。子育てを楽しいと感じることが多い割合は49.3%。子育ての辛さは「子ども将来の教育にお金がかかると」(39.8%)。子育てに大きな役割を担うべきは「親や家族」が多く44.8%。仕事と生活に満足している人は71.9%。)
5 内閣府	少子化社会に関する国際意識調査 (調査対象は日本、韓国、アメリカ、フランス、スウェーデンの5カ国)	2005年10～12月調査	(日本)20歳から49歳までの男女1,115人	結婚・出産・育児・社会的支援・生活にかかる意識について、日本と各国との比較(欲しい子どもの数は「2人」が1位、希望する数まで子どもを増やせ(さ)ない理由「子育てや教育にお金がかかりすぎ(56.3%)」が1位。婚外子への抵抗感が高い。子育ての負担「子育てで出費がかさむ(46.5%)」が1位。育児は主に妻が行う、「夫は外、妻は家庭」に賛成が過半数。「3歳児神話」に賛成が67.8%。「未婚者の結婚促進を国が実施すべき」が過半数。「育児支援を国が実施すべき」96.6%。育児支援策として「経済的負担を軽減するための手当の充実」が1位。)
6 内閣府	少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査	2005年2～3月調査	子どものいる20歳～49歳の女性2,260人	子どもを預かる施設・事業、妊娠・出産・子育て期の働き方、児童手当、所得税制、少子化対策(充実してほしい保育サービスは「保育所の数や定員を増やす」、「延長保育」等。男性の育児取得向上の施策は「事業主への費用負担補助などの支援制度の充実」が多い。税制は「子ども1人あたりの扶養控除の金額引き上げ」が最も多い。重要な少子化対策は「経済的支援措置」が1位。)
7 内閣府	社会意識に関する世論調査	2005年1～2月調査	全国 20歳以上の者 6,586人	社会、国、社会の在り方等(子育て、仕事と個人生活のバランス等)に関する意識(理想の子どもの数は平均2.63人、持てる子どもの数は平均2.26人。子育てを楽しいと感じることが多い割合は49.8%。子育ての辛さは「子ども将来の教育にお金がかかると」(39.2%)。子育てに大きな役割を担うべきは「親や家族」が多く45.1%。仕事と生活に満足している人は69.8%。)

	調査主体 (順不同)	調査名	時期	調査対象	主な内容
8	内閣府	平成16年度国民生活意識調査	2005年1～2月調査	全国に居住する15歳以上80歳未満の男女3,670人	結婚・家族、子育て一般、子育てへの支援、遺産相続、現在の社会状況に関する意識 (「子どもを持つことで豊かな人生を送ることができる」とする人の割合は、子どものいる人が高い。若年層ほど理想の子どもの数は少なくなる。子どもの数に影響を与えているのは経済的負担。) 男女の地位、女性の社会進出、家庭生活等、男女共同参画社会の形成に関する意識 (男女の地位の平等感「男性のほうが優遇されている」の割合が高い。「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」が一番高く40.4%。「結婚は個人の自由」68.0%。「結婚して子どもを持つ必要はない」は反対の方が多い。「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」には反対が多い。家事分担は妻の割合が高い。男女共同参画社会を形成するため、行政は「保育の施設・サービスや高齢者や病人の施設や介護サービスを充実すべき」が最も多い。)
9	内閣府	男女共同参画社会に関する世論調査	2004年11～12月調査	全国20歳以上の者3,502人	将来への危機感、欧米の出生率について、少子化が与える影響、期待する政策、地域社会の活動 (危機感を感じている人が多い。「欧米諸国の政策を取り入れるべき」と「日本で行っても効果があるとはいえない」がほぼ同数。社会保障に与える影響が重要と考える人が最も多い。期待する政策は「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」と「経済的負担の軽減」が多い。)
10	内閣府	少子化対策に関する特別世論調査	2004年9月調査	全国20歳以上の者2,108人	社会、国、社会の在り方等(子育て、青少年、家族、女性の社会進出等)に関する意識 (理想の子どもの数は平均2.60人、持てる子どもの数は平均2.30人。子育てを楽しいと感じることが多い割合は49.7%。子育ての辛さは「子ども将来の教育にお金がかかると」(39.1%)。子育てに大きな役割を担うべきは「親や家族」が多く46.5%。女性の社会進出が社会に活力をもたらす89.2%。男女の役割の固定的考え方が変化し、より良い家庭生活を送ることができている74.5%。)
12	内閣府	少子化社会対策の在り方に関する有識者アンケート調査	2003年11～12月調査	全国各分野の有識者603人	少子化の現状、少子化の要因、施策の方向性 (少子化の進展「望ましくない」80.8%。少子化の要因「女性の経済力の向上、個人の結婚観の変化」が最も多く60.2%。施策の方向性は「結婚や出産を促す社会経済的・心理的要因を取り除くような環境整備の結果として少子化の解消を期待すべき」が最も多く82.9%。)
13	内閣府	第7回世界青年意識調査 (日本、アメリカ、ドイツ、スウェーデン、韓国)	2003年2～6月調査	日本：18～24歳の青少年(男女)1,042人	家庭、学校、職業、友人、地域社会、余暇、国、人生観等 (「男は外で働き、女は家庭を守る」に反対は一貫して増えており、68.5%。「結婚すべき、またはほうが良い」と答えたのは71.8%。一方、スウェーデンでは30.3%にとどまる。)
14	内閣府	社会意識に関する世論調査	2002年12月調査	全国20歳以上の者6,798人	社会、国、社会の在り方等(子育て、青少年、家族、女性の社会進出等)に関する意識 (理想の子どもの数は平均2.62人、持てる子どもの数は平均2.31人。子育てを楽しいと感じることが多い割合は51.1%。子育ての辛さは「子ども将来の教育にお金がかかると」(51.6%)。子育てに大きな役割を担うべきは「親や家族」が多く48.6%。女性の社会進出が社会に活力をもたらす89.0%。男女の役割の固定的考え方が変化し、より良い家庭生活を送ることができている72.8%。)
15	内閣府	男女共同参画社会に関する世論調査	2002年6～7月調査	全国20歳以上の者3,561人	男女の地位に関する意識について、家庭生活について、職業生活について (男女の地位の平等感「男性のほうが優遇されている」の割合が高い。「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」37.6%、「子どもができてきたら職業をやめ大きくなら再び職業をもつ方がよい」36.6%。家事分担は妻の割合が高い。「結婚は個人の自由」72.2%。「結婚して子どもを持つ必要はない」は反対の方が多い。「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」は賛成反対同数。)

	調査主体 (順不同)	調査名	時期	調査対象	主な内容
16	男女共同参画会議 少子化と男女共同参画 に関する専門調査会	少子化と男女共同参画に関する意識 調査(少子化と男女共同参画に関する 社会環境の国内分析報告書)	2006年1月調査	全国47都道府県の25～ 44歳の男女6,415人	子育てにおける地域の協力、子育て費用、生活地域の安全・安心感 (「地域で育児において助け合いが行われている」とするのは22%。「子育ての金銭的負担が大き い」と思うのは66.7%。「生活地域が安全で安心して暮らせる」に同意するのは73.4%。)
17	男女共同参画会議 少子化と男女共同参画 に関する専門調査会	管理者を対象とした面立支援策に関 する意識調査	2005年1月調査	従業員規模100～300人 の企業1,000社(各社1 人)、従業員規模300人 超の企業3,000社(各社 2人) (有効回収数:764票)	育児・短時間勤務利用の職場への影響、制度利用期間中の業務の配分・引継、会社へ期待すること (「子どもができてきたら職業をやめて大きくなって再び職業を持つ方が良い」が最も多い(89.3%)。 育児や短時間勤務利用の職場への影響のプラスマイナスは「どちらとも言えない」が最も多い。「仕 事は職場にいる複数の正社員に引き継いだ」が最も多く半数以上、制度の円滑な利用のために会社 に期待することは「代替要員を確保する仕組みを作る」が多い。)
18	首相官邸	小泉内閣メールマガジン[特別企画] 少子化アンケート	2005年7月調査	23,000件を超える回答	結婚しない理由の1位は「結婚に対する価値観の変化」、2位は「独身生活が快適」。必要な政策 の1位は「経済的支援の充実」、2位は「安心して生み育てられる生活環境の整備」。
19	厚生労働省	第5回21世紀出生児縦断調査	2005年8月 2006年2月 (対象児の年齢が 4歳6ヶ月)	全国の2001年1月10 日から17日の間、及び7 月10日から17日の間に 出生した子89,809人	家族の状況、子どもの生活の状況、子育て感 (きょうだいがいる子は8割を超えた。母が有職の割合は増加しており出産1年前に戻りつつあ るが「常勤」が減少し「パート・アルバイト」が増加。きょうだい構成が「ひとり」の場合「いつ も」「ときどき」ひとりで朝食や夕食をとることがある子が多い。習い事をしている子は約4割。 父の2割は平日に子どもと一緒に過ごす時間が「30分未満」。平日に父と一緒に過ごしている時間 が長い方が子育てを「負担に思う」者の割合が低い。子育て費用の負担に思うのは66.4%で、「保 育所や幼稚園にかかる費用」が最も多い。)
20	厚生労働省	平成17年度女性雇用管理基本調査	2005年10月調査	常用労働者5人以上を雇 用している民営事業所 のうちから産業・規模別 に層化して抽出した 10,025事業所(有効回答 75.3%)	育児休業制度等、介護休業制度等、子の看護休暇制度、時間外労働・深夜業、配偶者出産休暇制度 (女性の育児休業取得率は上昇し72.3%、男性は横這いで0.50%。子の看護休暇制度の規定があ る事業所は3割で、事業規模500人以上で9割超。配偶者出産休暇制度がある事業所での男性取 得率は55.6%。)
21	厚生労働省	第4回21世紀出生児縦断調査	2004年8月 2005年2月 (対象児の年齢が 3歳6ヶ月)	全国の2001年1月10 日から17日の間、及び7 月10日から17日の間に 出生した子41,557人	家族の状況、子育てについての方針、子どもの状況、子育て感 (保育所や幼稚園利用は半数。母が有職の割合は増加。母の労働時間が長いほど午後10時以降に 寝る子の割合が多い。兄弟がいる場合は兄弟と遊び、一人っ子は友達と遊ぶことが多い。習い事を する子は23.4%。子育てを負担に思うことや悩みがあるのは87.0%。)
22	厚生労働省	平成16年度全国家庭児童調査	2004年12月調査	全国の18歳未満の児童 のいる世帯(1,376世帯) を対象として、またその 世帯にいる小学校5年生 から18歳未満までの児 童1,069人を対象	父母及び保護者の状況、父母の仕事からの帰宅時間、1ヶ月にかかる養育費の状況、塾等の状況等 (1週間のうち、家族そろって朝食を食べる日数は「ほとんどない」が30.6%で最も高く、夕食を 食べる日数は「2～3日」が最も多く36.3%。1週間当たりの子どもとの会話時間は、「就労してい る父」は「0～4時間」、「就労している母」は「5～9時間」、「就労していない母」は「70時間以 上」が最も多い。子育てについての不安や悩みは「子どもの勉強や進学に関すること」が多く、次 いで「子どものしつけに関すること」。1ヶ月にかかる養育費は「2万円未満」が最も多い。塾等 へ行っている割合は、小学校1～3年生は44.9%、小学校4～6年生は48.7%、中学生は56.7%)

調査主体 (順不同)	調査名	時期	調査対象	主な内容
23 厚生労働省	第3回21世紀成年者縦断調査 (国民の生活に関する継続調査)	2004年11月調査	2002年10月末時点で20～34歳であった全国の男女20,366人	男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化について (妻の職場に育児休業の「制度あり」では14.3%、「制度なし」では5.2%に子どもが生まれた。妻の職場に育児休業制度があり利用しやすい雰囲気がある場合、85.4%の妻が出産後も同一就業を継続している。) 母性健康管理等の制度及びその実施状況、仕事と育児の両立に関する事項 (育児時間を「男女とも請求できる」事業所38.5% (前回より上昇)。育児期間中の賃金「有給」40.2% (前回より上昇)。産休後「原職」復帰98.4%。妊産婦の通院休暇制度や通勤緩和措置の規定がある事業所が大きく増加。産前産後休業の取得等による不就業期間の取扱規定なしが約半数。)
24 厚生労働省	平成16年度女性雇用管理基本調査	2004年10月調査	常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうちから産業・規模別に層化して抽出した10,089事業所(有効回収率77.0%)	家族の状況、住居、子どもの生活状況、子育て感、父の休日、育児の状況 (母の有職の割合が増加。子どもを育てていて「よかつたと思うことあり」は99.0%。子育ての負担や悩みは「自分の自由な時間がもてない」が最も多い。休日に父が「家族と一緒に過ごすことが多い」は78.8%で、その他の過ごし方では子育てへの負担を感じる割合がやや高い。)
25 厚生労働省	第3回21世紀出生児縦断調査	2003年8月 2004年2月 (対象児の年齢が2歳6ヶ月)	全国の2001年1月10日から17日の間、及び7月10日から17日の間に出生した子42,803人	男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化について (離職した女性の退職理由は「出産・育児のため」が最も多い。)
26 厚生労働省	第2回21世紀成年者縦断調査 (国民の生活に関する継続調査)	2003年11月調査	2002年10月末時点で20～34歳であった全国の男女25,167人	採用状況、コース別雇用管理制度、管理職への登用状況、ポジティブ・アクション、セクハラ (「男女とも採用」企業割合が上昇。管理職に占める女性割合上昇。ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業の増加(29.5%)、大企業では74.0%。ポジティブ・アクションに取り組む理由は「男女ともに職務遂行能力によって評価される意識を高めるため」が最も高く68.0%、取組事項は「人事考課基準を明確に定める」が最も高く64.1%。)
27 厚生労働省	平成15年度女性雇用管理基本調査	2003年10月調査	本社において常用労働者30人以上を雇用している民営企業のうちから産業・規模別に層化して抽出した約7,000企業(有効回答74.7%)	子どもの看護や学校行事のための欠勤、労働時間、休暇、等について (仕事と生活の調和のとれた働き方について、「どちらともいえない」とする企業が最も多く、47.2%。末子の年齢が3～6歳、又は6～9歳の者で、生活優先の働き方を希望する者の割合が高いが、これらの者も実際には仕事優先の働き方をしている。)
28 厚生労働省	仕事と生活の調和に関する意識調査 ・企業調査 ・労働者調査	2003年10月調査	全国の従業員30人以上の企業894社 その企業に雇用されている2,461人	家族の状況、子どもの生活状況、父の育児・家事の状況、子育て感 (母が1年前「無職」で新たに職に就いた者のうち64.9%は「パート・アルバイト」。父親が平日子どもを過ごす時間は「2～4時間」(33.1%)が最も多い。平日に父が子どもと過ごす時間が長い方が子どもの就寝時間が遅くなる傾向。父が育児をいっつもする割合は増加。子育ての負担は「自分の自由な時間が持たない」が63.7%で最も多い。1ヶ月の子育て費用は「1万円」が最も多い。)
29 厚生労働省	第2回21世紀出生児縦断調査	2002年8月 2003年2月 (対象児の年齢が1歳6ヶ月)	全国の2001年1月10日から17日の間、及び7月10日から17日の間に出生した子43,920人	男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化について (育児では「夫・妻いずれも同様に責任をもつ家庭」を築きたい割合が最も多い。「子どもあり」で夫が家事・育児負担をしている場合、していない場合よりも子どもを持つ意欲が高い。夫婦の希望子ども数は「2人」が最も多い。仕事ありの独身女性の現在の仕事の意欲は「結婚後」36.9%、「出産後」21.3%。仕事ありの有配偶女性の仕事を続ける意欲は「子どもあり」58.4%、「子どもなし」37.2%。)
30 厚生労働省	第1回21世紀成年者縦断調査 (国民の生活に関する継続調査)	2002年11月調査	2002年10月末時点で20～34歳であった全国の男女29,052人	

調査主体 (順不同)	調査名	時期	調査対象	主な内容
31 厚生労働省	平成14年度女性雇用管理基本調査	2002年10月調査	常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうちから産業・規模別に層化して抽出した約10,000事業所(有効回答率76.5%)	育児休業制度等、介護休業制度等、時間外労働・深夜業、子の看護休暇制度、配偶者出産休暇制度(女性の育児休業取得率は上昇し64.0%、男性は0.33%。育児休業からの復職率も上昇し88.7%。育児休業者に対する職業能力維持等の措置のある事業所割合は上昇し31.6%。育児のための勤務時間等の措置のある事業所割合は上昇し50.6%。子の看護休暇制度のある事業所は1割、事業規模500人以上で2割超。配偶者出産休暇制度がある事業所での男性取得率は61.6%。)
32 国立社会保障・人口問題研究所	第13回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 夫婦調査	2005年6月調査	全国の妻の年齢50歳未満の夫婦5,932人(回答者は妻)	夫婦の結婚、夫婦の出生力、子ども数についての考え、子育ての状況、妊娠・出産に関わる健康、結婚・家族に関する意識 (晩婚化がさらに進行。友人や兄弟を通じた出会いが首位に。子どもを産み終えた夫婦の子どもの数が減少。出生過程の子どもの数は減少。理想と予定子どもの数を下回る理由の1位「お金がかかりすぎる」。育児利用の拡大。4人に1人が妊娠や出産に関わる健康問題を持つ。)
33 国立社会保障・人口問題研究所	第13回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 独身者調査	2005年6月調査	全国の18歳以上50歳未満の独身者8,734人	結婚、異性交際、生活や女性の健康、ライフコースや子ども数、結婚・家族に関する意識 (結婚する意思を持つ者は9割。希望結婚年齢は頭打ち。異性との交際は低調。女性は「再就職願望」が1位、「両立願望」が理想・予定とともに増加、「専業主婦願望」は減少。希望子ども数は下げ止まり傾向。女性の5人に1人が健康問題。結婚・家族を支持する意識の復調。)
34 国立社会保障・人口問題研究所	第3回全国家庭動向調査	2003年7月	全国の全ての世帯の有配偶女子11,018人	親との関係、夫婦の役割関係、夫婦の共通行動、家族に関する意識 (夫の家事参加は停滞。夫の育児遂行率が高いと、第1子出産時の妻の継続就業率や追加予定子ども数も多い。「子育て・子どもの教育は妻任せ」は過半数。性別役割分担否定派の増加。乳幼児期における母親の育児専念には8割が支持。「子どもを持つこと＝社会的認知」に反対は過半数。)
35 国立社会保障・人口問題研究所	第12回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 夫婦調査	2002年6月調査	全国の年齢50歳未満の有配偶女子6,949人	夫婦の結婚、夫婦の出生力、子ども数についての考え、子育ての状況、結婚・家族に関する意識 (晩婚化が進行。職場での出会いが1/3、見合いは7%に減少。子どもを産み終えた夫婦の子どもの数は2.2人で30年変化なし。出生途上の子ども数は低下。予定子ども数の減少。理想子ども数を下回る理由の1位「お金がかかりすぎる」。結婚についての考え方の変化。)
36 国立社会保障・人口問題研究所	第12回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 独身者調査	2002年6月調査	全国の18歳以上50歳未満の独身者9,686人	結婚、異性交際、ライフコース、子ども・家族に関する意識 (結婚する意思を持つ者は9割弱。希望結婚年齢は晩婚化。結婚相手に「家事・育児に対する姿勢」、「仕事への理解」を重視する女性の増加。女性は「再就職願望」が1位、「専業主婦願望」は減少だが実現すると考える女性も減少。希望子ども数は減少傾向。親と同居する男女が増加。)
37 労働政策研究・研修機構	労働政策研究報告書No.64 2006 仕事と生活の両立—育児・介護を中心に— プロジェクト研究「仕事と生活の調和を可能にする社会システムの構築に関する研究」—中間報告—	2005年6～7月調査	全国の30～54歳男女2,448人とその配偶者1,425人	結婚、出産、子育て、子供の独立、介護、退職、等々の各ライフステージにおける企業の雇用管理、地域サービス、家族の援助に関する実態調査 (<仕事か育児か>の二者択一状況は根強い。正規雇用で育児休業制度があるほど出産。育児休業制度と勤務時間短縮等の両方により出産時まで就業継続する効果は高い。休業を取得しにくい職場環境がある。職場の両立支援制度導入は不十分。男性の約30%は育児休業取得を希望。)
38 労働政策研究・研修機構	人口減少社会における人事戦略と職業意識に関する調査 ・労働者調査 ・企業調査	2004年12月～ 2005年1月調査	全国の従業員100人以上の企業1,237社 企業調査対象企業で働く労働者9,407人、	職場でのストレス、職業生活の先行き、人口減少社会の人事戦略・経営戦略、団塊世代の定年(人口減少・少子高齢化が与える影響は「マイナスの影響が大きい」は経営戦略が6割、人事戦略が7割。人口減少・少子高齢化を踏まえた今後の経営戦略は「コスト削減」が69.1%、人事戦略は「人的能力の向上」が60.2%、「女性の活用」は35.9%。)

	調査主体 (順不同)	調査名	時期	調査対象	主な内容
39	日本労働研究機構 (現：労働政策研究・研修機構)	育児や介護と仕事の両立に関する調査 (企業調査) 育児と仕事の両立に関する調査 (雇用者) 育児に関する調査 (無業者) 介護と仕事の両立に関する調査 (介護個人調査)	2003年3月調査	全国の従業員30人以上の企業2,781社 民間の企業雇用者で就学前の子どものいる男女2,047人 出産1年前時点で雇用者として勤務していた現在無職の女性で就学前の子供がいるもの517人	育児や介護と仕事の両立、育児と仕事の両立に関する調査 (育児支援制度のニーズについて企業と従業員の認識にずれ。妻の産後8週間に育児休業を取得した男性は64.3%。「仕事と育児を両立できている」は3割、男性「仕事の影響がある」3割。看護休暇の満足していない」4割、女性「仕事と育児のどちらも中途半端で不満がある」3割。看護休暇のニーズが高いが導入企業は13.7%。仕事をしている・していないにかかわらず、ほとんどの女性が育児にストレス・不安。)
40	経済産業省	少子化時代の結婚関連産業の在り方に関する調査研究 ・一般未婚者モニターアンケート調査 ・結婚情報サービス会員アンケート調査 ・結婚相談・結婚情報サービスに関するアンケート調査	2006年1～3月 6月調査	20～44歳の独身者4,041人 結婚情報サービス協議会加盟社のサービス利用者(会員)1,009人 結婚相談業、結婚情報サービスを営む事業者525件	未婚化・晩婚化を巡る現状、結婚関連サービスの実態と課題、結婚関連サービスの発展に向けて(未婚化・晩婚化の要因として「出会いの機会が減少している」、「適齢期意識が薄らいでいる」、「結婚や家庭生活に対する男女間の価値観の相違」等。結婚関連サービス入会会員約60万人、課題は「ニーズとサービス機能とのミスマッチ」、「消費者からの苦情」、「ネガティブイメージの浸透」。)
41	財団法人 こども未来財団	子育て家庭の経済状況に関する調査報告書	2005年10月調査	既婚の20～44歳の男女	子育てに対する負担感、子どもを持つこと増やすことに対する意識 (子育てに負担を感じる理由の1位はしつけ、2位は養育費)
42	財団法人 こども未来財団	中小企業の子育て支援に関する調査報告書	2004年12月調査	正規従業員が5人以上 300人未満の企業800社、およびその従業員1,224人	子育て支援の企業の実施状況と従業員の希望、子育て支援実施の理由とその効果、女性のキャリア形成、若者の積極雇用策 (企業と従業員のギャップで大きいのは、「フレックスタイム」や「子どもの看護のための休暇」)
43	財団法人 こども未来財団	子育てに関する意識調査報告書	2004年3月調査	全国の中高校生から中高年までの2,922人	持たたい子どもの人数一理想と現実のギャップ、少子化の背景、未婚・晩婚化の背景、子育ての楽しさ等の意識、中高生の結婚・子育て意識 (少子化の背景で1位は「子育てにお金がかかるから」、次いで「自由な時間がなくなるから」、「企業の両立支援の制度が整っていないから」等)
44	財団法人 こども未来財団	子育てにコストに関する調査報告書	2002年10月調査	0歳～6歳の子どものを持つ世帯	子どもの各年齢別子育てコストと妊娠・出産コスト (年間所得が高い世帯ほど子育てコストが高い、所得が低いほど子育てコストの割合が高い)
45	21世紀職業財団	継続就業女性の就業意識等に関するアンケート	2005年10月調査	労働者数100人以上の企業1,279社 対象企業に勤務する40歳以上の男女労働者11,102人	出産や育児による休業等ハンデイにならない人事管理・能力評価制度、離職理由、働く理由、結婚や出産・育児に際しての継続就業意識、役に立った育児支援及び最も必要な育児支援等 (働く理由の1位は「経済的に働くことが必要であるから」。結婚で辞めたいと思ったり又は退職した理由の1位は「仕事と両立する自信がなかった」。出産・育児期は「自分の手で子育てがしたかった」。)
46	21世紀職業財団	女性管理職の育成と登用に関するアンケート	2005年3月調査	3市場上場企業及び店頭銘柄等を含む409社	これからの人事戦略、女性管理職の状況、女性管理職の比率の増減状況、女性役員の状況 (「女性社員の活用と登用」を重視するのは大規模企業に多い。女性の活用及び登用を妨げている理由は「出産・育児を契機に退職すること」が多い。女性管理職増加のための数値目標を設定している企業は少ない。女性役員がいるとする企業は8.9%にすぎない。)

	調査主体 (順不同)	調査名	時期	調査対象	主な内容
47	21世紀職業財団	企業の女性活用と経営業績との関係に関する調査	2003年1～2月調査	1部、2部上場企業及び店頭銘柄、生命保険、損害保険等を含む3,347社	女性の能力発揮促進のための取組、能力発揮促進の効果、女性の活躍推進と企業業績(女性社員の能力発揮促進の効果があつたとする企業は52.3%。女性の能力発揮促進の取組が進んでいる。発揮促進の効果があつた企業ほど成長性指標と総合経営判断指標が良好。)
48	経済同友会	欧州委員会アンケート調査	2006年6月調査	会員企業156社の人事担当者	ワーク・ライフ・バランスの認知度、フレキシブル・ワーキング制度の導入状況(約1/4の企業がワーク・ライフ・バランスという概念を知らなかった。導入している制度の中で最も多かったのが「フレックスタイトム制」で6割近くの企業が導入済みか計画中。対象となる企業の8割程度が制度導入の効果ありと回答。)
49	経済同友会	個人の生活視点から少子化問題を考える ～世代別価値観を踏まえた少子化対策提言～	2004年12月調査	1980年代生まれ(15～24歳)、1960年代生まれ(35～44歳)、1940年代生まれ(55～64歳)の計2,000人	結婚観・家族観、出産・育児観、結婚した理由、更に子どもが欲しいと思う時の障害、最も必要な施策 (80年代生まれの結婚理由の半数以上が「できちゃった婚」。80年代生まれの既婚者が更に子どもが欲しいと思う時の障害としては、「将来の子どもの教育費用が高い」(78.6%)、「出産・育児費用の負担が重い」(77.1%)。)
50	日本経済団体連合会	提言「子育て環境整備に向けて」フォローアップ調査結果	2005年12月調査	107社・団体	企業の意識啓発、柔軟な労働時間や就業場所に配慮する制度、出産・育児に関する休業・休暇制度(企業が子育て支援を行う理由としては、意欲や能力のある女性社員の確保のためが最も多く、次いでCSRの観点からが多い。法定内容を上回る育児休業制度があると答えた企業は59.8%で、問題点や課題については男性の取得促進や代替要員の確保があげられた。)
51	経済広報センター	少子化に関するアンケート	2006年2月調査	経済広報センターに登録している社会広聴会員3,974人	少子化、未婚化、晩婚化、政府の少子化対策、少子化対策の財源について (「少子化に不安を感じる」が82%。初婚年齢の上昇原因の1位「結婚の価値観が変化」。今後の少子化対策で重要なのは「職場における環境整備」が1位。少子化対策の財源は「増税はしないで、国家予算の配分比率を少子化対策に振り分けるべき」が1位。)
52	全国商工会議所女性連合会	子育て世代の就業環境に関する調査	2002年4～5月調査	中小企業に勤める共働き者575人	誰から支援されているか、施策等の最優先課題、職場内で希望するサポート (保育施設には利用時間の延長や病児受け入れ等の多様化を望む声が多い。職場内での希望は、一緒に働いている人の理解が多い。)
53	日本労働組合総連合会	2006 連合生活アンケート「格差社会」のもとで二極化する所得と働き方の実態	2006年6～9月調査	連合の組合員約22,000人 正社員以外の労働者約8,000人	家計所得と消費、働き過ぎの状況、仕事と生活の調和、パート労働者の労働実態と意識 (残業時間は増加傾向で、残業時間が長いのは20歳代後半、30歳代男性。過労による健康不安を感じているのは23.4%。「いまの社会は、子どもを生み、育てやすい」と思う人は1割強。乳幼児や保育園の段階では時間的・肉体的負担、高校以上では経済的・精神的負担を感じている。育児と仕事の両立が「できていない」は24.8%。労働関連時間が長いほど「できていない」割合が高い。)
54	日本労働組合総連合会	仕事と子育ての両立に関するアンケート	2006年2～3月調査	主に働いている男女(組合員、非組合員を問わず)男性593人、女性434人の計1,027人	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、その職場環境への影響、及び施策の認知度 (行動計画の影響について、計画がつけられたと回答した人の半数以上が「特に変わらない」と回答。「コスト・人員の削減で両立が難しくなっている」との回答も13%あった。)
55	日本労働組合総連合会	2004 連合生活アンケート(一般組合員編)	2004年6月調査	連合の組合員約21,000人	賃金、処遇制度、時間外労働時間と不払い残業、家庭生活等 (時間外労働は1年前と変わらないが46.4%、増えたが27.7%、減ったが22.0%。仕事と家庭の両立をはかるための条件は、男性が時間外労働の削減、女性が配偶者の協力がトップ。)

	調査主体 (順不同)	調査名	時期	調査対象	主な内容
56	日本労働組合総連合会	2002 連合生活アンケート	2002年6月調査	連合の組合員約 23,000 人	職場生活における不安、賃金、仕事の負担感、時間外労働、仕事と家庭の両立の問題 (共働き子どもあり世帯の女性の8割が、仕事と家庭の両立を負担に感じる。仕事と家庭の両立に「かなり負担を感じる」女性の3割が、「短時間正社員制度」を「すぐにも利用したい」) 男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援、子どもの社会性の向上や自立の促進 (父親は家事や育児を優先させたいが現実には仕事を優先、問題点は「子育てに十分時間をかけられない」、「休みが取りにくい」、残業が多い)。母親の悩みは「仕事や自分のことができない」が最も多い。地域の付き合いがある母親は子育てを楽しんでいる。中高生の結婚・育児・仕事観は全般的に前向きだが「わからない」も多い。中高生の結婚への考え方は「両親の仲の良さ」に密接に関連。)
57	UFJ総合研究所 (現：三菱UFJリサーチ & コンサルティング)	子育て支援策等に関する調査研究報告書 (厚生労働省委託調査)	2003年1～2月調査	未就学児を持つ1,765世帯の父母 中学生及び高校生 1,010人	結婚、家族、育児、就業、家計、自己・社会意識、少子化についての考え方 (継続無子家族は予定子ども数と理想子ども数の開きが大きい (不妊や高齢出産)。若年1人っ子家族では「子育ては楽しいことが多い」が9割。継続1人っ子家族の子ども数も夫婦の意識よりも年齢や健康面が影響。)
58	電通	少子化に関する意識調査研究報告書 (厚生労働省委託調査)	2004年2～3月調査	全国に居住する20～49歳の男女個人 (集計対象数2,100人)	雇用管理の特徴、両立支援策、女性能力活用策の導入・運用状況、雇用管理の有効性、業績関連 (両立支援策と人材育成策を同時に実施する企業で「量・質ともに必要な人材が確保できる」割合が高い。両立支援策が従業員の定着や女性の出産後継続就業の割合を高めている。人材育成策と両立支援策の組み合わせにより従業員のモチベーションが高くなる傾向。)
59	ニッセイ基礎研究所	両立支援と企業業績に関する研究会報告 (厚生労働省からの委託調査)	2005年10月調査	従業員数301～2,000人規模の上場、未上場企業446社	育児休業の取得状況、男性個人の意識、夫婦間の時間と収入の分布、職場側の要因 (育児休業を取得しなかった男性のうち「できなかった」が39.5%で最も多く、次いで「わからない」が34.7%。未子誕生時の妻の就業状態は「働いていなかった」が72.9%。男性で育児を「非常に取得しにくい」は53.5%。)
60	ニッセイ基礎研究所	男性の育児休業取得率は上昇するか—育児休業に関するアンケート調査 (厚生労働省からの委託調査) 結果から—	2002年3月調査	「6歳未満の子どもを持つ」、「有配偶者」、「20歳以上40歳未満」という条件を満たす雇用者の男女と非就業の女性1,011人	次世代法施行に関する認知度、必要と思われる育児支援制度、仕事と育児のバランス等 (次世代法の施行について知っていると回答した人は全体の28%。企業に期待する育児支援制度は、「子どもの看護休暇 (有給)」が最も多く、次いで「配偶者出産休暇」「育児のための短時間勤務制度」)
61	野村総合研究所	「企業における子育て支援制度」に関する調査	2006年1月調査	小学校3年生以下の子どもを持つ民間企業で働く男女1,000人	家族生活、生活時間、結婚観、貯蓄観等 (フルタイムで働く妻の4割強が、理想は「短時間労働」。共働き世帯でも「家事は夫婦平等」は1割前後。)
62	明治安田生活福祉研究所	20・30歳代の生活に関する意識調査	2006年3月調査	全国の満20～39歳の男女1,439人	少子化、でき婚、熟年離婚、出会い等 (結婚への意欲がある人の割合は、独身者の89.8%。結婚したい年齢は平均32.4歳で、前年調査より0.7歳若くなった。欲しい子どもの人数は独身者全体で平均2.2人、前年調査よりも0.1人増えた。)
63	明治安田生活福祉研究所	第2回結婚・出産アンケート調査	2006年2月調査	東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県のおよび神奈川県のおよび39歳の男女759人	生活、家族、結婚、住まい、就労等に関する実態や価値観 (子どもを持つことのプラス面のトップは、男性は「生きる力になる」、女性は「自分が成長できる」こと。マイナス面のトップは男女とも「教育費などにお金がかかる」)
64	明治安田生活福祉研究所	将来の生活に関する意識調査	2005年2～3月調査	全国の満20～59歳の男女2,109人	

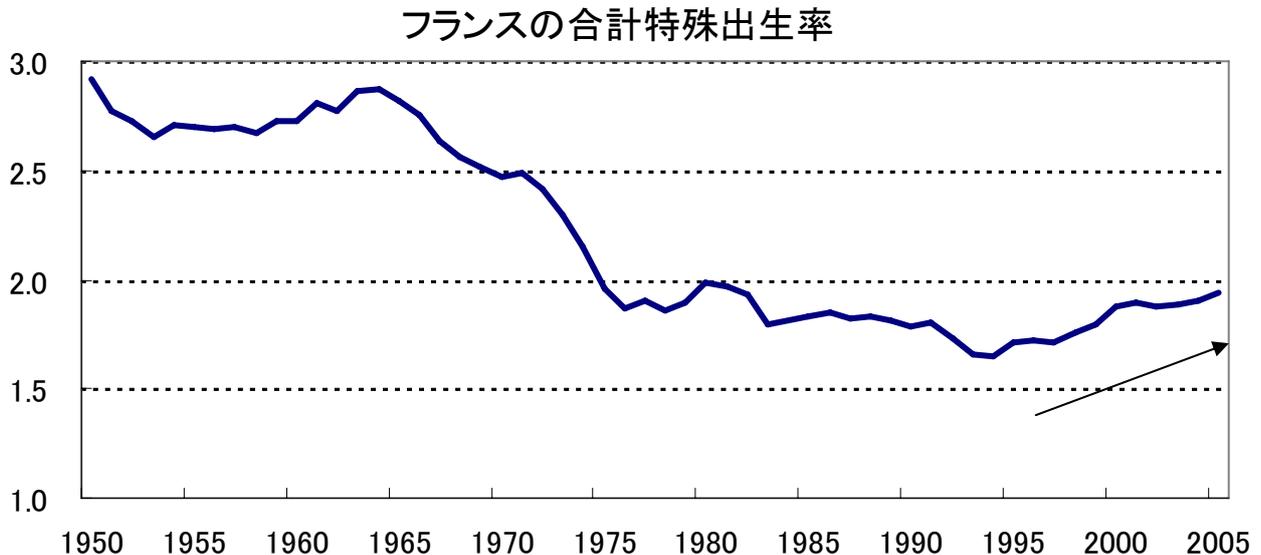
	調査主体 (順不同)	調査名	時期	調査対象	主な内容
65	明治生命フィナンシャルランス研究所 (現: 明治安田生活福祉研究所)	働く女性の仕事と家事・子育ての両立について	2003年2~3月調査	全国の働く女性 1,239人	結婚・子育てについての考え方、仕事についての考え方 (結婚しても出産しない人が多いことについては、「子育てと仕事の両立困難」が最大で、次いで「子育ての経済的負担」。求められる施策は「パートの待遇向上や中途採用などの再就職支援」が最大で、次いで「児童手当や出産奨励金など経済的支援の充実」)。
66	ベネッセ世代育成研究所	乳幼児の父親についての調査	2005年8月調査	首都圏の就学前の子どもを持つ父親 2,958人	家族との関わり、家事・育児の分担、仕事と家庭、父親の子育て観・教育観について (父親が使いやすい子育て支援策は、「フレックスタイムや短時間就業が自由にとれること」が最大で、次いで「男性の育児休業を法律で取得義務化する」、「在宅勤務ができる」、「育児休業を100%有給にする」)。
67	家計経済研究所	消費生活に関するパネル調査	2004年10月調査	全国の24~34歳の女性 1,973人	結婚意向の変化と結婚行動、等 (年齢が上がるにつれて徐々に結婚意向が薄くなる傾向がある。親の看病や介護の問題が徐々に現実味を帯び始めていることの現われと考えられる。)
68	第一生命経済研究所	企業の仕事と子育ての両立支援に関する調査 ・企業調査 ・個人調査	2005年9月調査	従業員301人以上の上場企業113社 有配偶で小学生以下の子どもを持つ正社員の男女384人	企業の両立支援策の現状、就労者が求める両立支援策 (両立支援策における就労者のニーズと企業のギャップは、「子どもの看護休暇」「事業所内託児施設」「勤務地、担当業務の限定制度」「短時間勤務や隔日勤務」が大きい。)
69	第一生命経済研究所	共働き夫婦の仕事と家庭生活に関する調査	2004年10~11月調査	東京都と千葉県の上場保育園に子どもを預けている共働き夫婦 420世帯	1日の労働時間と通勤時間、残業の頻度、仕事で保育園の送迎や育児ができないことがあるか等 (夫の1日の労働時間と通勤時間は13.3時間及び、妻で正社員の場合は10.4時間と長い。労働時間が長いため、保育園の送迎ができないことがあると答えた妻は正社員等では過半数にのぼる。)
70	第一生命経済研究所	事業所内保育施設に関するアンケート調査 ・事業所内保育施設に対するアンケート ・事業所内保育施設の利用者に対するアンケート	2004年9~12月調査	全国の事業所内保育施設 85施設 全国の事業所内保育施設利用者 104人	施設を設立したきっかけ・目的、利用者の施設利用理由・評価等 (「経営トップの経営的判断から施設を設立した」がトップ。利用者の施設利用理由は「勤務している会社の保育園だから」が最も多い。利用者の評価としては「子どもを預けながら働くことができなくて良かった」が最も多い。)
71	第一生命経済研究所	子どもの救急医療に対する不安とその要因	2003年10~11月調査	埼玉県内の4つの市町の乳幼児をもつ保護者 437人	かかりつけの医療機関の救急時の対応、子どもの救急時不安に思うこと、等 (「小児科医師数が少ない」「家族のサポートが得られない」「かかりつけ医に救急時対応してもらえない」人は不安度が高い。)
72	第一生命経済研究所	仕事と家庭生活に関するアンケート	2003年10月調査	東京郊外に居住する30~54歳の既婚男女 480人	雇用不安の現状、妻が働いていない理由、無職の妻の就労意向 (妻が働いていない理由は、「家にいる方が子どものために良いから」が最も多く 43.2%、「希望する仕事が見つかからないから」はわずか 14.9%。無職の妻が、今すぐに就労する意向がある人は少数。)

欧州諸国の少子化対策

- I. フランス . . . (71)
- II. フィンランド . . . (73)
- III. デンマーク . . . (75)
- IV. スウェーデン . . . (78)
- V. オランダ . . . (80)
- VI. ドイツ . . . (82)
- VII. イタリア . . . (85)

I. フランス

1. 少子化に関する歴史的背景



フランスは欧州の中で非常に早くから少子化が進んだ国で、18世紀末から出生率の低下が始まったといわれている。19世紀には、フランスにおける人口増加のペースがイギリスやドイツなどに比べて緩やかだったことが、普仏戦争（1870～71）での敗退の要因の1つとも言われている。また第一次世界大戦でも多くの青年の命を失う等、フランスは飢饉や戦争等により、他の欧州諸国に比べて早くから少子化の問題に悩まされていた。

1939年に「家族法典」が制定され、家族手当の充実、結婚資金の貸与、堕胎の禁止などが盛り込まれた。しかし、戦後も出生率は低下し続けたため、1982年より、政府、議会、自治体、労働団体、家族団体、有識者などが一堂に会し、家族政策の進捗状況を報告するとともに、新たな家族政策を発表する『家族国民会議』が開催されるようになった。1994年には『家族に関する法律』が施行され、毎年の開催が制度化された。

1990年代後半に入り、出生率は反転し始め、2006年の出生率は仏国立統計経済研究所（INSEE）の速報によると2.005まで上昇した。出生率回復の背景として、第3子の出生割合が特に高所得層で高いことや、晩産化しても30歳代でのキャッチアップが強いことが指摘されている。つまり、子どもを産まなくなったのではなく、産むタイミングを遅らせたと言われている。

フランスの国民負担率（2003年）は、社会保障負担率が24.5%、租税負担率が36.4%。財政赤字5.6%を加えた潜在的国民負担率は66.5%（日本の国民負担率（2006年度）は、社会保障負担率が14.7%、租税負担率が23.0%、財政赤字が6.1%で、潜在的国民負担率は43.9%）。一方、家族関連給付は対GDP比で見ると、日本の0.6%に対してフランスは2.8%と4倍になっている。

<参考>

移民の受け入れが出生率の回復に繋がっているとの意見もあるが、これは呼び寄せに伴う一時的な出産の抑制による反動（まずは夫がフランスに入り、安定したところで妻を呼び寄せる。妻はフランスに移住するまでの間は出産を抑制するが、フランスに移住した後その反動がでる現象）で、その要因を除けば、移民も国民も出生率は同程度。

2. 少子化対策

フランスの少子化対策は子育て支援（手当と保育）充実型である。フランス政府は、出生率の上昇という目標を明言しながら家族政策に取り組む、欧州の中では珍しい国である。したがって、その中心は手厚い手当（現金給付）であり、様々な給付制度がある。また、仕事と子育てを両立できる制度も充実している。

政府の家族政策が決定される『家族国民会議』で議論されるのは、男女共生、次世代育成支援、少子化関連、家族の多様化など、多岐にわたる。1998年からは家族問題省庁横断組織が設置され、家族国民会議の準備を担当している。

(1) 経済的支援

フランスには多様な手当の制度が存在する。基礎となるのは家族（児童）手当で、20歳未満の子どもの扶養者に支給される。所得制限はないが、第2子以降からの給付となっており、子どもの数が多くなるほど給付額が増える仕組みとなっている。

<家族（児童）手当の月額>

	フランスの支給額	日本の支給額
子ども1人	—	5,000円
子ども2人	119.13ユーロ（約18,400円）	10,000円
子ども3人	271.75ユーロ（約42,000円）	20,000円
子ども4人	424.37ユーロ（約65,500円）	30,000円
以降	1人につき152.63ユーロ（約23,600円）を加算	1人につき10,000円を加算

(注1) 括弧内は、1ユーロ=154.44円（日銀報告省令レート2007年2月分）で換算

(注2) フランスについては、上記の他に、11歳から手当が加算される制度がある。また、日本についても2007年度より、3歳未満の第1子、および第2子の児童手当について5,000円を加算する乳幼児加算が導入される。

(出所) フランス政府の公式HP <http://www.service-public.fr>、厚生労働省HP

フランスの家族手当制度の起源は、19世紀にアルメルが自分の工場で働く扶養家族のいる低所得労働者に対し、所得を保障する基金を創設したことに遡る。1918年には、グルノーブルの製鉄所の経営者が企業間協定に基づく家族手当補償金庫を設立し、その後家族手当制度は国内に広がり、1932年には法律で家族手当制度が強制となる。1945年からは企業から政府に家族手当制度の運営主体が移ったが、財源は主に企業からの拠出金となっている（家族給付全体に対して企業拠出は59.5%）。

その他の手当としては、出産手当、3歳未満の子どもに対する乳幼児基礎手当、第3子から支給される家族補足手当、新学期手当等、子どもの成長に合わせた様々な手当（ただし所得制限あり）がある。

所得税は世帯単位で課税され、N分N乗方式（世帯所得を家族人員で除した所得に対して課される一人当たり税額に、家族人員を乗じて所得税を求める方式）が採用されている。子ども2人目まではそれぞれ0.5人分、3人目からは1人として計算する等、子どもの数が多いほど有利となる仕組みとなっている。1945年から導入されている。

(2) 仕事と家庭の両立支援

育児休暇については、子どもが3歳になるまで取得可能。休職、パートタイム、職業訓練、またはその組み合わせによる。この間、家族手当金庫から手当支給があるが、定額給付のため、低所得者は長期休暇を、高所得者は早期復職を希望する傾向がある。父母ともに取得可能だが、実際のところはほとんど母親が取得している模様。

(3) 保育サービス

3歳未満の子どもについては、集団託児所が低価格で利用できるが、数が不足（利用率はわずか8%）しているのが現在の課題。ただし、保育ママと呼ばれる在宅での保育サービスがその不足を補っている。

3歳から5歳までは無償の幼稚園があり、義務教育ではないが3～5歳児のほぼ100%が就学している。更に、時間単位や半日単位で預かる一時託児所もある。

(4) 家族の多様化

フランスにおける婚外出生割合は44%と高い。1975年に離婚法が改正され、同意離婚が認められるようになったものの、法律で定めた原因であることを裁判所が確認しなければ離婚が成立しない等、フランスでの離婚は決して簡単なことではない。したがって、同棲から始めるカップルが多いとも言われている。

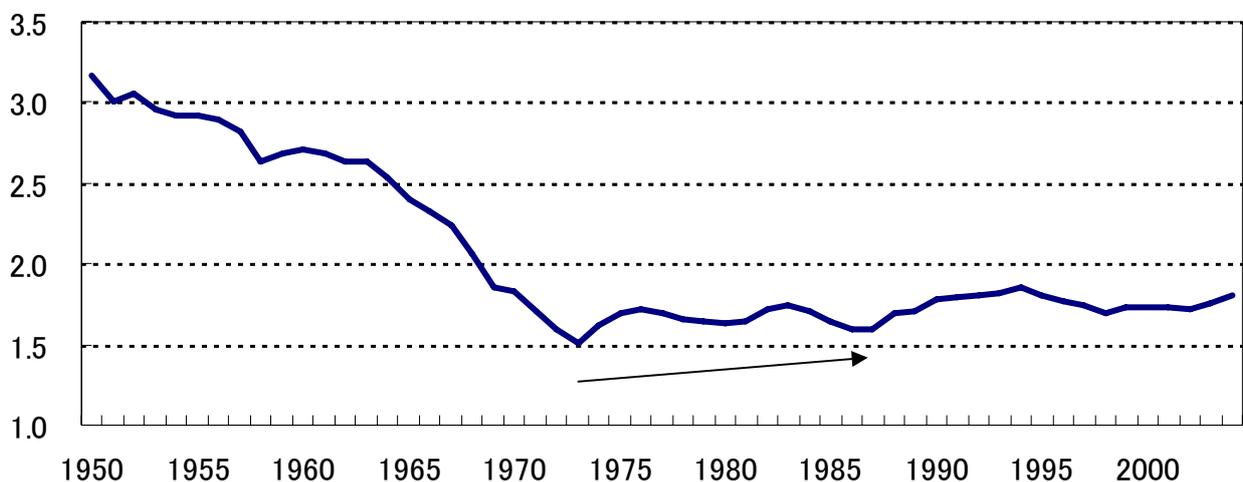
内閣府の調査では、パリにおけるカップルのうち、法律婚カップルは66%、同棲カップルは31%、PACS（婚姻と同棲の間）3%。また、法律婚カップルのうち77%は同棲を経験しており、同棲カップルのうち37%が結婚を予定している。

フランスにおいては、法律婚と同棲では、例えばN分N乗方式が採用できないなど、税等の扱いに差がある。

II. フィンランド

1. 少子化に関する歴史的背景

フィンランドの合計特殊出生率



フィンランドの合計特殊出生率は戦後低下し続け、1973年には1.50となった。その後、合計特殊出生率は徐々に回復している。

フィンランドの国民負担率(2001年)は64.3%(日本は37.7%(2006年度))。一方、家族関連給付(2001年)は対GDP比で見ると3.0%で、日本の0.6%に対して5倍になっている。

2. 少子化対策

フィンランドの家族政策の目的は、子どもの成長に安全な環境を与えること、また出産・子育てをする親に物質的また精神的な安心を与えることである。社会は様々な経済的支援や保育サービスを提供して子育て家庭の負担を減じている。また、家族休暇制度は、両親が同じように子育てに参加する機会を保障している。家族政策はあらゆる状況におかれている子どもの発達を守るものとなっている。

1990年代の景気後退は子育て家庭に影響を与え、多くの家庭は乗り越えることができたが、一方で、危機的状況に陥る若者や子ども、子育て家庭も増加した。しかし、早い段階からサービスの改善や多様化などに努め、この危機を乗り越えた。

(1) 経済的支援

児童手当は、全ての児童が対象であり、親の所得要件がなく、17歳まで支給される。支給された手当は非課税である。また、子どもの多い家庭に対し給付が増額される「多子加算」制度やひとり親家庭への付加給付(子ども1人につき36.60ユーロ/月)制度がある。

<児童手当の月額>

	フィンランドの支給額	日本の支給額
子ども1人目	100.00ユーロ(約15,400円)	5,000円
子ども2人目	110.50ユーロ(約17,100円)	5,000円
子ども3人目	131.00ユーロ(約20,200円)	10,000円
子ども4人目	151.50ユーロ(約23,400円)	10,000円
子ども5人目以降	172.00ユーロ(約26,600円)	10,000円

(注) 括弧内は、1ユーロ=154.44円(日銀報告省令レート2007年2月分)で換算
(出所) Ministry of Social Affairs and Health "Finland's Family Policy" 2006

フィンランドの課税制度は、1976年に世帯単位から個人単位となった。これと1994年に廃止された子育て家庭の税額控除の廃止により、課税制度が簡素で分かりやすいものとなった。課税制度が個人単位となった結果、働く既婚女性が増加した。

(2) 仕事と家庭の両立支援

フィンランドにおいて全女性を対象とした有給出産・育児休業制度が開始されたのは1964年のことであり、当時の休暇期間は9週間で、所得保障率は40%であった。その後、制度は充実し、2007年時点では、有給出産休暇は105日で、所得保障率が最初の56日は90%で、残りの期間は70%。有給育児休業は158日で、所得保障率は最初の30日は90%で、残りの期間は70%となっている。育児休業は両親が取得可能だが、父親の取得は増加傾向にあるものの、あまり多くはない。

父親休暇は、1978年から開始されており、母親の出産休暇中に18日間(6日間/週)取得することが出来る。また、育児休業の最後の12日間を父親が取得した場合には、父親休暇を1~12日間延長することも可能となっている。

(3) 保育サービス

3歳未満の子どもの保育については、親の希望によって、自治体の運営する保育、自宅保育補助金、または私的保育補助金のいずれかを利用することができるが、公的保育施設による集団保育が主である。

フィンランドの公的保育サービスは、1973年の「児童保育法」施行を契機として、1970年代～1980年代を通じて拡充を続けた。また、1990年には3歳未満の児童に保育所または家庭保育所で公的保育サービスを受ける権利を保障し、1996年にはその対象を全就学前児童に拡大した。また、1997年には、私的保育所で保育を受ける者には私的保育補助金を受けることも可能となった。

2000年に就学前教育の改革が始まり、地方自治体は就学前児童のための教室を作らなければいけないことが法律で定められた。就学前教室に参加することは強制ではないが、2005年時点で6歳児の95%が出席している。また、1年生および2年生の学童のための朝・夕の活動の場を提供している地方自治体に対しては、条件を満たせば中央政府から費用の助成がある。

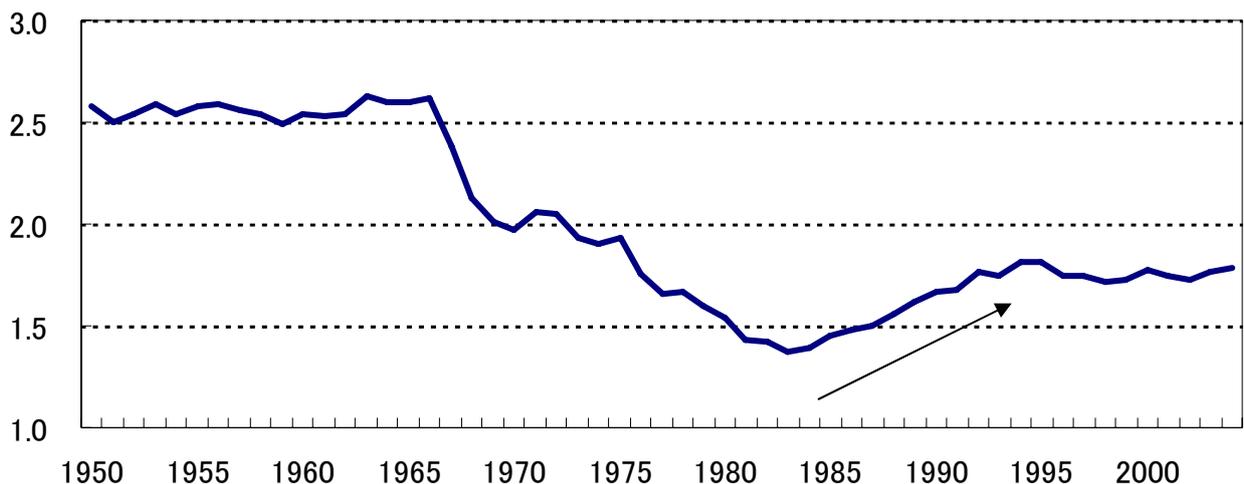
(4) 家族の多様化

近年は、子どものいる家庭は減少しているが、同時に、家族構成が変化しており、同棲やひとり親家庭、新しい家族の形が増加している。

Ⅲ. デンマーク

1. 少子化に関する歴史的背景

デンマークの合計特殊出生率



デンマークの合計特殊出生率は20世紀になる前に低下し始め、その傾向は1930年代半ばまで続き、1901年では4.139であった合計特殊出生率が1933年には2.095まで下がった。その後、合計特殊出生率は回復したが、1965年以降急速に低下し、1969年には人口置換水準を割り込み2.0まで落ち込んだ。

1960年代に女性労働が拡大した（女性就労率は10年間で42%から54%へ増加）ことが背景になったと言われている。その後も合計特殊出生率は低下し続け、1983年には1.37にまで低下した。しかし、デンマークではマスコミがあまり取り上げないこともあって、世間一般では、大きな問題にならなかったようである。合計特殊出生率の低下の原因については、1970年代後半に女性の労働市場への参加が急に進んだこと、公的保育施設の発展もあったがそれ以上に女性が子を生まないような方向に走ったこと、経口避妊薬の解禁や出産計画の啓蒙が出産を抑制したこと、そして結婚前の同棲が増え、その間は子を生まなくなったこと、等が言われている。この間、家族生活に関する諸政策、例えば法定労働時間の短縮（1974年）、生活支援法の施行（1976年）、児童手当・家族手当法の施行（1978年）、長期休暇期間の増加（1979年）など、各種の対策が講じられた。しかし、母親が働くには十分な環境とは言えず、共働きの場合には女性にしわ寄せが行くことも多かったようである。

1983年の1.37を最低として、1984年から合計特殊出生率は上向きに転じ、その後も順調に伸びた。この背景として、1980年代半ば過ぎは夫婦の共働きが当たり前になった時期で、それまで出産を遅らせてきた世代が、子を生み始めたこと（25～34歳層の出生率が上昇した）や、出産・育児にかかわる休業や保育機関の整備など、女性にとって仕事と家庭の両立がしやすくなってきたこと、等が挙げられる。また政府は、女性の労働参加の一般化や同棲の増加など、家族生活の変化に対応し、児童の福祉を重視する観点から家族政策を推進してきた。

デンマークの国民負担率（2001年）は72.7%（日本は37.7%（2006年度））。一方、家族関連給付（2001年）は対GDP比で見ると3.8%で、日本の0.6%に対して6.3倍になっている。

2. 少子化対策

1960年代、70年代の政府の政策は、女性の社会進出に対応する形で、女性の就労生活を支える基盤をつくるためのものであった。しかし、その後は家族と雇用の関係性に関する政策に重点が置かれるようになり、結果として1980年代後半の出生率回復に繋がったと言われている。

（1）経済的支援

1970年以降、扶養すべき子どもがいる家庭には、収入に関わらず一定の手当がつき、ひとり親にはさらに特別手当が付くようになった。1988年以降は子どもが18歳の誕生日を迎えるまでとなった。手当額は子どもの数には関わりなく、子ども一人あたりで決まっており、児童の年齢により給付額が変わる。更に、ひとり親家庭への追加支給もある。支給された手当は非課税である。なお、日本のような税制における「扶養控除制度」はない。

<家族（児童）手当の月額>

0～2歳	1,157 クロネ（約24,000円）
3～6歳	1,046 クロネ（約21,700円）
7～17歳	823 クロネ（約17,000円）

（注）括弧内は、1デンマーククロネ=20.71円（日銀報告省令レート2007年2月分）で換算
（出所）Ministry of Family and Consumer Affairs "Child benefit in Denmark 2007"

（2）仕事と家庭の両立支援

2002年3月からデンマークの出産・育児休暇制度が新しくなった。デンマークの有給休暇期間は産前・産後合わせて約1年（52週）であり、母親と父親があわせて取得することができる。一般的には、

母親が出産前に4週間、出産後に14週間出産休暇をとり、出産後14週間以内に、父親が2週間の父親休暇を取得できる。18週間の出産休暇の後、32週間の育児休暇を両親がシェアして取得できる。育児休暇は分割や延期が可能だが、子供が8歳になるまでの間に取得しなければいけない。また、パートタイムで仕事に復帰した場合には、育児休暇はそれに比例して延長することができる。さらに、32週間の育児休暇を40週間または46週間に延長することも可能。この場合、所得保障額は32週間分のみとなる。このように出生率の上昇期に、産児休暇や両親休暇取得の権利が拡大された。

法定労働時間は週37時間と短い。有休休暇は年に5週間あり、取得率ほぼ100%。また、フレックスタイム制も浸透している。

(3) 保育サービス

保育施設は1960年代、女性が本格的に労働市場に進出し始めた頃にはほとんどなかった。1970年代には、子どもは母親と一緒に家にいたほうがいいのではないかという議論がわき上がり、女性が労働市場に戻るためには不可欠であるにも関わらず生後数ヶ月の子どもを保育所に入れることは、社会的には受け入れられていなかった。

デンマークの公的保育サービスは、1960年代に中央政府の指導・監督の下、市町村政府が子どもの年齢に応じた保育を開始することにより本格的なものとなった。しかし、就学前の子をもつ母親の就業の急増に対して保育サービスの増加が追いつかず、保育所不足が深刻化した。この不足を補うべく、1967年には家庭保育所が市町村政府の監督・管轄下におかれ、公的保育サービスの一翼を担うことになった。保育サービス不足解消のための政策的努力はその後も続けられ、1980年代に入って保育所在籍児童数はめざましい増加をみた。1995年には6未満の全児童に公的保育を受ける権利が与えられ、原則として待機児童がでないよう「十分な量」の保育サービスを供給することになっている。

保育サービスの種類は子どもの年齢により区別され、就学前児童を対象とする保育サービスには、6ヶ月～2歳までの児童を保育する低年齢児童保育所（利用率は58%）と、3～6歳児を対象とする保育所（利用率は94%）があり、また6ヶ月～6歳（10歳のこともある）の児童を同一施設で保育する年齢統合型施設もある。これは1970年代に、兄弟を同じ施設に行かせたいとの親達の願いによってできた。また、6ヶ月～2歳の子供は、家庭保育所での保育も必要に応じて受けることができる。これは1967年に過渡的措置として公的機関の監視下に作られたが、大きな施設よりも家庭保育所を好む親もいるため、今でも人気は落ちていない。

1964年に就学前教室（1日3、4時間）ができ、1990年以降は子どもの98%が在籍している。これは6歳時の1年間小学校入学準備として参加することができるが、保育と見なされず、子どもは他の保育施設にも入らなければならない。就学前教室は学校内に設置されているが、教育的な観点から運営されるのではなく、子どもの面倒を見る場所として設置されている。一方、学童を対象とするものには、「放課後センター」と呼ばれる学童保育所、および学校余暇施設がある。

(4) 家族の多様化

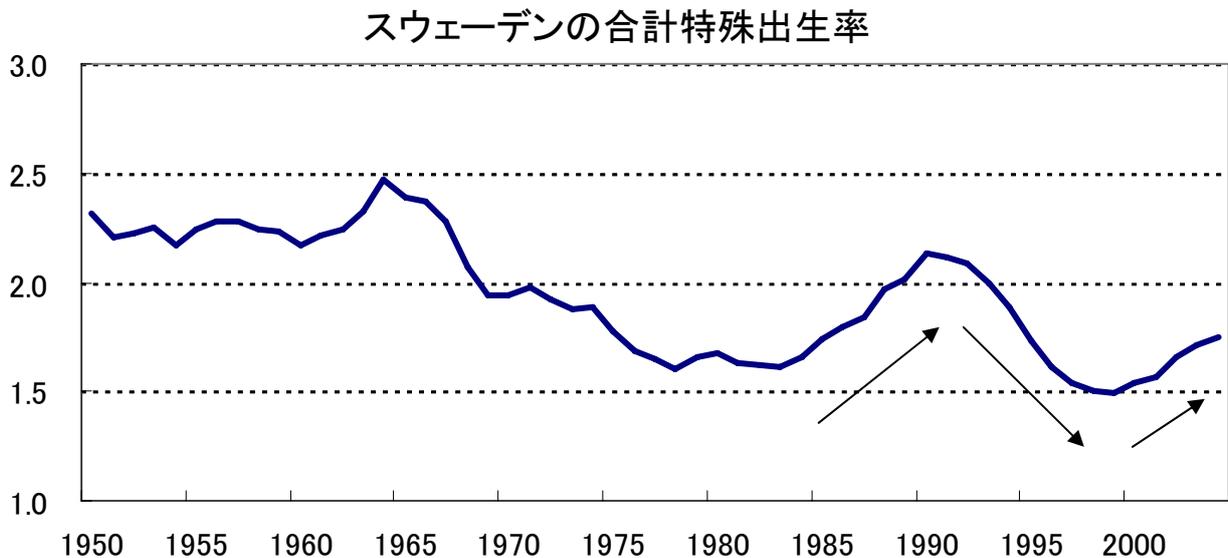
1960年代前半からの20年間で、婚外子の割合は10%以下から40%まで増えた。しかし、ほとんどの婚外子は、子どもの父親と結婚に準じる関係にある女性の出産によるもので、一人母親（同棲も結婚もしていない母親）から産まれた子どもは全体の10%に満たない。

1963～1983年の期間には、事実婚が社会的に受け入れられるようになり、徐々に法律婚と同様の法的

権利を獲得していった。同棲関係は若者、特に学生の間で広がり、1980年代には、同棲関係で子どもを産むことを含めて一般的に広まっていった。1981年では、子どもが1人いる家族の6%は同棲、64%は法律婚であったが、3人以上子どもがいるカップルで同棲しているのは1%であった。1990年には、子ども1人の場合の同棲率は11%、子どもが3人の場合でも6%まで増えている。

IV. スウェーデン

1. 少子化に関する歴史的背景



スウェーデンでは、1900年代から1930年代にかけて出生率が低下した。それと同時にアメリカへの移民が活発になった。かかる状況下、ミュルダール夫妻が著書『人口の危機』で低出生率（国民が貧困か家族制限かのいずれかの選択を余儀なくされていることを明らかにした）と、将来における人口減少の危機を警告した（1932年）。政府はこの警告を受け、1935年に「人口問題委員会」を発足させ、児童福祉制度の充実に取り組み始め、「子どもを持つことは人々の自由であり、また、人々が喜んで子どもをもつためにはその経済的負担を社会が肩代わりしなければならない」とした。

2つの世界大戦についてスウェーデンは中立を通じたことで、欧州大陸における戦後復興の需要増を享受することができ、早い段階から経済成長を始めることができた。そもそも、産業革命が始まる（19世紀後半）までは、スウェーデンは貧しい農業国であったため、経済成長とともに社会福祉を充実させ、国民が等しく恩恵を享受することを目指す政策を望む声が強かった。これにより、高負担高福祉を望む国民性が醸成されていった。スウェーデンにおける国民負担率（2003年）は、社会保障負担率が21.0%、租税負担率が49.9%、財政赤字が0.1%で、潜在的国民負担率は71.1%である。（日本の国民負担率（2006年度）は、社会保障負担率が14.7%、租税負担率が23.0%、財政赤字が6.1%で、潜在的国民負担率は43.9%。）一方、家族関連給付（2001年）は対GDP比で見ると、日本の0.6%に対してスウェーデンは2.9%と4倍になっている。

1980年代に出生率は回復し始めたが、これは好調な経済・雇用情勢と、育児休暇中の所得保障に関す

る制度改定、児童手当の給付改善が要因となった。しかし、1990年にバブルが崩壊、1994年に政権が交代し財政改革に着手し、児童手当等も削減され、出生率も低下した。その後は景気回復に伴い、政府は2002年に再び高福祉高負担の維持を標榜し、それに伴い出生率も再び回復している。

なお、人口の4分の1が、外国生まれ（移民）となっている。

2. 少子化対策

スウェーデンの家族政策は、継続就労と子育て両立支援型である。子どもの生活の質を向上させること、母親である女性も男性と同様に仕事と家庭の両立ができるような社会環境を整備することの2つを主要目的としている。その目的を達成するために、出産・育児休業制度、児童手当をはじめとする各種手当、保育サービス、の3つに政策的対応の中心をおいており、欧州の中ではいち早く1980年代に出生率が回復した。

(1) 経済的支援

児童手当の制度は1948年から始まった。16歳未満の子どもをもつすべての親に支給される仕組みで、16歳以降も学業を続ける場合は20歳になるまで支給が延長される。児童手当は非課税である。

<家族（児童）手当の月額>

子どもの数	児童手当	大家族補助金	支給額合計
1人	1,050 クロネ(約17,900円)	—	1,050 クロネ(約17,900円)
2人	2,100 クロネ(約35,900円)	100 クロネ(約1,700円)	2,200 クロネ(約37,600円)
3人	3,150 クロネ(約53,800円)	454 クロネ(約7,800円)	3,604 クロネ(約61,600円)
4人	4,200 クロネ(約71,700円)	1,314 クロネ(約22,400円)	5,514 クロネ(約94,200円)
5人	5,250 クロネ(約89,700円)	2,364 クロネ(約40,400円)	7,614 クロネ(約130,000円)

(注) 括弧内は、1スウェーデンクロネ=17.08円(日銀報告省令レート2007年2月分)で換算

(出所) The Swedish Social Insurance Agency “Child allowance and large family supplement”

児童手当に次いで、充実しているのが住宅手当である。その内容は、賃貸住宅居住者の家賃、および持ち家居住者の住宅ローン利子を援助する制度であり、適用対象は低所得勤労者である。所得制限はそれほど低くなく、子どもがいる世帯の約3割が受給している。

一方、税制については、1971年に“世帯（夫婦合算方式）”から“個人（所得分離課税方式）”に変更した。夫婦合算方式では共働き世帯の税率が高くなるため、税率を低く抑えるために偽装離婚が増えた。そこで、所得分離課税方式に移行した。

(2) 仕事と家庭の両立支援

出産・育児休業については、1931年に出産休業制度が始まり、1955年になり全女性に休業中の所得保障が適用された。1974年に出産休暇から親保険という制度に生まれ変わり、出産・育児のために必要な休暇をとる権利を両親に与え、所得保障を行うものとなった。

特徴としては、パパ・クォータ、ママ・クォータと呼ばれる各60日間の最低取得日数を除けば、両親の間で休暇をシェアすることができる仕組み。両親で計390日について給与の80%が保障されており、加えて90日の最低保証額(60クロネ/日)での休暇取得も可能。

(3) 保育サービス

保育サービスについては、1～6歳児を対象とする保育所、6歳児を対象とする就学前クラス、就学している児童を対象とする学童保育所、1～12歳児を対象とする家庭保育（ファミリー・デイケア）があり、コミューンと呼ばれる地方自治体がそのほとんどを運営している。なお、育児休業制度が充実しているため、0歳児の保育サービスのニーズはほとんどない。1～6歳児の81%、7～9歳児の72%、10～12歳児の9%が保育サービスを利用しており、いわゆる待機児童の問題はかかえていない。

(4) 家族の多様化

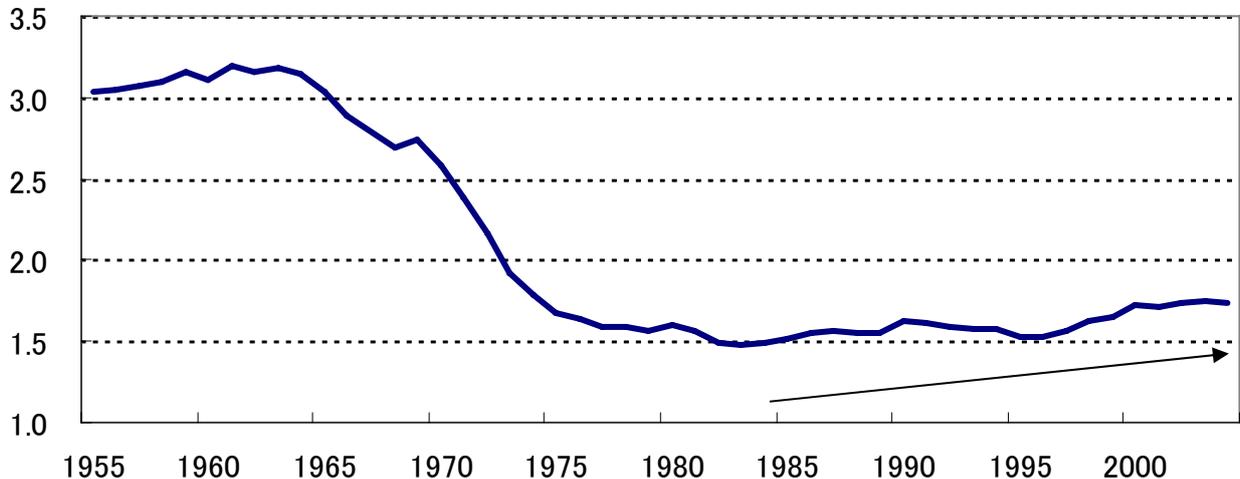
婚外出生割合は56%と高い。スウェーデンでは「サムボ」と呼ばれる事実婚が法律で制度化（サムボ法、1988年施行）されており、事実婚と法律婚の違いはほとんどない。内閣府の調査によると、カップルのうち法律婚カップルは64%、サムボカップルが36%であった。また、法律婚カップルのうち91%はサムボを経験しており、サムボカップルのうち30%は今後法律婚を予定している。

1970年代に女性の就労率が上昇し、婚姻率が低下する一方、同棲カップルが増加し、婚外子が増加した。

V. オランダ

1. 少子化に関する歴史的背景

オランダの合計特殊出生率



1960年代から合計特殊出生率は低下し始め、1983年に戦後最低の1.47を記録した。オランダでは1970年代のオイルショック以後、高失業率、高インフレ、巨額の財政赤字という「オランダ病」と呼ばれる危機的に状況に陥っていた中、1982年に政労使による「ワッセナー合意」が行われた。これにより、ワークシェアリングが普及した。

その後は横這いから、1990年代に徐々に改善し始めるが、その背景となったのは好調な経済や移民の影響があったとも言われている。

2. 少子化対策

オランダの少子化対策は、正規パート就労支援・子育て個人解決型である。

オランダについては、高い失業率への対策、最近では女性の労働力確保のために、ワークシェアリングを積極的に進めたことが、結果として少子化対策（家族政策）に繋がったと言われている。家族政策として取り組み始めたのは最近になってからである。

(1) 経済的支援

児童手当は 18歳未満の子どもを持つ者に、子どもの年齢に応じた金額が支給される。所得制限はない。

<家族（児童）手当の金額（3ヶ月単位）>（2007年1月時点）

■1995年1月以降に生まれた子

0～5歳	6～11歳	12歳
187.42 ユーロ（約 28,900 円）	227.58 ユーロ（約 35,100 円）	267.74 ユーロ（約 41,300 円）

■1995年1月より前に生まれた子

子どもの数	12～17歳	子どもの数	12～17歳
1人	267.74 ユーロ（約 41,300 円）	6人	361.06 ユーロ（約 55,800 円）
2人	301.09 ユーロ（約 46,500 円）	7人	368.03 ユーロ（約 56,800 円）
3人	312.20 ユーロ（約 48,200 円）	8人	380.83 ユーロ（約 58,800 円）
4人	336.63 ユーロ（約 52,000 円）	9人	390.78 ユーロ（約 60,400 円）
5人	351.28 ユーロ（約 54,300 円）	10人	398.75 ユーロ（約 61,600 円）

(注) 括弧内は、1ユーロ=154.44円（日銀報告省令レート 2007年2月分）で換算

(出所) Sociale Verzekeringsbank HP

子育て費用が少なくとも 386 ユーロ（3ヶ月）かかっている場合、または児童手当の権利がある場合には、児童控除（税額控除）できる。18歳未満の子どもがいる世帯の中で、最も所得のある者の年収に応じた額が、所得税から控除される。

<税額控除の金額>（2006年）

世帯の最高所得者の年収	控除額	
	親が 65 歳未満の場合	親が 65 歳以上の場合
28,521 ユーロ未満	802 ユーロ（約 123,900 円）	425 ユーロ（約 65,600 円）
28,521 ユーロ以上 44,034 ユーロ未満	802 ユーロから、総所得と 25,821 ユーロの差額の 5.75%を引いた金額	382 ユーロから、総所得と 25,821 ユーロの差額の 2.74%を引いた金額
44,034 ユーロ以上	控除なし	控除なし

(注) 括弧内は、1ユーロ 154.44円（日銀報告省令レート 2007年2月分）で換算

(出所) Dutch Tax Administration HP

また、30歳未満の子どもを持ち児童手当の権利がない場合、子育て費用が少なくとも 386 ユーロ（3ヶ月）かかっている場合、一定額を所得控除できる。

(2) 仕事と家庭の両立支援

2001年に労働とケア法が施行され、出産休暇、育児休暇、父親休暇等の休暇について規定された。

出産休暇は、所得保障率100%で16週間取得することができる。出産に際して2日間の父親休暇が取得可能。育児休暇は、子どもが8歳になるまでに、最大13週間取得することができる。また、契約労働時間の50%を時間単位で6ヶ月間取得することも可能。両親ともに取得することができる。また、休暇を最大で3回に分けることもできる。

休業中の所得保障については、公的部門の労働者にはあるが、民間の場合は労使協定がない限り所得保障はない。

1982年に政労使による「ワッセナー合意」により、パートタイム労働を中心とするワークシェアリングが普及した。そのため、パートタイムの待遇は厚く、1996年11月施行の「フルタイム、パートタイム労働の均等待遇に関する法律」により、フルタイムとの均等待遇が明示されている。

(3) 保育サービス

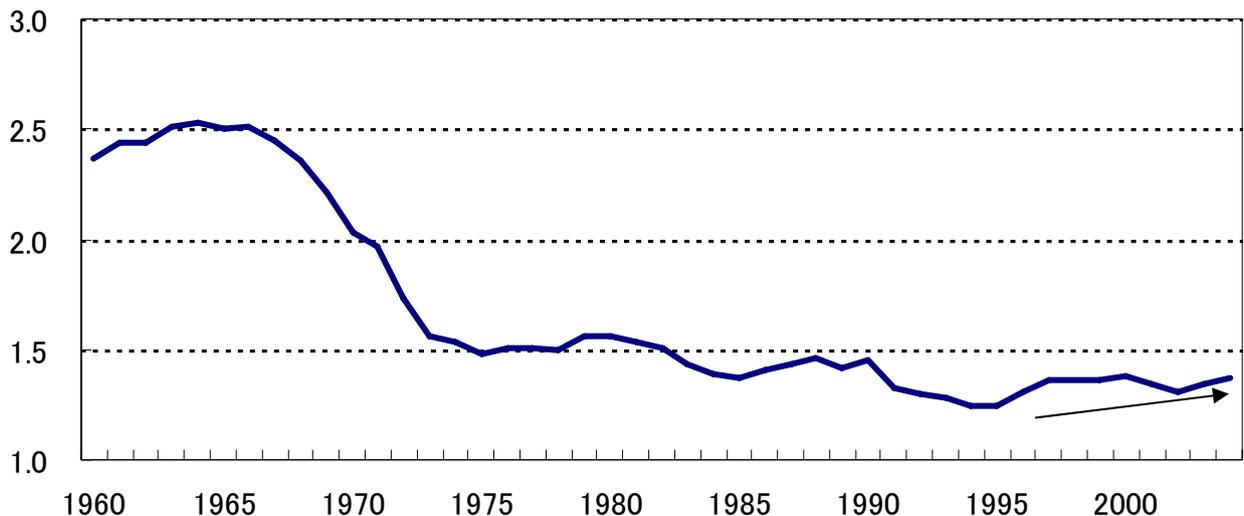
0～4歳までの乳幼児を対象とする保育所、4～12歳を対象とする学童保育と、保育ママ制度がある。

全児童に対する保育施設収容可能人員の割合は、4歳未満児で13.3%、4～5歳児で98.5%となっている。

Ⅵ. ドイツ

1. 少子化に関する歴史的背景

ドイツの合計特殊出生率



ドイツで少子化が始まったのはフランスより遅く19世紀末からである。1919年にワイマール憲法が公布され、婚姻と母性は国家の特別の保護を受けると定められた。

第二次大戦後、ドイツは東西に分裂した。西ドイツでは、1949年制定のドイツ連邦共和国基本法でワ

イマール憲法の規定を引き継いだが、国家は結婚と家族に対して助成的機能を果たすに過ぎないとし、国家による個人的領域への介入を抑制した。その背景には、戦時中のナチスの政策へのトラウマがあったとされる。戦後復興の中で、経済が飛躍的に伸びる中、1964年をピークにベビーブーム（1960～1966年）が起き、その後出生率は低下し続ける。

一方、東ドイツでは、1960年代後半以降、出生率が著しく低下した。その中で、東ドイツでは人口増強を家族政策の目的とし、婚姻外の家族に対しても寛容であった。また、東ドイツでは女性の就業が男性と同様に国民の義務と位置づけられていたことから、保育制度を始めとする家庭と仕事の両立支援を積極的に推進した。

1990年に東西ドイツが統一され、旧東ドイツの経済再建が進められたが経済的混乱からの高失業率が家庭生活を脅かし、出生率は低下し続けた。しかし、1995年代後半には下げ止まっており、足元は1.37まで回復している。

ドイツの国民負担率（2003年）は、社会保障負担率が24.7%、租税負担率が28.6%。財政赤字5.1%を加えた潜在的国民負担率は58.4%（日本の国民負担率（2006年度）は、社会保障負担率が14.7%、租税負担率が23.0%、財政赤字が6.1%で、潜在的国民負担率は43.9%）。一方、家族関連給付は対GDP比で見ると、日本の0.6%に対してドイツは1.9%と3倍になっている。

2. 少子化対策

ドイツの少子化対策は手当・家庭内育児強調型である。

東西ドイツ統一後、15年以上経過しているが、少子化問題に関する東西格差は依然として残っているようである。東ドイツでは家族政策はかなり進んでいたが、統一ドイツの政権はこれを取り入れなかった。というのも、西ドイツでは性別役割分業意識が根強く残っていたからである。しかし、近年は仕事と家庭の両立を望む若い世代が増えつつある中、保育サービスの充実が今後の政策課題と言われている。

(1) 経済的支援

ドイツでは児童手当か児童扶養控除（所得控除）を選択することができる。

① 児童手当

18歳未満（失業者は21歳未満、障害者は無制限）の子どもを扶養している者に支給される。所得制限はない。

<家族（児童）手当の金額>

対象	ドイツの支給額（月額）
第1子～第3子	154 ユーロ（約23,800円）
第4子以降	179 ユーロ（約27,600円）

（注）括弧内は、1ユーロ=154.44円（日銀報告省令レート2007年2月分）で換算
（出所）ドイツ大使館 HP” <http://www.tokyo.diplo.de> “「ドイツの実情」

② 児童扶養控除（教育控除を含む）

適用要件は児童手当と同様。

基本額と教育控除をあわせると、子ども1人につき年間5,808ユーロ（約897,000円）が控除される。

(2) 仕事と家庭の両立支援

ドイツでは、仕事と家庭の両立支援策は他の EU 諸国に比べて遅れていると言われており、現在、出産・育児休暇の充実に取り組んでいる。しかし、特に旧西ドイツ地域では子どもは家庭で育てるものという意識が強い。

育児休暇については、最長3年間、両親の一方あるいは双方が同時に取得することができる。4回まで分割することができ、またパートタイムへの移行も可能である。休暇中は無給だが、要件を満たせば育児手当(定額で月額307ユーロを24ヶ月、あるいは月額460ユーロを12ヶ月)が支給される。

2007年からこの育児手当の代わりに、所得に応じた「両親のための手当」が税金から支給されることになった。この制度は、親が育児のために休職する場合にどちらか一方の親に対して1年間にわたり従前の手取り収入の67%を、1,800ユーロを限度として支給するものである。ただし、この手当を全期間受給するには父親が最低2ヶ月は家庭にいないといけない。

(3) 保育サービス

0～3歳児は保育所、4～6歳児は幼稚園で、幼稚園についてはすべての子どもが入園する権利をもっている。ドイツでは州に保育に関する権限がある。

旧東ドイツ地区では社会主義時代の名残で保育施設はかなり充実しているが、旧西ドイツ地区では3歳未満の育児は家庭の役割であるとの意識が根強く、保育に関する制度や施設の整備が遅れている。

しかし、今後は保育制度のさらなる充実が図られることになっている。今後は全日保育の環境もさらに改善される予定である。3歳未満の子どものためにも2010年までに23万人分の保育の場が新設されることになっており、仕事と育児の両立がより容易になることが期待されている。

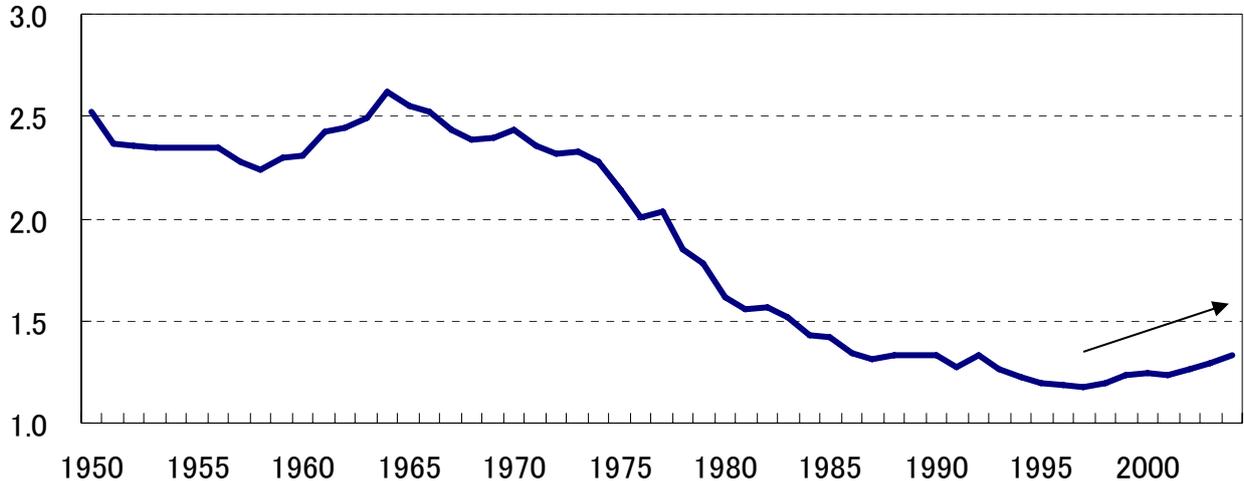
(4) 家族の多様化

ドイツの婚外出生割合は2001年時点で25.0%、旧西ドイツ地域19.6%に対し旧東ドイツ地域は53.7%と東西格差が非常に大きい。この非有配偶出生児は、旧西ドイツ地域では約35%が、旧東ドイツ地域では約50%が両親の結婚により嫡出子となっている。また、同棲率を見ても、他のEU諸国よりは低く、同棲は結婚への1つのステップとして捉えられているようである。

VII. イタリア

1. 少子化に関する歴史的背景

イタリアの合計特殊出生率



イタリアは1970年代半ばの急激な出生率の低下以来、過去20年間にわたり世界で最も子どもを産まない国の一つとなっている。イタリアでは伝統的な家族観が根強く残っていること、女性が高学歴化していること、戦後、出生率を上昇させることに対して長い間アレルギーを持っていたことなど、日本との類似点が多い。

イタリアの出生率は1970年代半ばまでは2.3を上回っていたが、80年代半ばにかけての10年余りで1.30の水準まで激減した。このような急激な出生率の低下に直面しても、長期間少子化政策を採らなかったことがイタリアの大きな特徴である。政府が少子化対策に取り組み始めたのは90年代の終わり頃に入ってからと先進国の中では突出して遅いが、現在はその遅れを取り戻そうとする動きが見られ、97年に1.18の最低値を記録した後、ここ数年は微増傾向にある。だからといって、政策効果がすでに現れてきたと結論付けるのは時期尚早とも言われている。

イタリア人は子どもの有無は個人の問題であり、子育てに関するネガティブなイメージから子供を作りにくいと考える傾向がある。イタリアの少子化は歴史的な記憶（ファシズム期（1922～1943年）に多産奨励策を敷いたことの痛々しい記憶）から国民の意識に深く根ざした問題であり、制度の未熟さや景気の動向だけでは説明のつかない文化的要因が存在することを示唆している。

また、イタリアの賃金上昇率はEU諸国に比べて圧倒的に低くなっている。欧州に残されることを懸念して、労使交渉においても賃金の上昇は物価上昇の範囲内で妥協する傾向があったと指摘されている。そのため、雇用者の生活実感が厳しくなっており、昨今のイタリア人の一般的な気持ちは「子供は1人では少ないが、今の家計では2人は多い」と表現される。

女性の労働力率は2004年現在48.9%となっており、これはEUの平均である59.7%と比べて著しく低い。政府はこれを60%にまで引き上げたいとしている。女性の労働力率を見ると子育てを終えた女性が労働市場に戻ってこないために労働力率が低くなっていることが分かる。イタリアでも低い女性就業

率が低い出生率につながっていると考えられている。イタリア政府は硬直化が指摘されて久しい労働市場の柔軟化に力を入れており、子育てのために一度労働市場を出た女性を再び労働市場に呼び寄せることで女性労働力率を高めたいと考えている。

1975年の「新家族法」以来、イタリア社会には男性優位は存在しないことになった。男女共同参画運動が進められ、どの分野においても少なくとも形上は女性差別は存在せず、女性は男性と同じ権利と地位を手にする機会を得られるようになった。学業に関しても女性は以前よりも進学の間機を得ることが可能となり、進学率は上昇した。しかし、女性は出産のために仕事を一時中断しなくてはならないが、一度仕事を辞めれば、国内の労働市場が硬直化して再入場しにくい状況になっているためにキャリアを続けることは難しい。すなわち、出産することは自らのキャリアの終わりであると考えため、働く女性は職業か家庭かの二者択一を迫られているのである。結婚・出産を諦めて仕事を続けるのか、自らのキャリアを捨てて家庭を築くのかのどちらかであり、働きながら子供を育てるというスタイルはまだ一般的ではない。

また20年以上も続く若年層の高い失業率は、イタリアの出生率を長期間低迷させている大きな要因になっていると考えられている。

イタリアでの社会保障費は対GDP比で26.1%であり、EUの平均である28.0%には若干及ばないもののほぼ同水準(2002年実績)になっている。これに対し、子供に関する支出は同1.0%であり、EUの平均である2.2%の半分以下になっており、支出が高齢者側(対GDP比12.9%)に偏っていることが指摘されている。

2. 少子化対策

イタリアの少子化対策は、①出産休暇・育児休暇制度を制定し浸透させる、②税や手当の社会的に不均衡な分配を是正する、③保育園の利用率を上げるべく保育園を増設する、④地方自治体の役割分担を行い制度としての無駄のないものにする、といったことが行われている。しかしこれらはEUレベルでの社会政策を進めているという側面があり、先進国の中では平均的で特筆すべき取り組みではない。ただし、自国の従来社会政策を「欠如モデル」とし失敗と弊害を素直に認め、少子化対策が家族政策の中心課題であるとまで表明していることを考えれば、少子化対策に対する姿勢はイタリア国内では大きく前進していると考えられる。

また、政府は労働市場改革を積極的に進めており、失業率の高い若年層や子育てのために退職した女性を再び労働市場に取り込もうとしているが、こちらも間接的な少子化対策と位置づけることができる。

(1) 経済的支援

イタリアの家族政策は、歴史的に子供の有無により課税やサービスの提供に区別をしてこなかったために、子供が多いほど負担が大きくなっている。政府は子供のいる世帯に対する負担を軽減するために「フランスの税制を参考」に研究を進めている。2005年の財政法では、子供の数に応じた所得控除(1,800ユーロ/人)や、介護者を雇うための支出の所得控除が盛り込まれた。その他にも、共働き世帯に対して住民税を軽くする、個人単位での課税・累進課税を検討する等の対応を進めている。税制改正はまだ着手したところである。

手当てに関しては、1930年代に家族手当が工業部門の被用者を対象に創設され、1988年に核家族手当に引き継がれた。98年以降、出産手当、家族手当を導入したが、これらは貧困対策としての側面が強く、受給層はあくまで低所得の一部の国民に限られている。

(2) 仕事と家庭の両立支援

イタリアでは出産休暇は1971年より改定を続けている。2000年に父親休暇、両親休暇（育児休暇）、日々の休息（母親労働者は子どもが満1歳になるまで有休で1日一定時間、育児のために職場を離れることが認められる）、勤務時間等に配慮する短縮制度（両立支援企業への助成）が制定され、2001年には子供の病気休暇が制定された。出産休暇は所得保障80%で21週間（5ヶ月）取得することができる。父親休暇はひとり親の場合か母親が病気の場合のみ取得できる。育児休暇は11ヶ月間で両親とも取得し、子どもが8歳になるまでに取得しなければならない。育児休暇の所得保障は子どもが3歳未満の場合には最大6ヶ月まで30%、残りの期間は所得が限度額より少ない場合のみ30%。子どもが3歳～8歳の場合には、所得保障はない。

両立支援のメニューはEUの社会政策の平均水準に追いついたとされる。しかし、出産・育児休暇の取得が進んでいないことから、政府は企業がイニシアティブを取ったファミリーフレンドリー施策を促進させるために各種支援策を実施している。企業がファミリーフレンドリー施策に関するプロジェクトを政府に提出し、認められれば支援金がもらえるという政策が展開されており2004年度には2000万ユーロの予算が計上された。しかし政策が十分に浸透せず、さらに取り組みを促進させるため、2005年3月に「企業の提出するプロジェクトに関するガイダンス」を発表している。

(3) 保育サービス

イタリアでは家庭外での幼児保育サービスが進んでおらず、0～3歳児保育園利用率(7%)、3歳児を超える幼児保育園利用率(70%)ともEUの基準(0～3歳児は33%、3歳児より上は90%)を下回る。保育園を利用しない理由の1位は「家族や親族に子どもの面倒をみてもらっているから」という結果が報告されているが、高額な料金も低い利用率に影響していると考えられる。ただし、保育費に世帯の所得が考慮されており、一律料金ではなく、低所得者や失業者の子どもは無料で預けることができる。

保育園の数については今まで特段の政策が採られず、需要も少なかったこともありEU内ではかなり少ない水準になっているが、現在はEUの要求水準に近づけるべく急ピッチで増設している。通常の保育園だけでなく、企業内保育園の設置にも積極的な支援をしている。

民間の業者でベビーシッター紹介などのサービスを実施しているところがあり、政府は、保育サービスの多様化のため、2001年からは保育のために家庭労働をベビーシッターなどに外注した場合、年間1,550ユーロまでを所得税控除の対象にしている。

(参考文献)

内閣府 (2005) 「平成 17 年版 少子化社会白書」

内閣府 (2006) 「平成 18 年版 少子化社会白書」

厚生労働省 (2004) 「世界の厚生労働 2004」

内閣府 経済社会総合研究所 (2006) 「フランス・ドイツの家族生活」

内閣府 経済社会総合研究所・財団法人 家計経済研究所 (2005) 「スウェーデンの家族生活」

財務省財務総合政策研究所 (2005) 「少子化の要因と少子化社会に関する研究会報告書」

男女共同参画会議 少子化と男女共同参画に関する専門調査会 (2005) 「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書 平成 17 年 9 月」

国立社会保障・人口問題研究所 (1999) 「人口問題研究 1999.9 デンマークにおける最近の出生率の動向ー出生率上昇期の家族政策の影響」

国立社会保障・人口問題研究所 (2003) 「人口問題研究 2003.3 北欧諸国の出生率変化と家族政策」

中島さおり (2005) 「パリの女は産んでいる」 ポプラ社

丸山茂 (2005) 「家族のメタファー」 早稲田大学出版部

日本人口学会編 (2002) 「人口大事典」 培風館

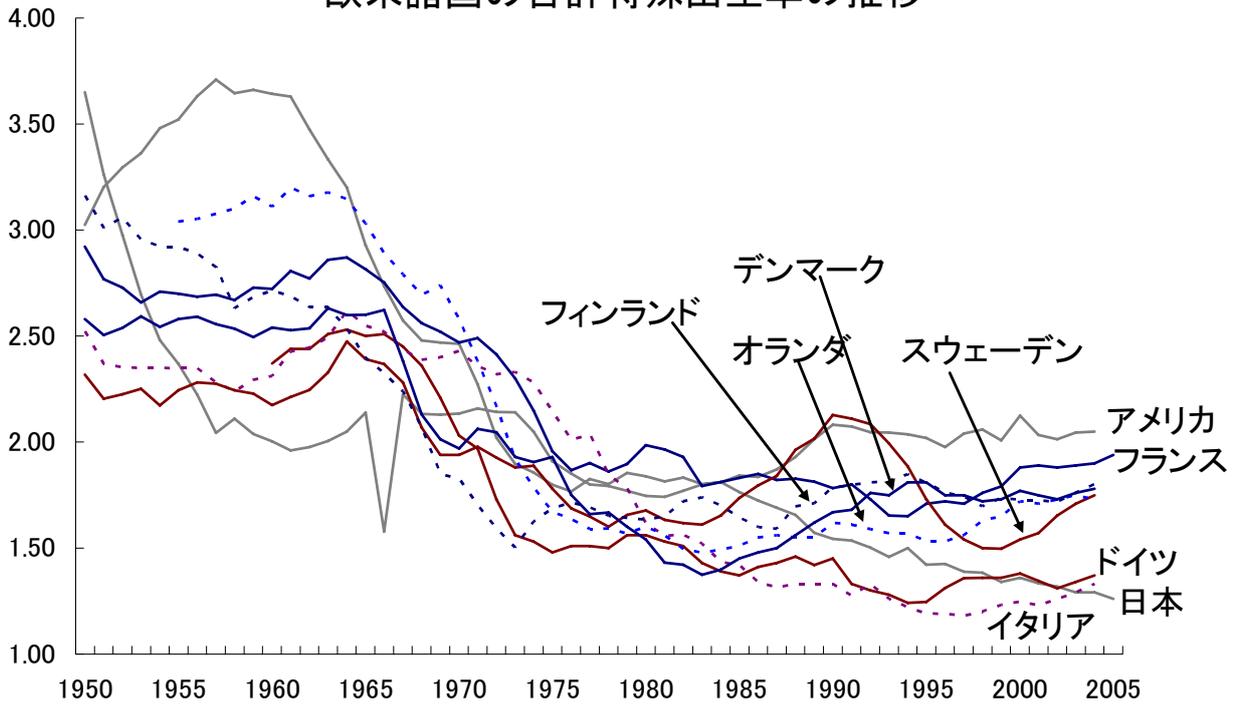
前田正子 (2004) 「子育てしやすい社会」 ミネルヴァ書房

湯沢雍彦 (2001) 「少子化をのりこえたデンマーク」 朝日選書

藤井威 (2002) 「スウェーデン・スペシャル」 新評論

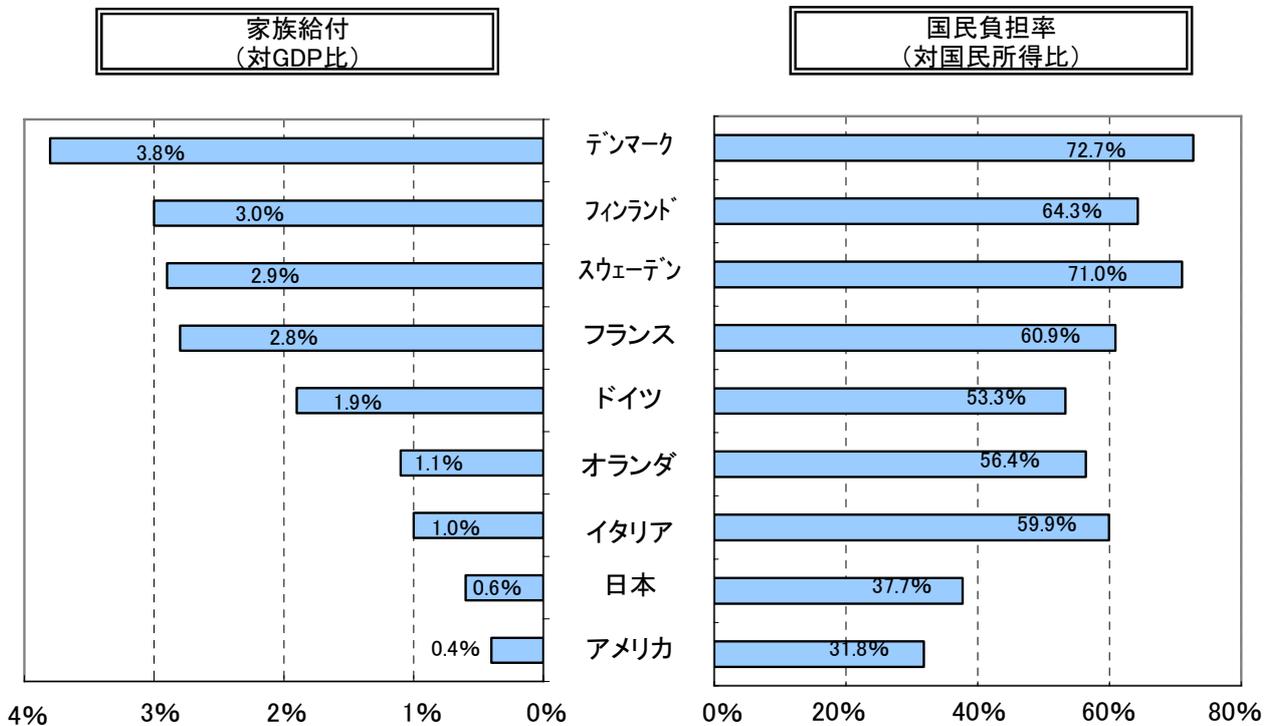
<参考>

欧米諸国の合計特殊出生率の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集2006』より引用
厚生労働省『平成16年人口動態統計月報年計(概数)の概況』、
UN, Demographic Yearbook 1999, 2003, Eurostat Statistics in Focus: Population and Social Conditions 15/2005

欧米諸国の家族給付と国民負担率



(注1) 国民負担率は、日本は2006年度見通し、その他は2003年の数値。

(注2) 家族給付は2001年の数値。

(出所) 財務省HP、OECD (2004), Social Expenditure database

アンケート調査から見た少子化対策の項目別優先度

少子化対策		アンケート				優先度	
項目	主な内容	1		2	3	優先度 (平均値)	
		①	②				
経済的支援	児童手当の拡充	S	S	A	S	S	3.8
	税制の見直し	S	S	A	S	S	3.8
	教育費の補助	-	-	A	S	S	3.5
	その他の経済的支援 (医療費の補助等)	S	A	A	S	S	3.5
保育所	待機児童の解消	S	B	-	A	A	3.0
	保育サービスの拡充 (延長保育、病時保育等)	A	B	-	A	A	2.7
仕事と家庭の両立支援	多様な働き方が選択できる環境整備 (育児休業やフレックスタイム制の充実等)	A	C	A	A	A	2.5
	出産育児後の再就職支援	A	B	-	A	A	2.7
	男性が育児参加できる環境整備	S	B	A	-	A	3.0
地域における子育て支援	子育て支援センターの整備 (育児中の母親への支援等)	B	C	B	C	B	1.5
意識の啓発	子育ての大切さ・楽しさを伝える教育	-	-	B	C	B	1.5
医療	医療制度の整備	-	-	B	A	A	2.5
若年者雇用	若者への就労支援	-	-	-	C	C	1.0
安心・安全な環境整備	地域の安全対策、学童保育等	A	B	B	S	A	2.8

(注1) 優先度は、その政策を望む声が多いかどうかを示すものであり、その政策の重要度を示すものではない。

(注2) アンケートは以下のものを参照した。

1: 経済同友会「個人の生活視点から少子化問題を考える-世代別価値観を踏まえた少子化対策提言-」
(2005年3月)

①は1980年代生まれ、②は1960年代生まれの回答

2: 内閣府「少子化対策に関する特別世論調査」(2004年10月)

3: 首相官邸「小泉内閣メールマガジン 少子化アンケート」(2005年7月)

(注3) 優先度は、以下の手順で判定した。

(1) 項目別に3つのアンケートの結果を、それぞれの回答率でSABC評価をつける。

S: 60%以上、A: 50%~60%、B: 30%~50%、C: 30%未満

(2) 上記のSABC評価を点数化(S:4、A:3、B:2、C:1)し、項目別に平均値を算出する。

(3) 平均値から、優先度SABCを判定する。

S: 3.5以上、A: 2.5~3.5、B: 1.5~2.5、C: 1.5未満

地方自治体の少子化対策

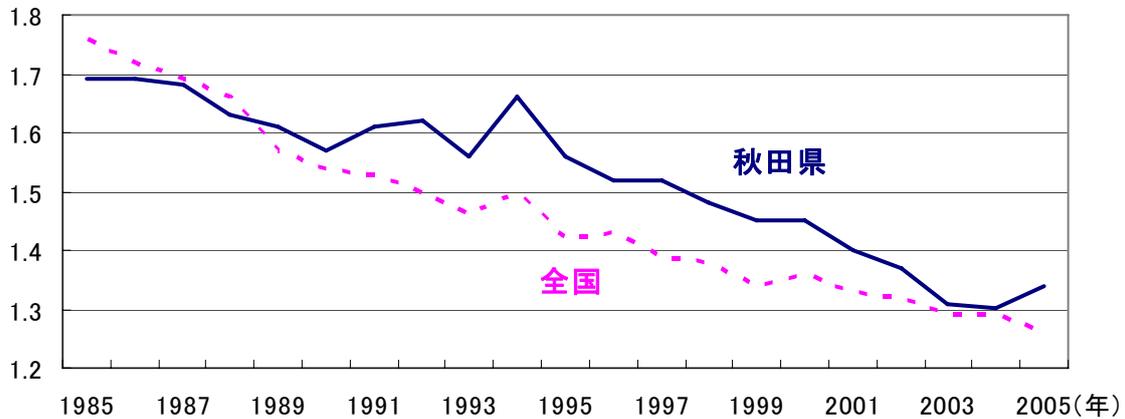
【少子化対策への取組】

I. 秋田県	・ ・ ・ ・ ・	(93)
II. 群馬県	・ ・ ・ ・ ・	(96)
III. 福井県	・ ・ ・ ・ ・	(98)
IV. 長野県	・ ・ ・ ・ ・	(100)
V. 岐阜県	・ ・ ・ ・ ・	(102)
VI. 京都府	・ ・ ・ ・ ・	(105)
VII. 沖縄県	・ ・ ・ ・ ・	(107)
都道府県別合計特殊出生率の推移	・ ・ ・ ・	(110)
市区町村における出生率の地域格差	・ ・ ・	(111)

I. 秋田県の少子化対策

1. 少子化対策の特徴

秋田県の合計特殊出生率



あきたわか杉夢っ子プラン

～育てたい 育ててよかった 笑顔の未来～

秋田県知事 寺田 典城

子どもの育ちと子育てについて、社会全体の理解と支援をいただきながら、男女共同参画社会の形成とあいまって、子どもを産み育ててみたいと思える「ふるさと秋田」を築いてまいります。そのため、子育てにかかる経済的支援の充実や、仕事と家庭の両立に向けた企業の取組の促進、さらには子どもの権利を守るための取組や、若者の社会的自立に向けた支援などを重点推進事項と位置づけ、積極的に取り組んでまいります。(平成 17 年版 少子化社会白書)

2005 年 8 月から子育て負担感の軽減を図るため、経済的支援策全般を見直した新たな制度をスタートした。1 歳以上の子どもの保育料を半額にし、さらに 0 歳児の育児費用として月 1 万円を支給する。また、3 人以上の子どもがいる家庭から大学進学者が出た場合、月 3～6 万円の奨学金を無利息で貸与し、卒業後県内に戻れば半額を免除する。

2006 年 10 月には「秋田県子ども・子育て支援条例」を制定し、子どもの権利を守る内容も盛り込み、子どもに関する施策を総合的に推進するための基本となる施策について定めた。

すべての子どもが充実した保育、教育が受けられるように保育所と幼稚園を連携させる取組を進めてきた秋田県は、2006 年 10 月にスタートした保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園」制度で、県内の 5 施設を全国に先駆けて認定した。

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定については、2005 年度に専門職員 6 人を配置し、延べ約 1500 社を訪問して策定を働き掛けた結果、努力義務にとどまる 300 人以下の中小企業の策定が 2006 年 11 月現在で東北トップとなった。

2006 年末から、県は「子育て新税」構想を打ちだし、サービスとその費用負担について県民と話し

合いを行っている。

2. 具体的な対策

(1) 多様な個性が尊重され、自分らしい生き方ができる社会づくりのための意識の醸成

①少子化問題や子育てへの理解を深める意識啓発

多様な主体の参加による県民運動の展開や、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習の機会や子育て支援サービス等の情報の提供を行う。男性を含めた働き方の見直しや仕事と子育ての両立についての理解を深め、職場環境の整備を推進するための啓発活動を実施する。

②男女共同参画意識の醸成

虐待につながるDVの防止・根絶に向けた相談体制の充実、早期支援を行う。家庭や職場における固定的な性別役割分担意識の見直しを図るため啓発を行う。多様な分野における女性のチャレンジを支援する講座を開設するなど、女性の幅広い活動の場への社会参画を推進する。

③子どもの権利についての意識啓発

子どもの人権についての意識啓発や子どもの権利擁護のための仕組みづくり。虐待から子どもを守るため各地域におけるネットワーク整備や虐待予防や早期発見に向けた啓発を行う。家庭・学校・地域が連携して、いじめや暴力のない社会づくりに取り組む。

(2) 社会全体で子育てを支援し、家庭を基本に安心して子育てができる社会の形成

④ゆとりをもって子育てできるための支援

児童相談所の機能強化や児童委員の活動など育児に関する相談・支援体制の整備をする。保険料の軽減や医療にかかる負担の軽減、不妊治療費の助成など経済的支援策の拡充を図る。

⑤地域における子育て支援体制の整備

地域における子育て支援の拠点の整備や既存施設の機能の拡充を図る。民間団体による主体的な子育て支援活動を支援する。

⑥子どもとともに成長する親を支援する施策の推進

家庭教育についての学習機会の提供や家庭教育情報の提供など家庭教育力をサポートする。地域の様々な団体と連携しながら学校外活動の充実をするなど地域の教育力を回復する。

⑦子育てと仕事の両立のための環境づくり

「子育てしやすい職場づくり」に向けた企業の取組を促進するための相談・支援体制を強化する。育児・介護休業法や子育てに関連した休暇制度の普及。男性の子育て参加や多様な働き方の実現。親の再就職のための支援を行う。

⑧安心して子育てができる生活環境づくり

安心・安全な遊び場や生活環境を確保する。子育てに配慮した居住環境や生活環境の整備、子育てバリアフリーの促進。

⑨次の世代への夢が持てるふるさとづくり

県立大学の充実や県内私立大学等への支援を行うなど高等教育の充実を行う。若者の雇用・就業支援。結婚や家庭づくりについての情報提供や環境づくり。

(3) 子どもがひとりの人間として大切にされ、心身ともに健やかに育つ環境の整備

⑩母と子の健康のための支援

妊娠・出産の支援体制や、周産期医療体制の充実を図る。不妊専門相談センターの充実や治療費助成など不妊治療への支援を行う。小児医療体制を整備する。食育の推進を図る。

⑪子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

地域の子ども会活動や放課後児童クラブを支援する。児童に健全な遊びや文化を提供するための地域児童館等の整備をすすめ、文化活動やスポーツの振興を図る。

⑫子どもの心の育ちを支援する施策の推進

思春期の健康教育や相談体制の充実を図る。学校や地域におけるひきこもり、不登校への支援体制を整備する。

⑬生きる力の基礎を培う保育・教育の推進

保育所と幼稚園の連携や幼保一体化を促進する。多様な保育サービスを推進する。保育所・幼稚園等への運営費等や私立幼稚園の施設整備の整備、代替職員を雇用するための費用を助成する。

⑭個性と創造力を育む教育の推進

子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるような学校の教育環境の整備を進める。

⑮援助を要する子どもたちへの支援

障害のある子どもとその家庭への支援の充実、家庭に恵まれない子どもへの支援、DV 対策の推進、ひとり親家庭への自立支援、外国人が暮らしやすい環境づくりを行う。

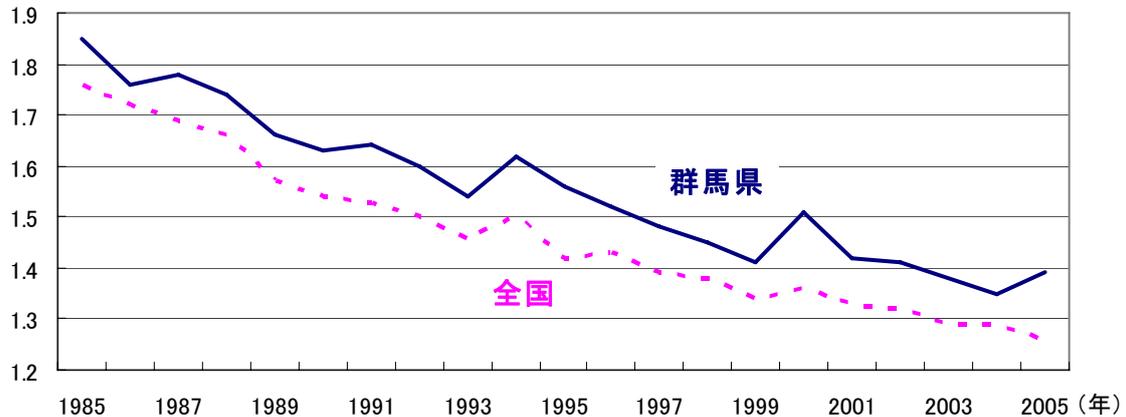
⑯子どもの安全の確保

交通安全教育の推進など事故から子どもを守る対策を推進する。子どもを犯罪から守る対策を推進する。いじめや犯罪などの被害にあった子どもへの支援体制を整備する。

Ⅱ. 群馬県の少子化対策

1. 少子化対策の特徴

群馬県の合計特殊出生率



ぐんま子育てヴィジョン 2005

～子どもを育てるなら群馬県～

群馬県知事 小寺 弘之

群馬県は、「子どもを育てるなら群馬県」を県政の目標としています。これは、本県の恵まれた自然環境を生かしながら、福祉や医療、教育をはじめ幅広い分野で様々な取組を行うことで、県全体として、子どもを取り巻く環境を整えていこうというものです。

少子化を直ちに解決する決め手は、なかなか見いだしにくい状況ですが、社会全体で子育てを支援していくという「子育ての社会化」、すなわち、「子どもを育てるなら群馬県」づくりを進めていくことが、問題解決への着実な第一歩になると確信しています。(平成17年版 少子化社会白書)

県総合教育センターは2002年度から子育てに悩む保護者を支援するプログラムを研究し、「体験型子育て学習プログラム」を2005年度に完成させた。親自身の成長を促す体験型カウンセリングは全国的にも珍しいと、評判になっている。

また、2005年度、県は、離職中の保育士に研修を行った上で、「子育て家庭支援員」として積極的に活用していくことを決めた。

県は、産科、小児科を中心した医師不足を解消しようと、2006年10月から、出産や育児を機に退職した女性医師の再就業をサポートする事業を始めた。「復帰したい」という女性医師に情報提供し、再教育を希望する場合は、医療機関で無料の研修を受けることができ、託児施設などを利用する人には費用を月5万円を上限に補助する。

2. 具体的な対策

(1) 子ども・親・社会を育てる

①子育ての総合的な支援

子育て支援を担う人材の育成や各種事業支援、相談支援機能の強化など子育て支援サービスを充実する。保育サービス、学童保育（放課後児童クラブ）の充実や幼保一体化への対応を行う。ボランティア等との連携や子育て支援情報の提供など子育て支援のネットワークをつくる。少年非行や不登校等への対応を含む児童の健全育成を行う。児童虐待の予防・防止対策を充実する。障害児の療育、教育体制を充実する。経済的支援を推進する。ひとり親世帯施策を総合的・計画的に推進する。

②子どもや母親の健康の確保及び増進

周産期医療対策や子どもの事故防止対策を推進する。妊娠・出産・育児の情報提供や相談事業を充実する。食育を推進する。思春期保健対策や薬物乱用防止対策を充実する。小児医療体制や小児慢性特定疾患対策を推進する。不妊治療の専門相談センターや不妊治療費の助成など不妊治療への支援を行う。

③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境

家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義の理解を深めるなどの教育を充実させ次代の親の育成に取り組む。学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成するため学校の教育環境を整備する。「ぐんま幼児教育プラン」（平成15年2月策定）に基づき、幼児教育の充実に確実に取り組む。中高一貫教育を推進する。家庭教育への支援や信頼される学校づくりなど家庭や地域の教育力を向上させる。

(2) 子育ても仕事も大切にできる社会を育てる

①子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事の両立を支援する。多様な働き方の実現や働き方の見直しについて広報啓発や情報提供を行う。保育サービスを充実する。就業支援などのひとり親世帯の自立支援を推進する。若者の就職支援や職業能力開発を推進する。

(3) 子育てを取り巻く環境を育てる

①子育てを支援する生活環境の整備

子育てに配慮した良質な住宅と良好な住居環境を確保する。通学路の安全対策等を推進し安全な道路交通環境を整備する。人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づくまちづくりやバリアフリー化など安心して外出できる環境を整備する。地域の防犯体制づくりや公共の場等における犯罪防止のための環境整備を行う。子どもを取り巻く有害環境対策を推進する。

②子ども等の安全の確保

子どもに対する交通安全教育の推進やチャイルドシートの正しい使用を徹底するなど、子どもの交通安全を確保する。子どもを犯罪等の被害から守るためのさまざまな施策を推進する。

(4) 10年後の群馬県を育てる

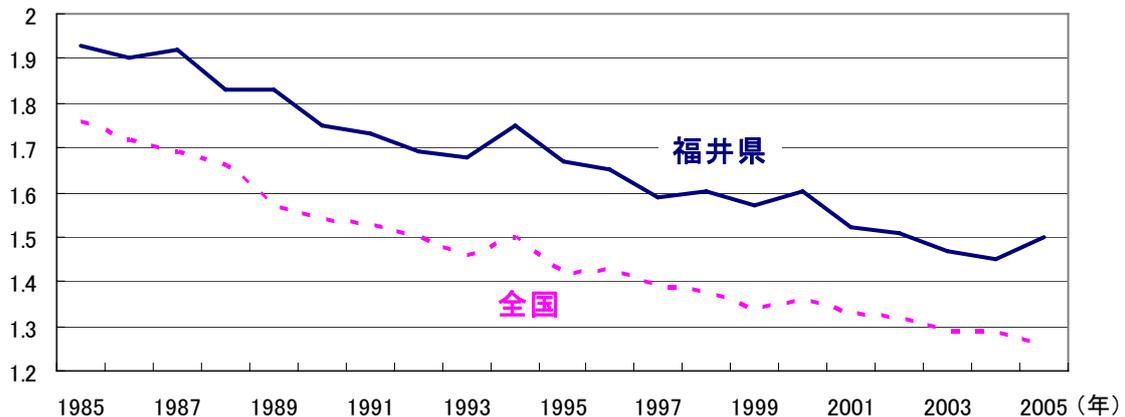
①次世代育成と少子化への対応

子育てを社会全体で支援していく気運を醸成する。少子化の原因や背景を的確にとらえ施策を検討する。

Ⅲ. 福井県の少子化対策

1. 少子化対策の特徴

福井県の合計特殊出生率



福井県 元気な子ども・子育て応援計画

福井県知事 西川 一誠

福井県では、平成 17 年 3 月に新しい少子化対策に関する計画として、「福井県元気な子ども・子育て応援計画」を策定しました。

この計画では、共働き率が高い本県の実態を踏まえ、父親の家事・育児への参画や子育てを応援する企業の広がり、また結婚を望む人を支援するため、若者の出会いの場づくりと自立支援といった本県独自の新たな重点施策を掲げており、今後、計画を着実に実現するため、県、市町村をはじめ地域や企業等が一体となって取組を進めていきたいと考えています。(平成 17 年版 少子化社会白書)

共働き率全国一の福井県は「父親」に焦点を当てた政策を展開しており、男性従業員の子育て支援策が整った企業を表彰し、父親の子育てを応援する民間団体に助成している。第一回につけい子育て支援大賞受賞を受賞している。

2006 年度から始まった「ふくい三人っ子応援プロジェクト」では、3人以上の子どもがいる家庭を応援し、経済的負担の一層の軽減を図るため、3人目以降の子どもについて、生まれる前の妊婦健診費から子どもが3歳に達するまでの医療、保育にかかる経費を原則無料化している。

また、結婚対策にも力を入れており、結婚相談員が県内各地での定例相談会を開設するほか、家庭訪問をするなど積極的に活動している。相談員を増やした効果もあってか、成婚率は高まっている。

2. 具体的な対策

(1) 家庭・地域における子育て力の向上

特に、仕事をもつ父親が積極的に子育てに参画できるよう強力に推進する。市町村や児童相談所、警察など関係機関による児童虐待防止ネットワークを整備し、地域ぐるみで虐待の未然防止等を進め、子どもを守る体制を構築する。子育て家庭の経済的負担の軽減、子育て支援サービス拠点の整備、ボランティアやNPO法人等との協働。多様な保育サービスを推進し、保育サービスの質の向上を図る。児童の健全育成の場として、児童館や児童センター、放課後児童クラブの整備・充実を行う。保護を要する児童等の福祉を充実させる。

(2) 子どもの健全育成のための教育環境の整備

少人数学級編成の導入など、一人ひとりの能力や理解度に応じたきめ細かな教育環境の整備を行う。中学校での暴力行為やいじめ、不登校等の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、スクールカウンセラーを配置する。地域が家庭や学校と連携を深めて「福井型コミュニティ・スクール」を推進するなど地域で担う教育支援体制を充実させる。

(3) 企業の子育て応援の促進

子育て応援企業への奨励金支給や表彰、県の入札参加資格審査における評価を行う。育児休業取得者に対する低利融資制度を創設する。女性の再就職支援のための職業訓練を実施する。企業に対して、子育て支援制度や多様な働き方についての情報提供を行う。

(4) 子と親の健康づくり

妊娠・出産における安全・安心を確保するため、周産期医療体制や妊娠・出産の支援体制を充実する。小児救急医療体制の充実や「かかりつけ医」の定着、小児科医による電話体制を強化する。乳幼児の健康診査や事故等予防対策を充実する。医療保険が適用されない一部の不妊治療への経済的支援や不妊相談窓口の設置。「食育活動マニュアル」を作成するなど食育推進体制を整備し、家庭、地域、学校等における食育を推進する。学校給食に地元食材を取り入れる。

(5) 子育てのための安全・安心な環境づくり

家庭、地域、学校等が連携し、登下校時の声かけ運動や巡回活動などの子ども安心3万人作戦を推進する。地域住民によるマイタウン・パトロール隊の育成・支援を行う。犯罪の防止に配慮したまちづくりのための防犯上の指針を普及する。小・中学校の耐震診断や補強工事を実施する。学校周辺の歩道整備や夜間においても安全で安心な通学路を確保する。まちなかキッズルームの整備など子育て家庭に配慮したバリアフリー化を推進する。二世帯住宅等の取得にかかる住宅への経費の一部を助成する。多子世帯への県営住宅への優先入居。

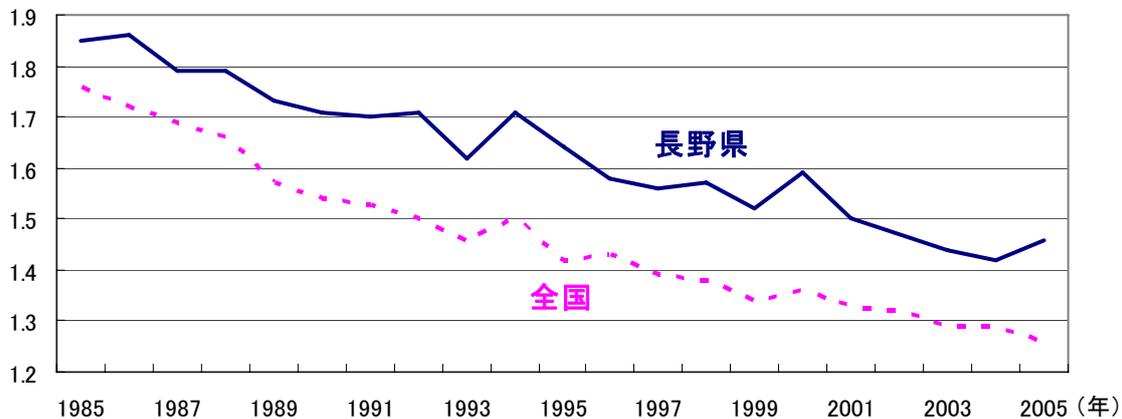
(6) 新しい家庭を築く若者への支援

結婚を希望する人への交流の場の提供や結婚相談等の充実を行う。フリーターや若年失業者等を対象とした「若者就職支援センター（ジョブカフェ）」による就業支援や高校生への就職支援を行う。中高生に対して乳幼児とふれあう機会を提供する。児童・生徒に対して男女共同参画ハンドブックを配布する。

IV. 長野県の少子化対策

1. 少子化対策の特徴

長野県の合計特殊出生率



信州“はぐくみ”プラン

こども かてい ちいきが育つ「次世代信州」へ

長野県知事 田中 康夫

溶かすべきは溶かし、育むべきを育み、創るべきを創る信州・長野県。子どもも家庭も地域も、夢と希望の持てる、思わずワクワク・ドキドキするような、しかも目に見える形で変化が生まれる施策を創出し、疲弊した制度や仕組みを根底から創り変えていく前人未踏の改革に、勇猛果敢に取り組んでまいります。そして、日本列島の背骨に位置する本県から、閉塞的なニッポンを変えるべく、「次世代信州」と呼ぶにふさわしいモデル的な社会を全国に発信してまいります。(平成 17 年版 少子化社会白書)

長野県は、女性の就業率と 5 歳児の保育所在籍率が日本一で、待機児童はゼロである。働く女性の多い長野県は保育所への入りやすさなど子育て環境はトップクラスといわれている。女性就業率や出生率の高さを支えるのは、家族総出で働く農業世帯や、子育てを親や祖父母に頼れる 3 世代同居の世帯が多い『田舎的な』地域の存在があるかではとの指摘もある。

また、2003 年 4 月から、2 歳児でも 3 歳になる年度の初めから幼稚園に入園できるよう規制が緩和された「構造改革特区」に指定されており、今後全国に展開される予定である。

2. 具体的な対策

(1) 健やかでたくましい“こども”を“はぐくみ”

①自然とのふれあいや体験学習の推進

農業・森林等体験活動、環境学習を推進する。子どもがのびのびと遊べる身近な遊び場を確保する。

②「生きる力」をはぐくむ教育の推進

子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を推進する。心の教育や生徒指導の充実を図る。「幼児教育振興プログラム」(H17.3策定)を推奨するなど幼児教育を充実させる。

③子どもの安全・安心の確保

子どもの権利保護を推進する。子どもの交通安全対策や子どもが犯罪に巻き込まれないための取組みなど子どもの安全を確保する。青少年の健全育成に取り組む。

(2) 喜びをもって子育てをする“かてい”を“はぐくみ”

①男女共同参画社会の実現

長野県男女共同参画計画を着実に推進し、男女共同参画社会実現を推進する。男性が子育てに関わることを促進する。

②子育てと仕事が両立できる環境づくり

企業等における働き方の見直しを推進する。子育てのために離職した人の再就職を推進する。多様な保育サービスを提供する。

③子育て家庭への支援

子育ての不安や悩み相談など子育て家庭への支援を行う。助成や職業紹介などひとり親家庭の自立を支援する。子育て家庭への経済的支援を行う。

④母と子の健康の確保・増進

妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援を行う。小児保健医療水準を維持・向上させる。食育を推進する。子どもの心身の健康相談や健康教育を実施する。

⑤児童虐待の防止と自立支援の充実

児童虐待等に対応するための児童相談所の機能強化を図る。児童虐待の未然防止のためのシステムや相談体制を構築する。児童養護施設等に入所している児童の自立支援を促進する。

⑥次代の親・次代を担う人材の育成

生命の大切さや家庭の役割等に関する教育を充実する。職業教育や若者の就労支援を充実する。思春期の保健対策を強化する。

(3) 子どもと親を支える“ちいき”を“はぐくみ”

①地域における子育ての支援

幼稚園・保育所による子育て支援を行う。ファミリー・サポート・センターや「つどいの広場」「子育てサロン」など地域住民による主体的な子育て支援を促進する。児童クラブの運営や児童館・児童センターの整備支援など子どもの居場所づくりを行う。

②お年寄りとのふれあいなど、地域の人々との交流の推進

お年寄りと子どものふれあいを推進する。年齢の異なる子ども同士の交流等を推進する。

③障害のある子どもや外国籍の子どもが地域で暮らす環境づくり

障害のある子どもの療育体制を整備・促進する。障害児教育を充実する。外国籍の子どもへの支援を行う。

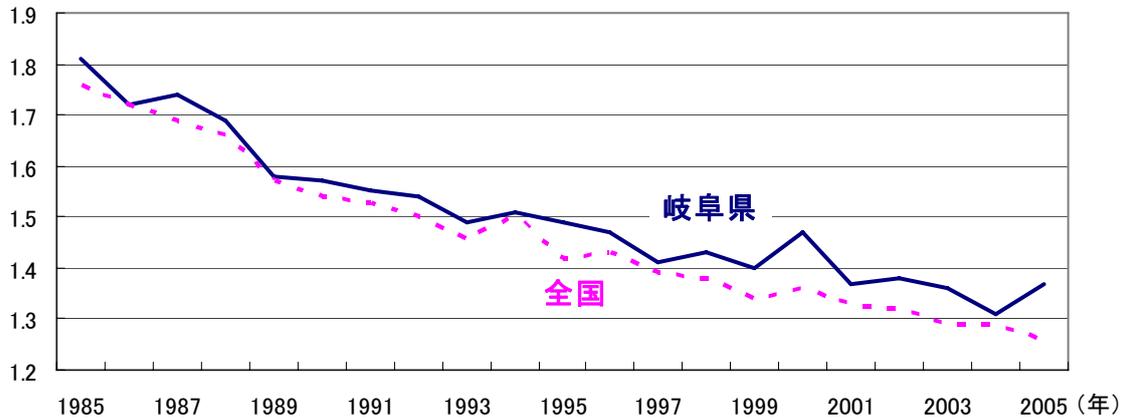
④子育てにやさしいまちづくり

バリアフリーや安全な道路の整備や子育てに配慮した公共的施設の整備など福祉のまちづくりをする。子育てに適したゆとりある住宅の供給や子育てにやさしい住環境づくりをする。

V. 岐阜県の少子化対策

1. 少子化対策の特徴

岐阜県の合計特殊出生率



輝けぎふっ子！アクションプラン

“ぎふっ子”の笑顔が輝く岐阜県をめざして

岐阜県知事 古田 肇

本県の合計特殊出生率は平成 15 年から平成 16 年にかけて、0.05 ポイント減少しましたが、この下げ幅は全国最大となっており、まさに、危機的状況に直面しています。

このため、プランでは、子どもを「未来の宝」、「社会の宝」と位置づけ、子どもや子育て家庭に対し、企業、行政、NPO 等が一体となって応援していくこととしており、少子化対策に社会全体で取り組める仕組みづくりを進め、一大県民運動として展開していきたいと考えております。

(平成 17 年版 少子化社会白書)

2006 年度から、育児休業制度を導入する等、子育てしやすい職場作りに取り組む企業を県発注工事の入札で優遇する制度をスタートした。対象は県内に本社を置く土木、建築、電気、配管の 4 業種である。

また、第三子以降が高校一年生であれば所得制限や成績などの条件が一切なく利用できる全国初の奨学金「子育て支援奨学金」が新設された。

2006 年 8 月から展開している「子育て家庭応援キャンペーン」では、18 歳未満の子どもがいる家庭に、公共施設や商店などで割引やポイントの加算といった「特典」付のキャンペーンカード「ぎふっこカード」を配布している。同様の取り組みは全国 5 番目だが、子ども一人から対象にするのは 3 番目である。

2007 年に、父親に限定した役割の言及や「早く家庭に帰る日」を指定するなどした「少子化対策基本条例」(案)が制定される予定である。

2. 具体的な対策

(1) 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくり

①子育てにやさしい社会づくり

次世代育成支援の意義・必要性や子育ての楽しさを啓発し、子育てを社会で温かく見守る県民意識を醸成する。子育てを応援するための企業の取組を支援、推進する。仕事と子育てを無理なく両立できるような環境整備に向けて啓発を行う。

②子どもの育ちを応援する地域づくり

地域の子育て力を強化するための啓発活動やつどいの場の設置などを支援する。地域全体で子どもを育てる活動を支援、推進する。交通安全教育に努めるなど子どもを交通事故から守る活動を推進する。地域住民主体の自主防犯活動支援や情報発信など子どもを犯罪等の被害から守る活動を推進する。

(2) 子ども（子育て）への支援

①子どもがたくましく育つ環境づくり

放課後児童クラブや児童館・児童センター、公園の設置を支援するなど子どもが楽しめる場所づくりを行う。NPOやボランティアと協働して、子どもの体験の場を整備、提供する。

②子どもが心豊かに育つ学びづくり

子どもの事故予防の啓発や事故予防対策を進める。食育を推進し健康的な食生活を確保する。子どもの疾病や障害の早期発見・療育の体制を整備する。疾病や障害のある子どもの早期発見・療育システムの整備を目指し、支援・事業を充実する。思春期保健対策を強化・推進する。児童生徒一人ひとりの資質や能力の優れた面を伸ばす個性化教育を推進する。確かな学力の定着のため教育の在り方を見直し、指導方法の改善や普及、指導体制の整備を図る。「スポーツ王国・ぎふ」づくりに取組みスポーツ活動を活性化する。幼児期の教育から小学校以降の教育への円滑な移行が行われるよう支援する。学校等への不適応について体制づくりに務める。子育て支援センターとしての幼稚園の役割を推進する。豊かな人間性をはぐくむ教育を推進するため、「一家庭一ボランティア」運動の普及・開発、道徳教育の振興、いじめや不登校問題への相談体制の充実等を行う。

③若者の自立と次代の親づくり

若者の未就労者、失業者等に対する情報提供や職業相談、職業紹介などの支援を行う。シンポジウム等で若い人達に対して子育ての楽しさや意義を啓発し、次代の親を育成する。

④子どもが安全に育つ環境づくり

学校の耐震補強工事や、学校給食への県内産農産物の導入など安全な学校環境の整備を行う。道路交通環境の整備やバリアフリー化など、子どもを連れて安心して外出できる環境の整備を行う。通学路、公園等において子どもが犯罪や事故等に遭わない安全なまちづくりを行う。青少年を有害環境等から守る活動を推進する。虐待を受けた子どもや親のいない子ども等要保護児童への支援を行う。悩みを持つ子どもの相談体制の充実や被害に遭った子どもの立直りを支援する。

(3) 家庭（親育ち）への支援

①子どもが生まれ育ちやすい家庭づくり

子育て家庭への多様な支援を充実する。子育てに関する情報提供や相談機能を充実する。幼保一体化等により就学前児童への均等な幼児教育・保育の場を提供するほか、岐阜県独自の保育所と幼稚園の連携モデルの普及を図る。子育てを支援する人材を育成する。妊娠・出産の不安を解消

するための体制を整備する。周産期医療体制を確立させ県内ネットワークを整備する。不妊治療の支援や相談体制を充実する。児童虐待や育児不安を解消するための相談体制を確立する。家庭の教育力の向上を推進する。多子世帯への公営住宅優先入居枠など子育てにやさしい居住環境を確保する。

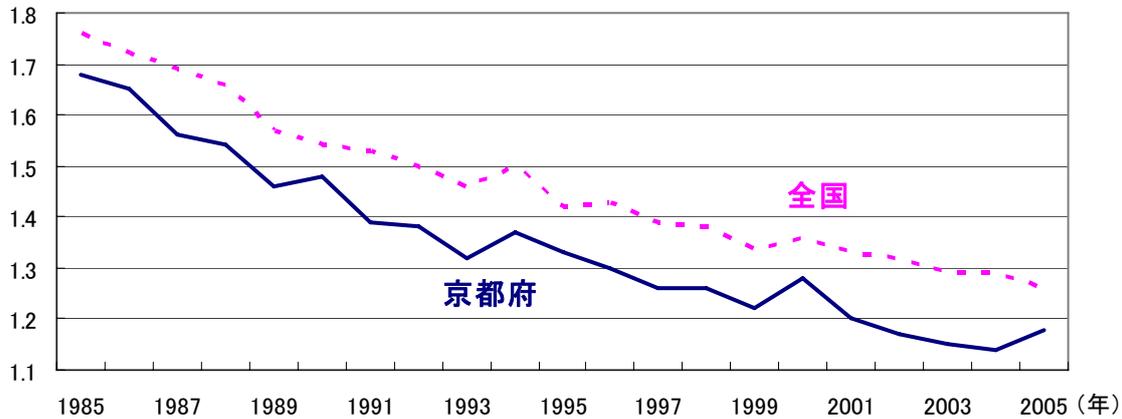
②バランス良く働ける環境づくり

多様な保育ニーズへ対応するための保育環境、保育サービスを充実する。企業に対する働き方の見直しや男性の育児休業取得の働きかけ、企業が行う労働者への経済的支援の奨励や融資、社会における男女の固定的役割分担意識をなくすための意識啓発など仕事と家庭の両立のための意識の醸成を行う。多様な働き方を実現するため、職業訓練や弁護士による特別労働相談の実施、農業分野での働きやすい職場環境づくりの支援などを行う。

Ⅵ. 京都府の少子化対策

1. 少子化対策の特徴

京都府の合計特殊出生率



きょうと未来っ子いきいき推進計画

京都府知事 山田 啓二

今、様々な社会のひずみが子育て家庭を取り巻く環境に大きな影響を与えている中、そうしたひずみを是正するためにも、子育て家庭を社会全体で支えられるよう、今一度人とのネットワークを強め、人と人がふれあう社会づくりを進めていくことが大切です。

京都府では、子育てを楽しめる家庭を増やすため、母親が孤立しないシステム・相談体制の確立、地域の方々とのネットワーク化による子育てを支える地域づくり、安心して子どもを産み育てられるセーフティネットづくりなど、地域、企業と行政が協働しながら、子どもが夢と希望を持って育つ地域づくりを進めます。(平成17年版 少子化社会白書)

京都府は、内閣府が2004年度から始めた女性の社会参加を進める「チャレンジ支援推進事業」のモデル地域となり、場所とノウハウを提供して起業を支援する「チャンレジオフィス」という取り組みを行った。また、2006年度には内閣府から、出産や子育てなどで仕事を辞めた女性の再就職を支援するためのモデル地域に指定され、再就職に役立つ情報提供など自治体の新たな取り組みを、財政面も含め支援されることになった。

2. 具体的な対策

(1) 子育てを楽しむ家庭を増やす仕組みづくり

子育て家庭の孤立化や不安感を解消する。子育てサークル NPO 等による子育てネットワークの支援、協働を推進する。出産・子育て時期における経済的支援に引き続き取り組む。身近な相談体制を充実する。

(2) 子どもの育ちや家庭をサポートできる地域づくり

異年齢の子ども同士の関わりを通して培う広がりのある体験を充実する。地域コミュニティによる支え合いの仕組みを構築する。子どもの安全確保を推進する。社会全体で青少年を守り支えるネットワークづくりを推進する。安心して生活できる道路、交通環境を整備する。身近な遊び場の整備を推進する。

(3) 家庭、地域生活、仕事のバランスのとれた社会づくり

育児休業制度等の周知や取得向上のための啓発を行う。働き続けられる環境を整備する。就業形態の多様化に対応する雇用モデルを提供、支援する。多様化・増大する保育ニーズへの対応を充実する。世代を問わず地域活動の担い手となれる地域づくりを行う。

(4) 長期的視野に立った次代の人づくり

子どもの人権の尊重と啓発を推進する。子どもの心と体の健康を確保する。確かな学力の向上を推進する。乳幼児期の保育・教育を充実する。子どもを産み育てることの意義を理解させる。親子がふれあい、ともに学べる環境を整備する。「生きること、働くこと」の大切さを実感できる教育を推進する。

(5) 安心して子どもを産み育てられるセーフティネットづくり

安心して出産ができる周産期医療ネットワークの充実・強化を行う。児童虐待防止ネットワークの充実・強化を行う。障害のある子どもの保育、教育等を充実する。DVによる子どもの被害を防止する。ひとり親家庭の子育て、日常生活支援を充実する。

(6) 府民意識の啓発

少子化問題や子育て支援に関する意識の啓発を行う。男女共同参画による子育てを推進する。子どもの人権を尊重する社会づくりを行う。府民運動を推進する。

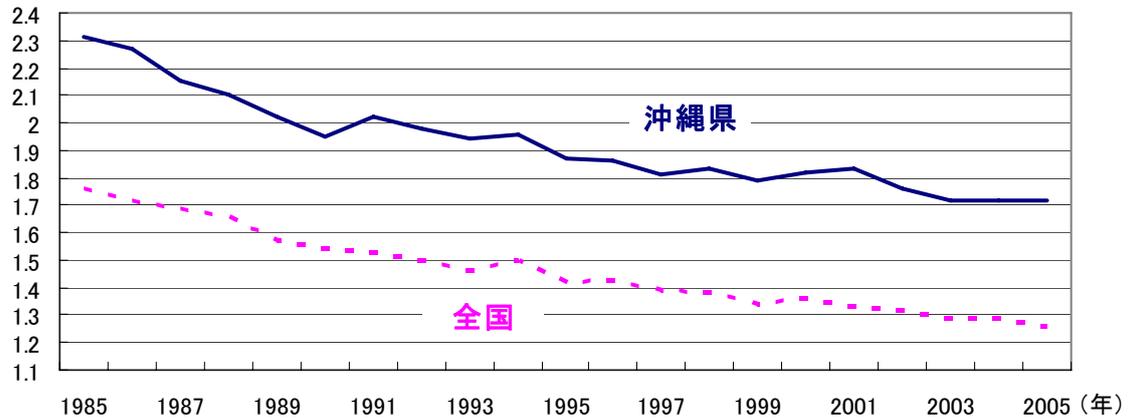
(7) 推進体制の整備

京都府における推進体制の整備を行う。市町村等関係機関との連携・協働する。事業主を連携する。企業・NPO等多様な団体等との連携・協働する。府民とのパートナーシップを推進する。

VII. 沖縄県の少子化対策

1. 少子化対策の特徴

沖縄県の合計特殊出生率



おきなわ子ども・子育て応援プラン

～ 親子が心身共に健やかに成長できる 子育て 親育ち 地域育ち ～

沖縄県知事 稲嶺 恵一

本県の合計特殊出生率は、平成16年度が1.72で全国平均の1.29を上回り全国1位を維持しておりますが、本県においても少子化傾向は急激に進行しており、このような状況に適切に対応するために、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」を策定しました。

本プランは、子どもの幸せの視点に立ち、関係団体や地域社会等との密接な連携を図りながら計画の着実な推進に努め、子どもが心身共に健やかに育つための環境を整備し、子育ての感動や楽しさをはぐくみ、夢をもって、安心して子どもを生み育てられる郷土づくりに全力で取り組んでまいります。(平成17年版 少子化社会白書)

消費者物価指数をしてみると、全国を100とした県庁所在地の「地域差指数」は、東京が110.1と全国トップで、沖縄は97.0と最も低い。物価が安い地域は生活しやすく、子育てもしやすいのではないかという意見もある。また、沖縄ブームを背景にここ数年は若年層の移住者や定年後に沖縄に定住するシルバー層も増えている。

2. 具体的な対策

(1) 地域における子育ての支援

子育てに関する相談・援助体制、幼稚園における子育て支援、預かり型子育て支援事業を充実する。ファミリー・サポート・センターの設置を促進する。子育てに関する内容を含めた女性の悩みに関する相談体制を充実する。待機児童対策として保育所の創設を推進する。認可外保育施設の認可化移行を促進する。保育サービスを充実する。民生委員・児童委員活動体制、福祉人材の

確保・開発・研修体制、子育て支援者の育成・子育て支援情報を充実する。放課後児童健全育成の充実を図る。経済的支援を充実する。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

保健指導の実施など周産期保健対策を強化する。周産期医療体制を整備する。乳幼児健診の充実・強化を行う。予防可能な子どもの疾病、事故防止対策を推進する。歯科保健対策を推進する。乳幼児医療費助成事業を実施する。母乳育児を推進する。乳幼児期、学童期及び思春期の食育を推進する。性、エイズ教育を推進する。喫煙、飲酒問題対策を強化する。薬物乱用問題対策を実施する。かかりつけ医の普及・定着を推進する。小児救急体制を整備する。小児慢性特定疾患治療研究事業の推進を図る。不妊相談や治療費助成事業実施など不妊治療対策を充実する。母子保健について地域や関係機関との連携強化を図る。

(3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

子育ての楽しさと意義の育成を図る。家庭の教育機能支援や親子電話相談など次代の親育てを意識した活動支援を行う。青少年の交流や体験活動を提供する。若年期における職業観の形成促進等就職支援を充実する。豊かな心を培う教育、確かな学力を身に付ける教育、たくましい心と体を育む教育、個性を大切にすることを推進する。魅力ある学校づくりを推進する。幼児教育を充実する。健やかな青少年を育む地域活動や体験活動を拡充する。ボランティア活動意識の啓発に努める。社会教育指導者等の養成等青少年の活動を支える社会教育基盤の整備・充実を行う。家庭教育支援体制の整備・充実を図る。子どもを取り巻く有害環境対策を推進する。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯へ良質な県営住宅を供給する。県営住宅への多子世帯の優先入居を促進する。県営住宅における子育て支援施設の一体的整備を推進する。通学路の歩道を整備する。信号機・横断歩道の整備を行う。県営施設のバリアフリー化を推進する。公園の整備及び安全確保を推進する。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の周知・啓発を行う。労働者の生活に配慮した多様な働き方の意識啓発を図る。ファミリー・サポート・センターの設置を促進する。育児・介護休業者生活資金貸付制度を推進する。男性の家庭生活への参加促進について周知・啓発を行う。企業に対し一般事業主行動計画策定を促進する。

(6) 子ども等の安全の確保

交通安全教育を推進する。チャイルドシートの正しい使用を推進する。子どもを犯罪等の被害から守るため関係機関や学校、地域と連携した活動を行う。少年被害者支援対策を推進する。少年育成支援活動を促進する。犯罪のないまちづくりを目指した「ちゅらさん運動」を推進する。

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

児童虐待発生予防に取組む。児童虐待の早期発見・早期対応に取組むため、児童虐待ネットワークの構築、児童虐待対応機関の体制整備、虐待防止の周知・広報を行う。児童虐待を受けた児童の保護・支援を強化する。障害児療育対策、障害児在宅福祉サービスの充実、保育所における障害児受け入れの推進、放課後児童クラブにおける障害児受け入れの促進など障害児施策を充実する。

(8) ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭等への就業支援や能力開発支援、職業紹介を充実する。ひとり親等の雇用促進に関する啓発活動や情報提供を充実する。保育の場、多様な保育サービスによる支援を充実する。生活の

場の確保を支援する。生活支援策を充実する。子育て・生活支援策の総合的な利用を促進する。養育費の確保策を充実する。経済的支援策を充実する。社会全体で支える体制づくりを促進する。関係機関・団体等との連携促進を図る。相談体制等を充実する。ひとり親家庭児童の健全育成を支援する。

(注1) I～VIIの具体的な対策については各府県のホームページより作成

(注2) 役職は当時

都道府県別合計特殊出生率の推移

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005		
								対2004年	対2003年
全 国	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	▲ 0.03	▲ 0.03
01北海道	1.20	1.23	1.21	1.22	1.20	1.19	1.15	▲ 0.04	▲ 0.05
02青森	1.46	1.47	1.47	1.44	1.35	1.35	1.29	▲ 0.06	▲ 0.06
03岩手	1.52	1.56	1.52	1.50	1.45	1.43	1.41	▲ 0.02	▲ 0.04
04宮城	1.35	1.39	1.33	1.31	1.27	1.24	1.24	0.00	▲ 0.03
05秋田	1.45	1.45	1.40	1.37	1.31	1.30	1.34	0.04	0.03
06山形	1.59	1.62	1.58	1.54	1.49	1.47	1.45	▲ 0.02	▲ 0.04
07福島	1.63	1.65	1.60	1.57	1.54	1.51	1.49	▲ 0.02	▲ 0.05
08茨城	1.42	1.47	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	▲ 0.01	▲ 0.02
09栃木	1.41	1.48	1.43	1.40	1.38	1.37	1.40	0.03	0.02
10群馬	1.41	1.51	1.42	1.41	1.38	1.35	1.39	0.04	0.01
11埼玉	1.23	1.30	1.24	1.23	1.21	1.20	1.22	0.02	0.01
12千葉	1.22	1.30	1.24	1.24	1.20	1.22	1.22	0.00	0.02
13東京	1.03	1.07	1.00	1.02	1.00	1.01	1.00	▲ 0.01	0.00
14神奈川	1.24	1.28	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	▲ 0.01	▲ 0.02
15新潟	1.48	1.51	1.45	1.38	1.34	1.34	1.34	0.00	0.00
16富山	1.43	1.45	1.40	1.41	1.35	1.37	1.37	0.00	0.02
17石川	1.38	1.45	1.40	1.37	1.38	1.35	1.35	0.00	▲ 0.03
18福井	1.57	1.60	1.52	1.51	1.47	1.45	1.50	0.05	0.03
19山梨	1.44	1.51	1.42	1.39	1.37	1.36	1.38	0.02	0.01
20長野	1.52	1.59	1.50	1.47	1.44	1.42	1.46	0.04	0.02
21岐阜	1.40	1.47	1.37	1.38	1.36	1.31	1.37	0.06	0.01
22静岡	1.39	1.47	1.40	1.41	1.37	1.37	1.39	0.02	0.02
23愛知	1.38	1.44	1.36	1.34	1.32	1.34	1.34	0.00	0.02
24三重	1.38	1.48	1.38	1.40	1.35	1.34	1.36	0.02	0.01
25滋賀	1.49	1.53	1.46	1.44	1.41	1.41	1.39	▲ 0.02	▲ 0.02
26京都	1.22	1.28	1.20	1.17	1.15	1.14	1.18	0.04	0.03
27大阪	1.28	1.31	1.24	1.22	1.20	1.20	1.21	0.01	0.01
28兵庫	1.35	1.38	1.29	1.29	1.25	1.24	1.25	0.01	0.00
29奈良	1.23	1.30	1.22	1.21	1.18	1.16	1.19	0.03	0.01
30和歌山	1.40	1.45	1.41	1.35	1.32	1.28	1.32	0.04	0.00
31鳥取	1.52	1.62	1.58	1.51	1.53	1.50	1.47	▲ 0.03	▲ 0.06
32島根	1.61	1.65	1.60	1.52	1.48	1.48	1.50	0.02	0.02
33岡山	1.45	1.51	1.46	1.44	1.38	1.38	1.37	▲ 0.01	▲ 0.01
34広島	1.37	1.41	1.37	1.34	1.34	1.33	1.34	0.01	0.00
35山口	1.42	1.47	1.43	1.41	1.36	1.36	1.38	0.02	0.02
36徳島	1.39	1.45	1.39	1.36	1.32	1.31	1.26	▲ 0.05	▲ 0.06
37香川	1.45	1.53	1.43	1.46	1.42	1.43	1.43	0.00	0.01
38愛媛	1.40	1.45	1.40	1.35	1.36	1.33	1.35	0.02	▲ 0.01
39高知	1.43	1.45	1.42	1.38	1.34	1.30	1.32	0.02	▲ 0.02
40福岡	1.31	1.36	1.31	1.29	1.25	1.25	1.26	0.01	0.01
41佐賀	1.59	1.67	1.62	1.56	1.51	1.49	1.48	▲ 0.01	▲ 0.03
42長崎	1.52	1.57	1.52	1.48	1.45	1.46	1.45	▲ 0.01	0.00
43熊本	1.52	1.56	1.52	1.50	1.48	1.47	1.46	▲ 0.01	▲ 0.02
44大分	1.46	1.51	1.48	1.42	1.41	1.40	1.40	0.00	▲ 0.01
45宮崎	1.56	1.62	1.60	1.56	1.49	1.52	1.48	▲ 0.04	▲ 0.01
46鹿児島	1.50	1.58	1.53	1.52	1.49	1.46	1.49	0.03	0.00
47沖縄	1.79	1.82	1.83	1.76	1.72	1.72	1.72	0.00	0.00

(注) 網掛けは、2005年の出生率が対2004年比+0.04以上で、かつ対2003年比プラスの府県
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生省「人口動態統計」

市区町村における出生率の地域格差

～内閣府「平成16年版少子化社会白書」より～

全体的な出生率低下の中で、1990（平成2）年から2000（平成12）年の10年間で出生率が上昇していると推定される市区町村が約330あり、その中で、人口規模が1万人以上の自治体は70弱ある。そこで、出生率が上昇している5つの自治体（兵庫県五色町、愛知県日進市、静岡県長泉町、秋田県鹿角市、香川県白鳥町）と同じ県にあって低下している5つの自治体を比較調査対象とした「出生率の地域格差に関する研究」（財団法人こども未来財団の「平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業」）によると、興味深い結果があらわれている。

それによると、出生率が上昇している地域においては、次のような特徴がある。

- ① 人口増加あるいはその努力を行っている自治体であること。自治体内あるいはその周辺部で経済活性化があり、自治体主導あるいは市場を通して若年夫婦向けの良好な住宅が供給されることで、家族形成期の人々の転入がみられ、地域の未婚化傾向に抑止効果が働いていること。

たとえば、五色町（合計特殊出生率が1990年の1.72から2000年には1.82に変化）は、「健康・福祉」、「情報化」施策が全国的に高い評価を受けており、企業誘致や若者定住団地の建設を行いつつ、分譲地を購入して自宅を建設、住民票を移した場合に給付金支給等の施策を講じている。

- ② 地方自治体が地域の実情にあった育児支援策を実施しており、育児支援ニーズに的確にこたえる姿勢があること。

たとえば、日進市（同1.40から1.42に変化）の場合、子どもの数の増大に対応して保育所の定員数や職員数を増やし、待機児童が出ないようにするほか、ほとんどの幼稚園では、17時から18時頃まで時間延長を行っている。

- ③ 地域の人々は、それらの育児支援制度や施設を積極的に活用し、その地域を子育てしやすい環境としてとらえられていること。

たとえば、長泉町（同1.62から1.72に変化）の場合、企業誘致が進んだことから職住接近の生活が可能となっており、保育所・幼稚園への送り迎えが容易となっていることや、乳幼児医療費が就学前まで無料であることや保育所の入所待機児童を出さない対応などから、近隣と比較して子どもを育てやすいというイメージを確立しつつある。

この研究によれば、地域経済の特性や地域社会の地理的条件、さらには経済政策や住宅施策等によって、就業機会が左右され、人口増減が生じるが、基本的に20代、30代という家族形成期の人口を吸引する地域社会としての力があれば、未婚率の上昇が抑えられ、そこに適切な育児支援策が投入されれば、出生率は上昇する。したがって、地域社会の活性化とともに、地域住民のニーズにあった次世代育成支援の充実が、出生率回復のポイントである。

少子化対策の財源をめぐる地方自治体の声

- 『児童手当の支給対象範囲の拡大に際し税源移譲を求める声明』 2005年12月7日
(地方六団体(全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会))

政府及び与党は平成18年度予算編成に当たり、児童手当の支給対象範囲の拡大を行うと報道されている。

児童手当については、「三位一体改革」により、地方の負担率が3分の1から3分の2に拡大されたところであり、負担率の変更に伴う地方負担の増加額1,578億円に対しては、税源移譲の対象とすることが既に決定されたところである。

したがって、児童手当について、支給対象範囲を拡大する等地方負担が増加する決定を行うに際しては、最大の負担者である地方の意見を十分聞くべきである。地方の意見を聞くことなく支給対象範囲の拡大について議論が進められていることは甚だ遺憾である。

仮に国において児童手当の支給対象範囲を拡大する場合には、先に決定された3兆円の税源移譲に加え、支給対象範囲の拡大による巨額の地方負担の増加分について、税源移譲額を増額すべきである。

- 『次世代育成支援対策に関する提言』 ～一部抜粋～ 2006年5月16日
(全国知事会)

子どもを持つことが大きな不利とならないよう、経済的支援の充実を図る。

- ア. 子育て家庭に対する手当での充実、特に乳幼児期の手当の充実を国費により図るとともに、育児休業中の所得保障の充実を図ること。あわせて、**所得税の税額控除制度の新設**など、**子育て支援税制を実施**すること。
- イ. 不妊治療費、妊産婦検診費及び妊娠出産費への助成拡大又は医療保険適用、乳幼児医療費の負担軽減、並びに多子世帯等に対する保育料の軽減を図ること。あわせて、**現物給付により乳幼児医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の削減措置を廃止**すること。
- ウ. 奨学金制度を拡充するとともに、奨学金の返還金を所得税の所得控除とするなど、子どもが教育を受ける期間に係る費用の負担を軽減すること。

■『平成19年度 国の施策及び予算に関する重点要望事項』～一部抜粋～

2006年11月16日 (全国市長会)

2. 少子化対策について

(1) 次世代育成支援対策に係るソフト交付金及びハード交付金の見直しを行うなど、地方への負担転嫁とならないよう確実な財政措置を講じること。

(2) 乳幼児医療費の無料化等、効果的な子育て支援策を講じること。

(参考) 次世代育成支援対策に係る交付金

2005年度より、下記の次世代育成支援対策に関する補助金が交付金化された。

○次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象事業

- ・つどいの広場事業
- ・育児支援家庭訪問事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業
- ・延長保育促進事業
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業
- ・地域における児童の安全確保の取組

○次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)の対象事業

児童相談所、一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所(公立を除く)、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、へき地保育所、子育て支援のための拠点施設、婦人相談所、婦人保護施設

→ 交付金化により、国は地方からの事業申請に対してポイントを決定し、その点数に応じて交付金額が決定される仕組みとなった。ところが、従来の補助金で行ってきたときよりも交付金が減少しており、結果として地方に対する負担の転嫁となっている。ポイント制度を見直し、地方の負担を軽減してもらいたい。(全国市長会事務局へのヒアリング)

以 上

育児・介護雇用安定等助成金一覧

助成金・奨励金	概要	中小企業への優遇
両立支援レベルアップ助成金	事業所内託児施設設置・運営コース 子を養育する労働者の雇用の継続を図るための措置として、一定基準を満たす事業所内託児施設の設置、運営、増築、建替え又は保育遊具等の購入を行った事業主・事業主団体に対して、その費用の一部が助成される。	なし (注)
	ベビーシッター費用等補助コース 労働者が、育児又は家族の介護に係るサービスを利用した場合、その費用の負担を軽減する措置を実施した事業主に対して、その補助した額の一定割合が助成される。	あり
	代替要員確保コース 育児休業取得者が、育児休業終了後は原職又は原職相当職に復帰する旨の取扱いを労働協約又は就業規則に規定した上で育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給される。	あり
	子育て期の柔軟な働き方支援コース 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる仕事と育児の両立を支援する内容の制度を、労働協約又は就業規則に新たに規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に利用させた事業主に支給される。なお、複数の事業所を有する事業主にあつては、すべての事業所において制度化していることが必要。	あり
	男性労働者育児参加促進コース 男性の育児参加を促進する計画の策定・実施など、男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けたモデル的な取組を行う事業主を(財)21世紀職業財団地方事務所長が指定(平成17年度)し、実際に取組を行った場合に、支給される。なお、平成18年度の新規指定はない。	なし
	休業中能力アップコース 育児休業又は介護休業を取得した労働者がスムーズに職場に復帰できるよう、職場適応性や職業能力の維持・回復を図る措置(職場復帰プログラム)を、計画的に実施した事業主に対して支給される。	あり
(注) 2007年4月より、青色申告書を提出する法人で、次世代法に基づく一般事業主行動計画を提出している等、一定の要件を満たす事業所内託児施設の設置及び運営を行った場合、施設及び器具備品については、5年間20%(次世代法の中小企業については、5年間30%)の割り増し償却ができる。		
中小企業子育て支援助成金	中小企業における育児休業、短時間勤務制度の取得促進を図るため、育児休業取得者、短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主(常用労働者100人以下)に対して都道府県労働局が助成金を支給する。	中小企業を 対象

(出所) 21世紀職業財団

別紙3：「少子化対策に関するアンケート調査」 結果

調査期間：2007年1月12日～2月7日

調査対象：社団法人経済同友会 会員所属企業宛（一社一名）

集計回答数：195人（製造業：74人、非製造業：121人）

回答率 22%

【概要】

I. 人口一億人時代の日本委員会 第1次報告書について

1. 人口減少、少子・高齢化の進行に伴う将来への影響については、「本報告書を読む前から問題意識を持っていた」(97%)との回答がほとんどを占めた。
2. 人口減少社会を迎えた日本の将来(2050年程度まで)については、「非常に不安を感じる」「不安を感じる」で80%以上の回答となった。「楽観している」「どちらかといえば楽観している」(14%)と回答した理由としては、「生産性をあげれば経済力の低下を防ぐことができる」(78%)が最も多かった。

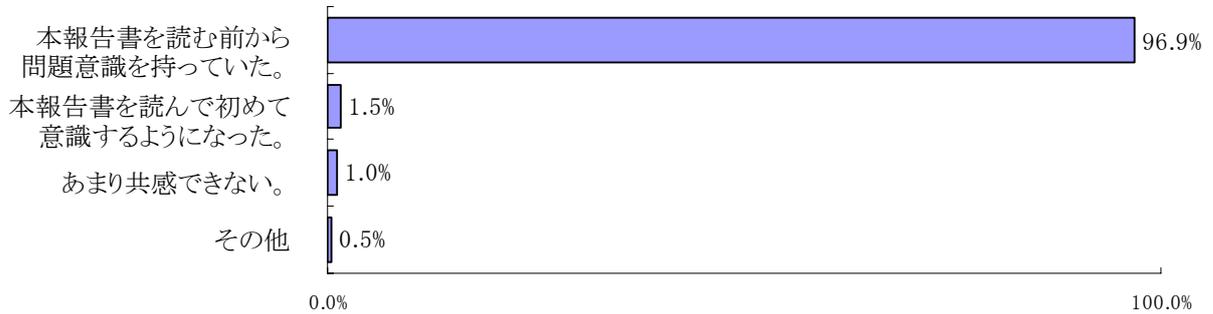
II. 少子化対策

1. 少子化の進行に歯止めがかからない理由を自由回答で伺ったところ、「対策」(40%)、「環境」(24%)、「価値観」(21%)に関する回答が多かった。
2. 少子化の進行を止めるために、特に有効な対策について、政府が取り組むべき対策としては「保育所作り」(68%)、「経済的支援の拡充」(67%)が多く、企業が取り組むべき対策としては「働きやすい職場作り(フレックスタイム制など)」(78%)、「育児休暇を取得しやすい職場環境の整備」(74%)が多く、地域で取り組むべき対策としては、「地域の子育てセンター増設」(56%)、「地域が協力して子どもの安全を守る仕組みを作る」(55%)が多かった。
3. 次世代育成支援対策推進法に関して、回答のうち、従業員数301人以上の企業数は134社(70%)。内、行動計画を提出した企業は99%であった。
 - ・提出企業に策定した行動計画の内容レベルについて伺ったところ、「次世代認定マークを取得することができる認定基準を満たした内容」(55%)、「行動計画策定指針に沿った最低限の内容」(42%)となった。
 - ・行動計画で策定した目標の達成見通しについては、「現時点ではまだ目標に達していないが、達成できる見込みである」(66%)と最も多かった。
 - ・行動計画を実行していく中で会社内での変化については「育児中の従業員が、休暇や短時間勤務をとりやすい職場の雰囲気が出てきた。」(57%)と最も多く、次いで「働き方の見直しについて、社内で前向きな議論が見られるようになった」(43%)。
 - ・行動計画の意義については、「重要であり、積極的に取り組むべきである」(86%)が最も多かった。
 - ・行動計画未提出の企業に、今後行動計画を策定する予定について伺ったところ、「予定がない」(64%)との回答が、「予定する」(36%)を上回った。

I. 人口一億人時代の日本委員会 第1次報告書（2006年6月発表）について

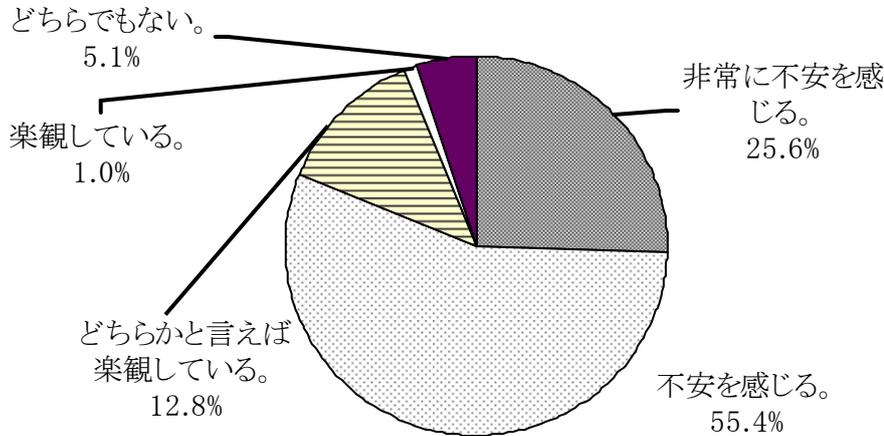
1. 本報告書では、別紙の通り、人口減少、少子・高齢化がこのまま進行すると様々な問題が将来起きる可能性を指摘しております。これらについて、どのようにお考えになりますか？

図表1 回答数 計 195名



2. 人口減少社会を迎えた日本の将来（2050年程度まで）について、どのように感じられますか？

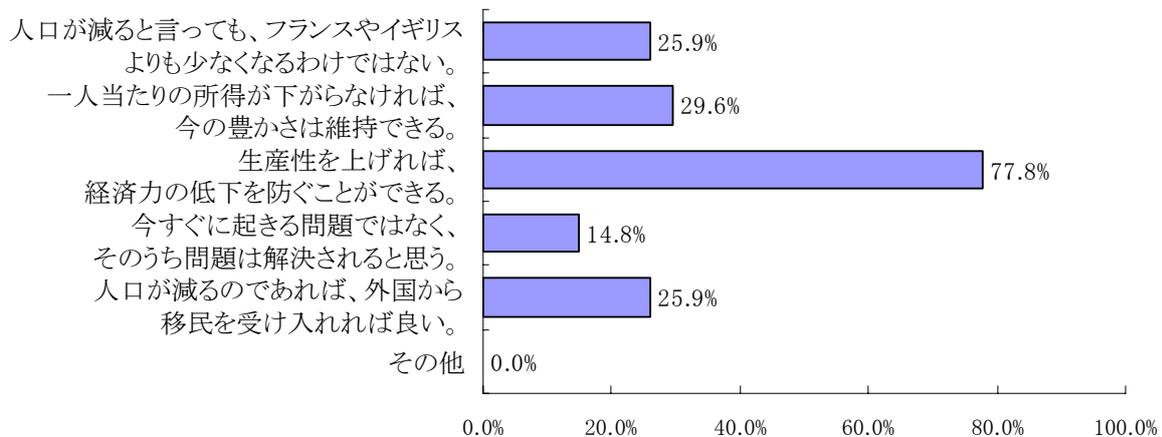
図表2 回答数 計 195名



2で③または④と回答した方への質問

3. 楽観されている理由について、下記の選択肢の中から近いものをお選び下さい。（複数回答）

図表3 回答数 計 27名



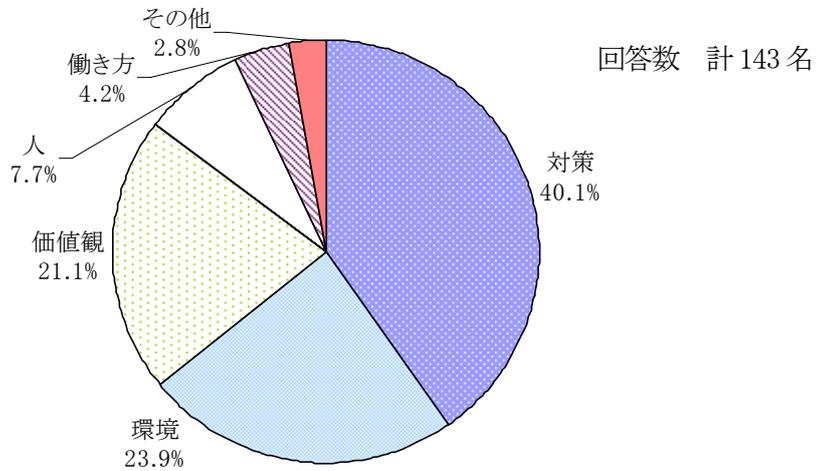
※複数回答のため、合計は100%にはならず。
平均回答数 1.7個

II. 少子化対策について

1. 政府は少子化対策に取り組んでいるにもかかわらず、少子化の進行に歯止めがかからない理由について、何かお考えがございましたらご記入下さい。(自由回答)

回答傾向を分類したところ、対策(40.1%)、環境(23.9%)、価値観(21.1%)人(7.7%)、働き方(4.2%)、その他(2.8%)という比率になった。

図表 4

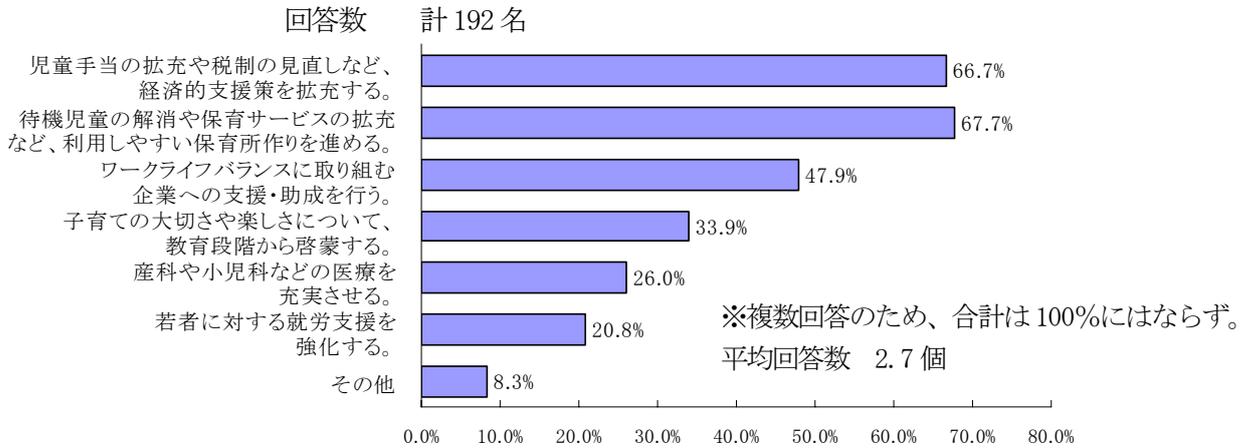


【対策】	件数	(回答例)
手法・取り組み	22	・対象層に対してどれだけ積極的にアピールしているか疑問。 ・出生率を回復させたフランスの事例も参考にすべき。
内容	19	・現在の対応策が、総合的・徹底的なものとは思えない。
経済的支援	13	・さらに経済的側面からの支援が必要と思われる。(反対意見もあり)
認識	3	・なぜ少子化が進んでいるかという根底の問題を直視していない。
【環境】		
インフラ	16	・女性の働く環境インフラが不十分。(特に保育施設)
将来不安	10	・将来への不安、報われる社会が想起できない状況。
諦め	3	・成熟社会のトレンドでもあり、仕方がない面はある。
その他	5	・家族、地域共同体の崩壊。
【価値観】		
全般	8	・国民一人一人の価値観、倫理観の多様化。
結婚観	7	・晩婚化や非婚等、結婚に対する価値観の変化。
家族観	6	・家庭生活や家族等に対する個々人の考え方が多様化。
子育て観	6	・子育てについて、前向きな雰囲気が社会全体にない。
その他	3	・職場中心の日本人の発想。
【人】		
若年層	4	・若年層に対する社会的理解が根本的に欠けていたように思われる。
女性	4	・女性の視点から出産に対する意欲を向上させる施策の推進。
その他	3	・夫婦世帯の出生率は低下していない。晩婚化、非婚化が原因。
【働き方】		
両立支援	4	・仕事と家庭の両立支援を柱に据えることが必要。
その他	2	・残業を減らして家族との時間を増やす。
【その他】		
原因	1	・少子化の真の原因が把握されていないのではないか。

2. 少子化の進行を止めるために、特に有効な対策は何だとお考えでしょうか？次の(1)から(3)までの3つのカテゴリーについてそれぞれお答え下さい。

(1) 政府が取り組むべき対策(複数回答)

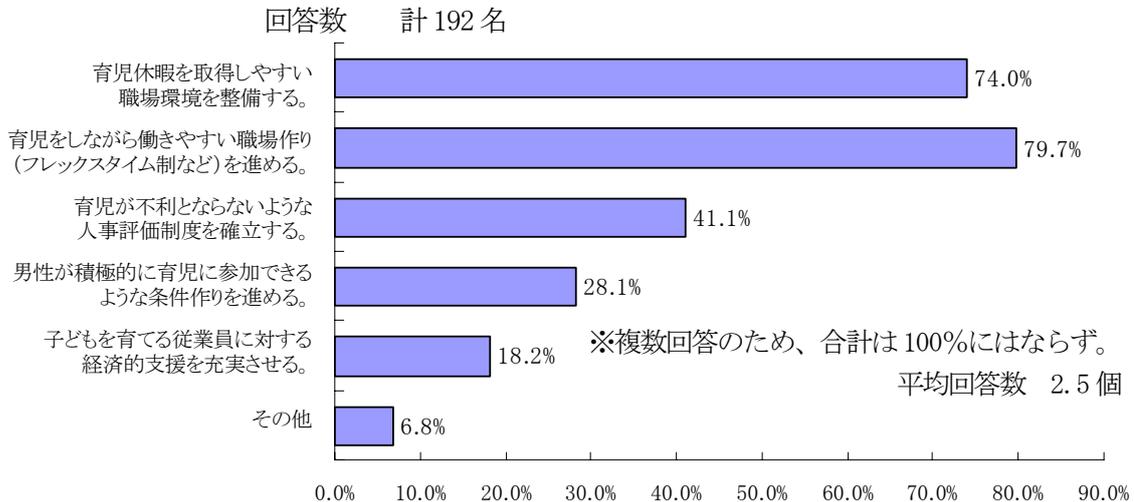
図表 5



※その他としては、若年層対策(2)、住宅問題対策(2)など。

(2) 企業が取り組むべき対策(複数回答)

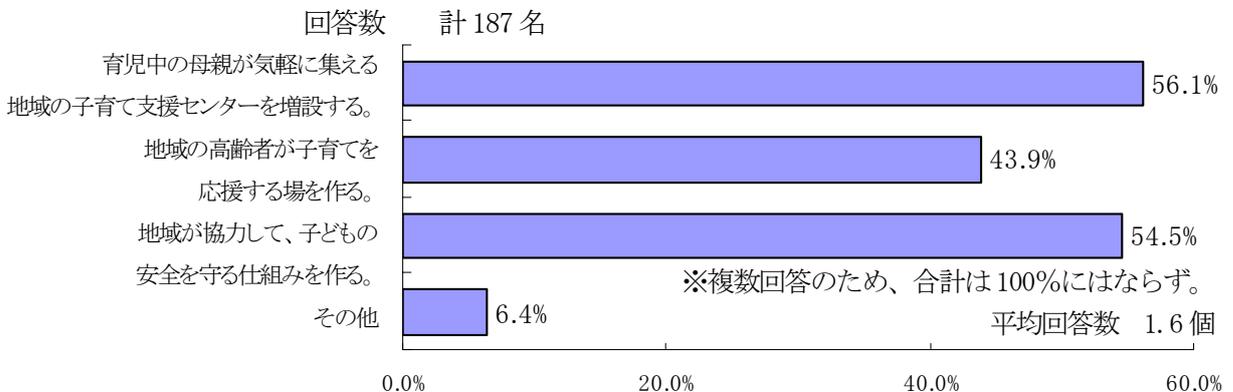
図表 6



※その他としては、企業のリーダーが少子化への責務を果たす(2) 職場の意識改革や環境作り(2)など。

(3) 地域で取り組むべき対策(複数回答)

図表 7



※その他としては、施設ではなくヘルパー等のサービス拡充(2)、子どもが集える施設(2)など。

3. 次世代育成支援対策推進法に関して伺います

(1) 貴社の従業員数を下記からお選び下さい。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画は、既に提出されましたか？

図表 8

	提出済み	提出せず	合計 (比率)
1～ 100 人	1	27	59 (30.6%)
101～ 300 人	3	28	
301～1000 人	28	0	134 (69.4%)
1001 人以上	104	2	
合計(比率)	136 (70.5%)	57 (29.5%)	

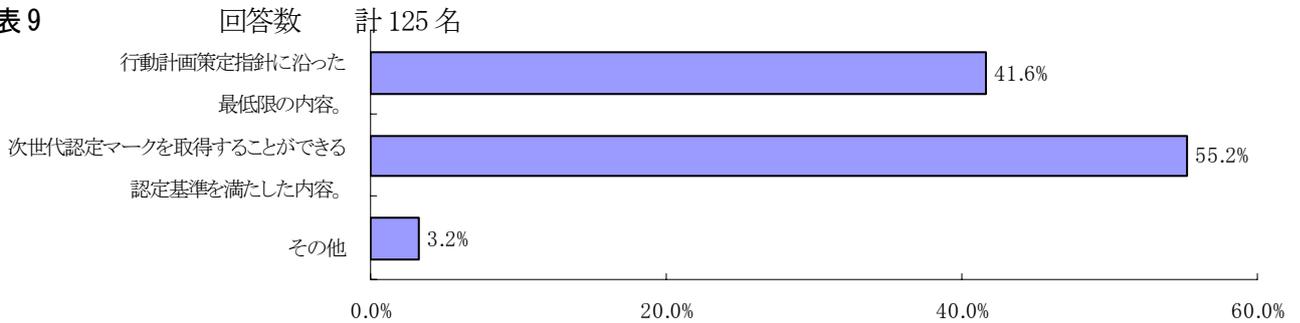
回答企業全体の提出率 : 70.5%

従業員 301 人未満企業の提出率 : 6.8%

従業員 301 人以上企業の提出率 : 98.5%

(3) 策定した行動計画の内容のレベルについて、近いものを下記からお選び下さい。

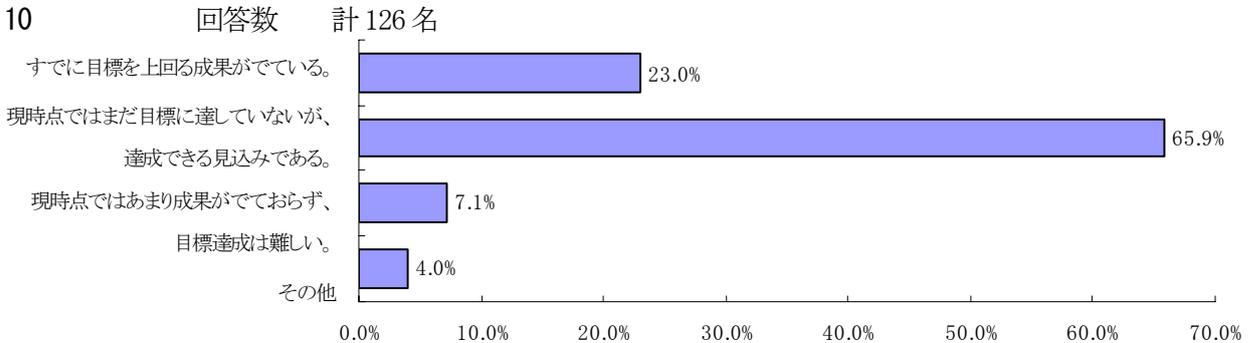
図表 9



※その他として、将来のマーク取得を意識した計画 (2)、指針を上回る内容 (1)

(4) 行動計画で策定した目標の達成見通しについて、近いものを下記の中からお選び下さい。

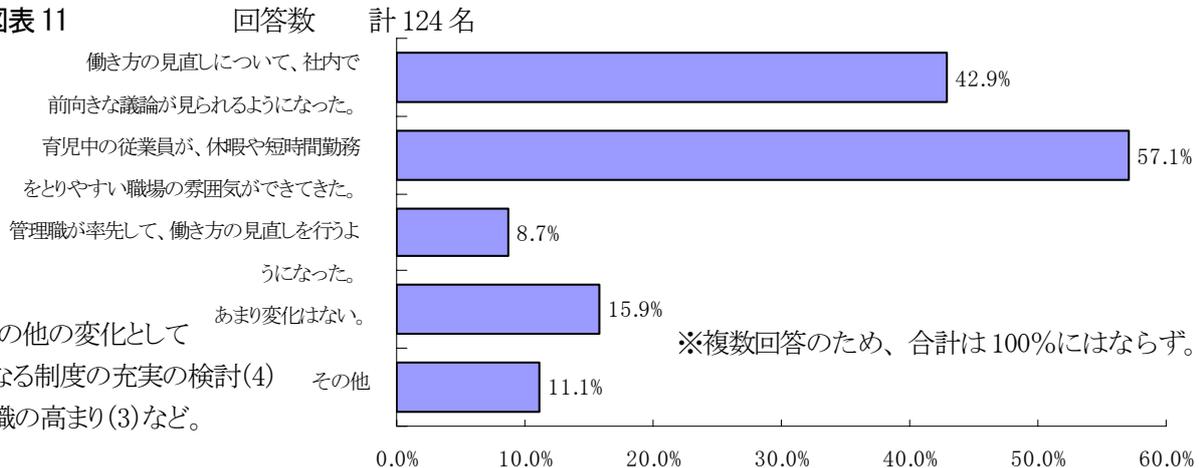
図表 10



※その他として 男性の育児休暇が未達成 (2)、既に達成 (1) など

(5) 行動計画を実行していく中で、貴社において何らかの変化がありましたでしょうか？お考えに近いものを下記の中からお選び下さい。(複数回答可)

図表 11

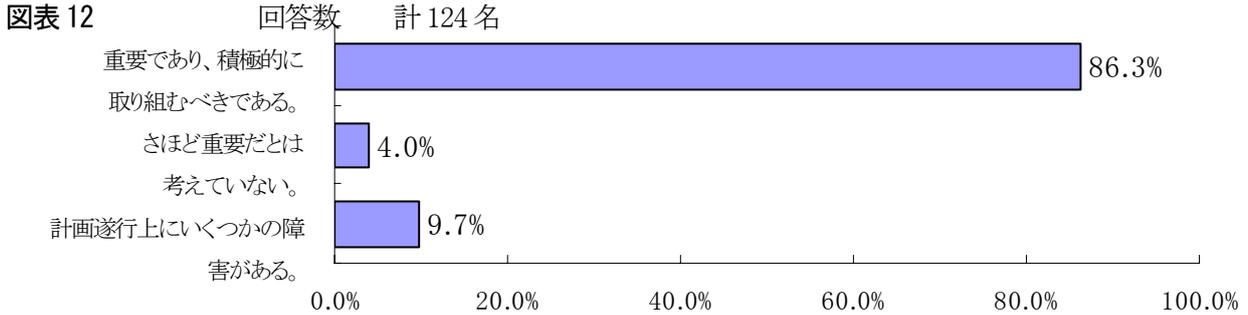


※その他の変化として

更なる制度の充実の検討(4) 意識の高まり(3)など。

※複数回答のため、合計は100%にはならず。

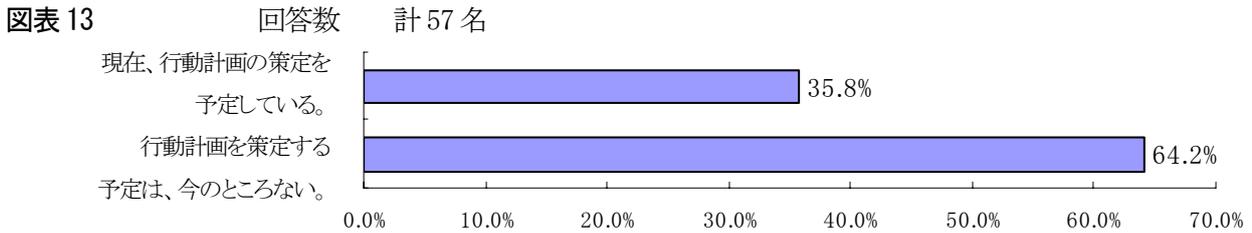
(6) 行動計画の意義についてのお考えに近いものをお選び下さい。



※障害として、男性の育児休暇取得関連 (8)、認定マーク取得のため意図的に低い目標設定 (1) など

3. (2) 「提出せず」と回答した方への質問

(7) 今後一般事業主行動計画を策定する予定はございますか？



※策定する予定がない理由としては、企業規模が小さい (8)、勉強中・研究中 (4)、代替制度・運用の存在 (4)、持株会社なので単体では提出せず (3) など。

—回答者業種分類—

製造業	74人
食品	15
繊維・紙	6
化学製品	16
鉄鋼・金属製品	7
機械・精密機器	5
電気機器	15
輸送用機器	1
その他製品・製造	8
非製造業	121人
建設	13
商業	15
銀行	5
その他金融	13
証券	2
保険	8
不動産	6
運輸・倉庫	14
情報・通信	12
電力・ガス	1
サービス (コンサルティング、研究所)	8
サービス (法律・会計・教育・医療など)	3
サービス (ホテル業、エンターテインメント)	4
サービス (広告)	3
サービス (その他)	13
その他	1

回答者総数

195人

別紙 4 : 定点観測項目

2006 年度メンテナンス

I.	労働力活用	(123)
II.	教育の再建	(126)
III.	行政・公的部門改革	(127)
IV.	対内直接投資の拡大	(128)
V.	知恵と技術の開発	(129)
VI.	産業構造の転換	(130)
VII.	輸入購買力の問題	(131)
VIII.	社会保障制度改革	(133)
IX.	財政再建	(134)
X.	総合国力の維持・向上	(135)
X I.	社会の活力と質の向上	(136)
X II.	地方行財政改革	(137)
X III.	政治改革	(137)
X IV.	人口減少食い止め	(138)

I. 労働力活用

< 若年 >

1. 同友会の動向（提言等）

2006年度より、『多様な人材の活用委員会』が新設される。

現在、シニア、若年層（ニート・フリーター）の活用に向けた施策について検討。

2. 世の中の動き

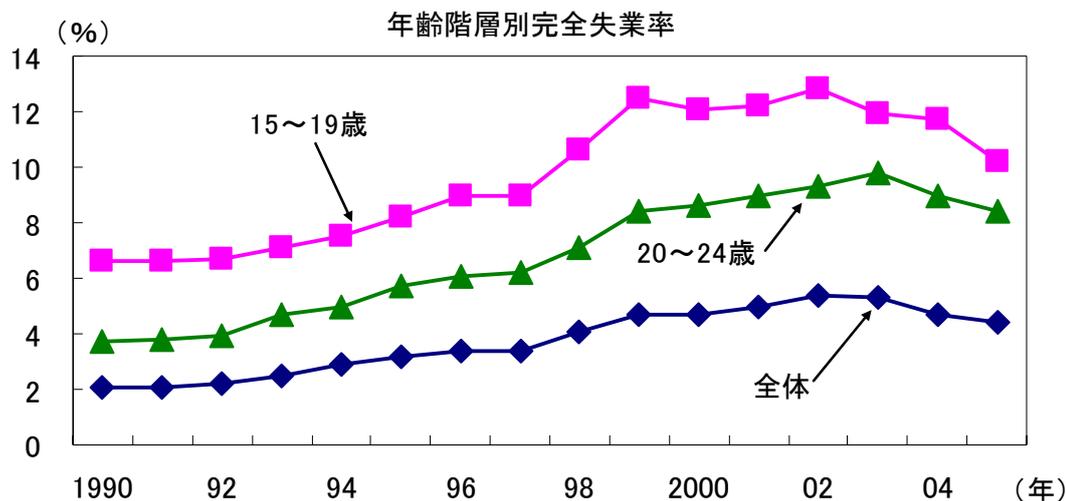
(1) 定性項目

『再チャレンジ支援総合プラン』（2006年12月25日）

「多様な機会のある社会」推進会議（再チャレンジ推進会議）

- ・いわゆる「就職氷河期」に直面した若者、特にフリーターの常用雇用化やニートの職業的自立を促進する。
- ・達成すべき目標として、2010年度までにフリーターをピーク時（2003年）の8割に減少させる数値目標を設定した。

(2) 定量項目



(出所) 内閣府「国民生活白書 平成18年版」

(3) 評価

△：『再チャレンジ総合支援プラン』は、具体的な数値目標を掲げており、評価できる。今後の達成状況を見極める必要がある。

○：若年層の失業率は、足元2年ほどは改善傾向にある。

○：『成長力底上げ戦略』（2007年2月15日）でも若年雇用策を検討。

< 女性 >

1. 同友会の動向（提言等）

2006年度は特にテーマとして取り上げている委員会はない。

2. 世の中の動き

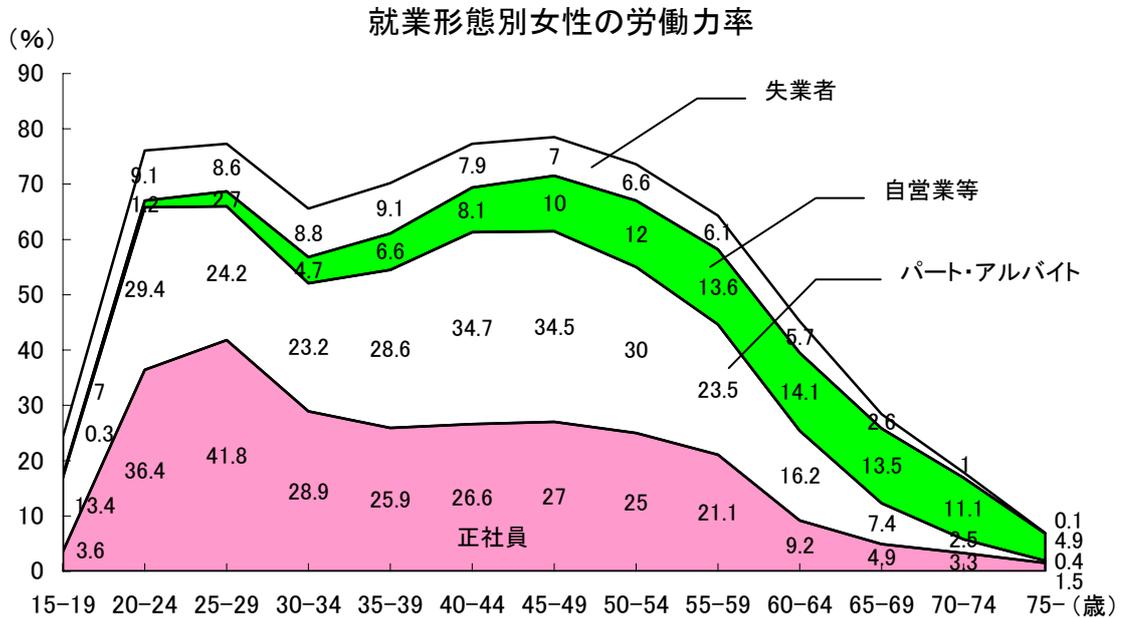
(1) 定性項目

『再チャレンジ支援総合プラン』（2006年12月25日）

「多様な機会のある社会」推進会議（再チャレンジ推進会議）

- ・子育て、長期の離職など、様々な事情や困難を抱える人が、就労や学習に容易にチャレンジできるよう支援する。
- ・達成すべき目標として、2015年に女性の労働力人口を2005年比で25万人増にする。

(2) 定量項目



- (備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」(2002年)により作成。
2. 女性の労働力率を、就業形態別に区分して示したものである。
3. 労働力率は「(就業者数+求職者数) / 15歳以上人口」により算出。
(出所) 内閣府「国民生活白書 平成18年版」

(3) 評価

- △: 『再チャレンジ総合支援プラン』は、具体的な数値目標を掲げており、評価できる。今後の達成状況を見極める必要がある。
- △: 女性のM字カーブは解消傾向にあるが、離職後、正社員として復帰するのはなかなか難しい状況。

< 高齢者 >

1. 同友会の動向 (提言等)

『活力ある高齢社会ー「生涯にわたるワークライフバランス」の実現ー』(2006年10月12日)
生涯にわたるワークライフバランスを啓発し、定着に向けた環境を整備し、推進のための機能とネットワークを強化するべきである。また、産官学の連携による継続的な改善と研究結果の蓄積・活用を勧めるべきである。

2. 世の中の動き

(1) 定性項目

『再チャレンジ支援総合プラン』(2006年12月25日)

「多様な機会のある社会」推進会議 (再チャレンジ推進会議)

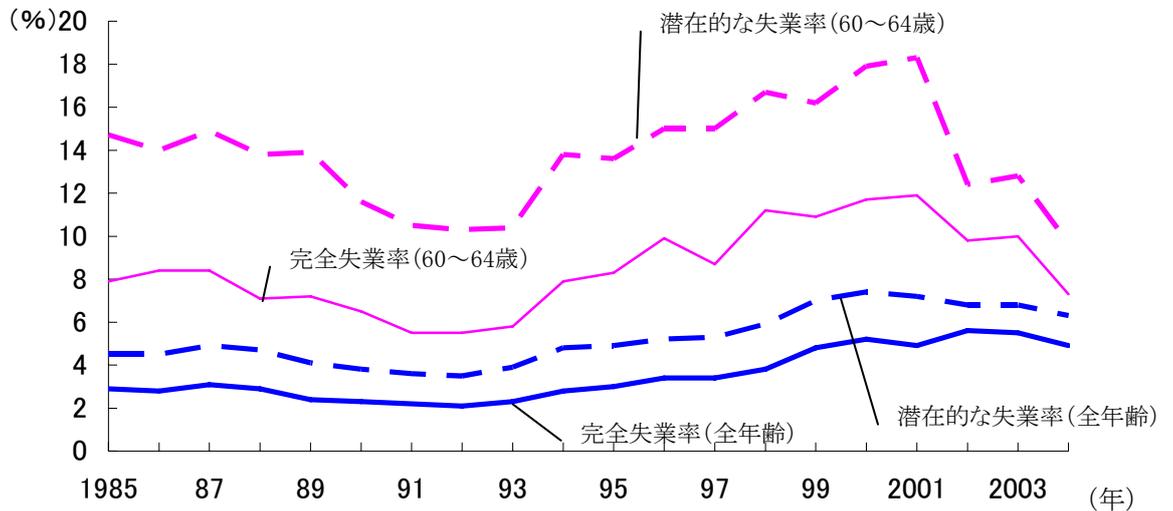
- ・人生の各段階における働き方、学び方、暮らし方について選択肢を多様化するため、高齢者・団塊世代の活躍の場や社会人の学び直しの機会の拡大、農林漁業への就業支援をはじめ

めとするU J I ターンへの支援や二地域居住への支援等を推進する。
・達成すべき目標として、2015年に60歳以上の労働力人口を2005年比で160万人増にする。

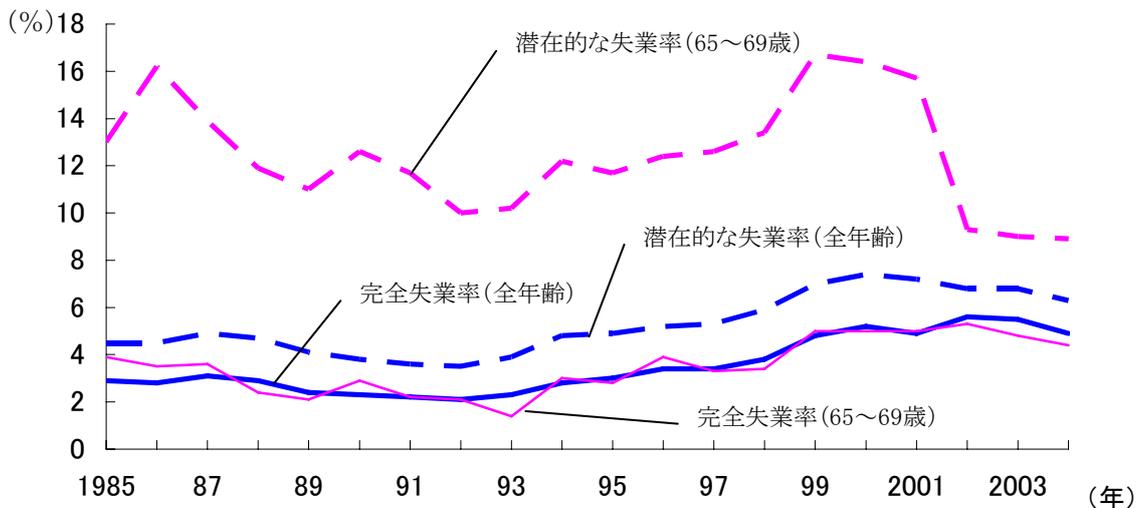
(2) 定量項目

年齢階層別完全失業率、潜在的な失業率

①60代前半



②60代後半



- (備考) 1. 総務省「労働力調査特別調査」(1985~2001年)、「労働力調査(詳細結果)」(2002~2004年)により特別集計。
2. 「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果による。
3. 「労働力調査(詳細結果)」は年平均値である。
4. 年齢層別の完全失業率および潜在的な失業率を示したもの。
5. 完全失業率は、「完全失業者数/労働力人口」により算出。
6. 潜在的な失業率は、「(完全失業者数+非求職理由が「適当な仕事がありそうにない」とする就業希望の非労働力人口) / (労働力人口+非求職理由が「適当な仕事がありそうにない」とする就業希望の非労働力人口)」により算出。
7. 男性のみ。

(出所) 内閣府「国民生活白書 平成18年版」

(3) 評価

- △：『再チャレンジ総合支援プラン』は、具体的な数値目標を掲げており、評価できる。今後の達成状況を見極める必要がある。
△：高齢者の潜在的な失業率は依然として高い。

< 外国人 >

1. 同友会の動向（提言等）

2006年、『多様な人材の活用委員会』が新設される。

現在、外国人労働者のあり方について、専門的・技術的分野、単純労働、その他の環境の整備について検討。

2. 世の中の動き

なし。

II. 教育の再建

1. 同友会の動向（提言等）

『教育の視点から大学を変える-日本のイノベーションを担う人材育成について-』

（教育問題委員会・2007年3月）

- ・ 教育・人材養成機関としての大学改革と、個の自立を促す教育のあり方について、提言を取りまとめた。

また、初等中等教育機関を対象に、学校と企業・経営者の交流活動（出張授業等）を継続的に実施している。

2. 世の中の動き

(1) 定性項目

『教育基本法』改正（2006年12月15日成立）

- ・ 前文に、「公共の精神の尊重」、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定。
- ・ 今日重要と考えられる事柄を5つに整理して、新たに「教育の目標」を規定。
- ・ 教育を実施する際の基本事項について、「義務教育」の期間延長の可能性、「学校教育」における規律の重視、などを追加するとともに「大学」、「私立学校」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」等の事項を新たに規定。
- ・ 国・地方公共団体が教育施策を推進するための「教育振興基本計画」を定めることを規定。

『教育再生会議』設置（2006年9月29日閣議決定）

- ・ 21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築、教育の再生を図るため、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣並びに有識者により構成された同会議を内閣に設置。
- ・ 3つの分科会を設置し、「学校再生」、「規範意識・家族・地域教育再生」、「教育再生」について検討を行うとともに、2007年1月に第1次報告を公表する見込み。

(2) 定量項目

義務教育における学力調査としては、「小・中学校教育課程実施状況調査」、「国際学力調査（PIISA、TIMSS）」などがあるが、いずれも数年置き調査であり、タイムリーなフォローは困難な状況。ただし、2007年度からは「全国的な学力調査」が実施される。

(3) 評価

○：長い間、懸案となっていた教育基本法が改正されたことについては評価できる。

△：ただし、教育基本法については基本的な枠組みを提示しているだけであり、現実の教育

をどう変えていくかについては、教育再生会議等での議論や、それに基づく具体的な取り組みが必要となる。

Ⅲ. 行政・公的部門改革

1. 同友会の動向（提言等）

構造改革進捗レビュー委員会にて、構造改革課題について継続的にレビューを行う。
行政改革委員会にて、省庁再々編・中央政府のグランドデザインについて検討。

2. 世の中の動き

<官・民の役割分担>

(1) 定性項目

『行政改革推進法』(2006年6月2日公布・施行)

- ・政策金融改革については、2008年度中に政策金融の貸付残高を対GDP比半減とし、独立行政法人等の行う金融業務も見直す。

『公共サービス改革法』(2006年7月7日施行)

- ・ハローワーク関連業務、社会保険庁関連業務、地方公共団体の窓口業務の3つが特例（市場化テスト）の対象となる。

(2) 評価

△：政策金融の改革については、方向性が固まる。今後は目標の達成に向けた取り組みを見極める必要がある。

○：市場化テストについては、一旦目処がついた状況。

<公務員制度改革>

(1) 定性項目

『行政改革推進法』(2006年6月2日公布・施行)

『国の行政機関の定員の純減について』(2006年6月30日閣議決定)

- ・2005年度末を基準とし、5年間で5%以上の純減を行う。

『国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画』(2006年6月30日閣議決定)

- ・農林統計、食糧管理、北海道開発関係の約2,900人を、2007年度から4年間で配置転換する。また、配置転換の受け入れ先の職域・職種に応じて必要な研修を行う。

行政改革推進本部『専門調査会』の設置(2006年9月)

公務員の労働基本権のあり方などを検討。

(2) 定量項目



(3) 評価

○：人員削減の計画とあわせて、抜本的な見直しに向けた取り組みが始まった。

IV. 対内直接投資の拡大

1. 同友会の動向（提言等）

対内直接投資推進委員会にて、外部講師を招いた講演会等を通じて会員に対する情報提供を行うとともに、対内直接投資に関する問題意識の喚起を図っている。また、海外から日本への直接投資を誘致することの是非、国境を跨いだM&A促進に向けた環境整備の必要性などを問う「対内直接投資に係る意識調査」（経営者アンケート）を実施。

2. 世の中の動き

(1) 定性項目

『対日直接投資加速プログラム』（対日投資会議：2006年6月20日）

・対日直接投資を加速していく上で重要と考えられる3分野からなる施策を着実に実施する。

①地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上

地域の資源を活用した新事業創出の促進、対日投資促進特区の推進 等

②世界との投資誘致競争に打ち勝つ環境整備

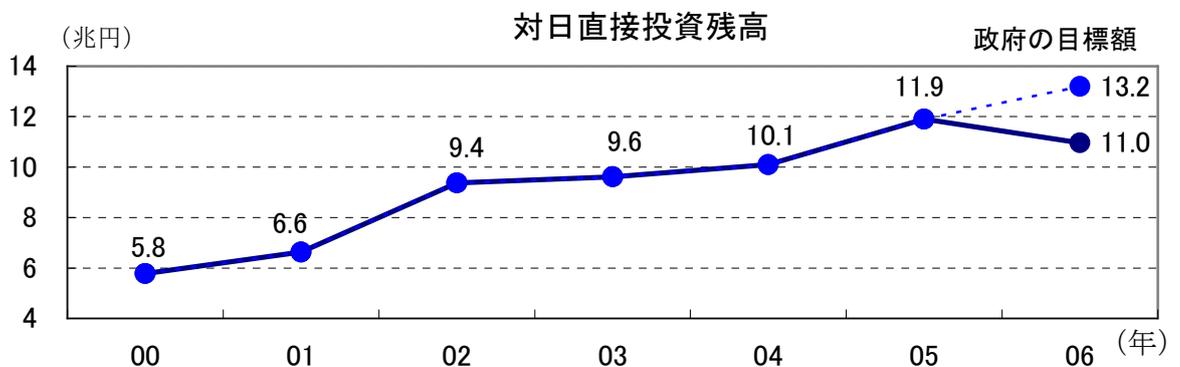
国境を越えたM&A等の組織再編柔軟化、人流・物流の効率化・円滑化、研究開発基盤の強化、外国人の生活環境整備 等

③内外への積極的な広報

大規模な海外セミナー開催、地方対日投資会議開催 等

(2) 定量項目

2003年1月に小泉総理が表明した政府目標「5年間で対日投資残高を倍増する：2001年末6.6兆円 → 2006年末13.2兆円」に対して、2005年末残高は11.9兆円と達成がほぼ確実とみられていたが、2006年に入ってから大型の外資の撤退・縮小（GM、ボーダフォンなど）が響き、2006年9月末では11兆円。政府目標達成には2006年中に1.3兆円の流入超が必要だったが、逆に1兆円を超える流出超となったために政府目標達成は厳しくなった。



(注) 06年の実績数値は06年9月末の推計値
(出所) 財務省HP

(3) 評価

△：2006年に大型の外資撤退・縮小が主因で政府目標未達となった模様だが、外国企業によるM&Aの環境整備の遅れ、景気回復を背景にした地価の上昇など事業コスト増加も影響している。『対日直接投資加速プログラム』に基づく施策が早急かつ着実に実施されるかどうか、見極める必要がある。

V. 知恵と技術の開発

1. 同友会の動向（提言等）

『日本のイノベーション戦略』（日本のイノベーション戦略委員会・2007年1月）

- ・ イノベーションを促進させる3つの戦略
 - ①開かれた社会、②多様性のある社会、③夢のある社会、の実現
- ・ イノベーションに必要な2つのアクション
 - ①方向性を示し、トップが先頭に立って推進する
 - ②行動を変える仕組みを作る
- ・ その他、安倍政権への期待と要望、イノベーションの実例を報告

上記提言のほか、新時代のものづくり基盤委員会においては国際競争力、人材育成、R&Dに重点を置いた提言を行うとともに、企業経営委員会においては世界で通用する経営のあり方についての提言を行う予定。

2. 世の中の動き

(1) 定性項目

『イノベーション創出総合戦略』（総合科学技術会議・2006年6月14日）

第3期科学技術基本計画における「科学の発展と絶えざるイノベーションの創出」を受けて、イノベーション創出の総合戦略を策定。

『経済成長戦略大綱』（財政・経済一体改革会議・2006年7月6日）

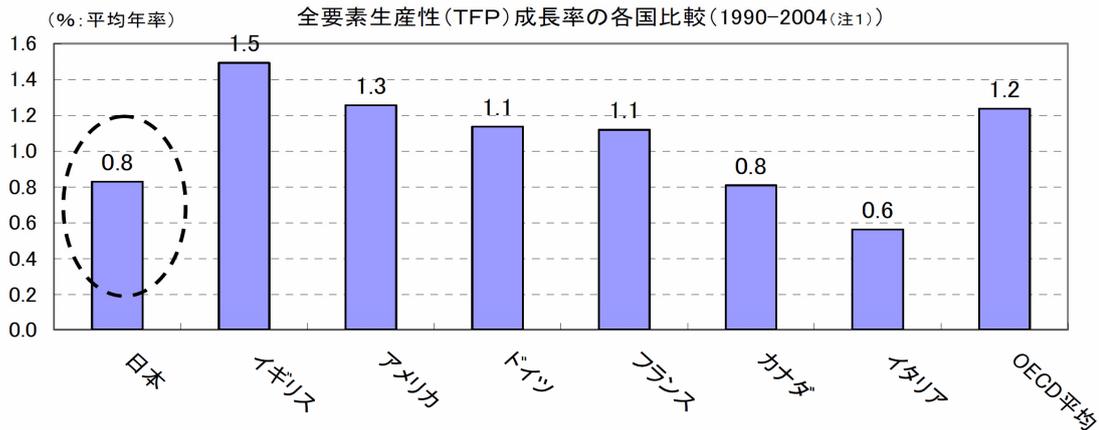
- ・ 科学技術によるイノベーションを生み出す仕組みの強化
- ・ 「IT生産性向上運動」立ち上げによる世界トップクラスの「IT経営」の実現
- ・ 「サービス産業生産性向上運動」の展開、知的財産保護の強化（特許審査の迅速化）
- ・ 「ヒト」「モノ」「カネ」「ワザ」「チエ」の5分野に関して、世界で最も優れた制度インフラを構築

『イノベーション25戦略会議』中間取りまとめ発表（2007年2月）

2025年までを視野に入れたイノベーションの創造のための長期的戦略指針を目的として同会議を設置。

科学技術、社会、人材のイノベーションを中心に5月を目処に取りまとめ予定。

(2) 定量項目



(出典) OECD Productivity database(2006年10月)、国民経済計算他

(出所) 平成 18 年第 30 回経済財政諮問会議 (2006 年 12 月 20 日) 甘利議員提出資料

(3) 評価

○: 経済成長戦略大綱における具体的な施策や数値目標の策定、イノベーション 25 戦略会議の設置など、定性面での進捗は進んでいる。

△: あとは、具体的な施策が実施され、実際に効果を上げるかフォローしていく必要がある。

VI. 産業構造の転換

1. 同友会の動向 (提言等)

『イノベーションを促進するエンジェル税制の拡充を』(2006 年 9 月 21 日)

- ・ 税制適用要件 2 項目の撤廃
- ・ 損失控除の対象範囲拡大と繰越期間延長
- ・ VC や投資組合の投資先企業への投資は更に優遇措置を拡大

上記意見書のほか、新事業創造委員会において、ベンチャー企業育成を阻害する社会・制度上のボトルネックを検証しつつ、これまでの提言の総まとめを行う予定。また、新事業創造推進フォーラムにおいては、起業塾を開催するなど、新事業の創造に向けた実践・推進活動を行っている。

2. 世の中の動き

(1) 定性項目

『経済成長戦略大綱』(財政・経済一体改革会議・2006 年 7 月 6 日) ※政府・与党の合同会議

- ・ 産学官連携による世界をリードする新産業群の創出
- ・ 農林水産業、医薬品・医療機器産業の国際競争力強化
- ・ 東アジア経済圏の構築に向けた経済連携、東アジアにおける国際的体制の構築
- ・ コンテンツ市場の拡大
- ・ サービス 6 分野への政策の重点化
- ・ 官業の民間開放や思い切った規制改革による新たな需要の創出

『与党 平成 19 年度税制改正大綱』(2006 年 12 月 15 日)

- ・ 特定中小会社 (ベンチャー企業) の要件緩和
- ・ ベンチャー企業の株式の譲渡益に関する課税特例の適用期限延長 (2 年延長)

(2) 評価

- ：経済成長戦略大綱における具体的な施策や数値目標の策定など、定性面での進捗は進んでいる。
- △：あとは、具体的な施策が実施され、実際に効果を上げるかフォローしていく必要がある。
- △：エンジェル税制は一步前進したが、再チャレンジ可能な社会を実現するためには、創業時の資金調達を容易にする欧米並みの投資促進税制を早期に整備する必要がある。

VII. 輸入購買力の問題

ア. 食料問題

1. 同友会の動向（提言等）

なし

2. 世の中の動き

(1) 定性項目

- 『21世紀新農政 2006』（食料・農業・農村政策推進本部決定：2006年4月4日）
 - ・「攻めの農政」の視点に立った国際戦略の構築と国内農業の体質強化に向けた取り組みを推進。

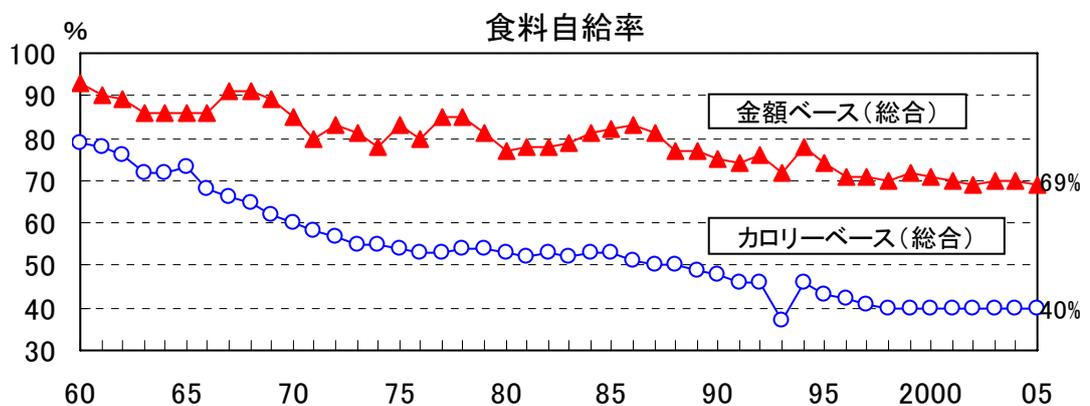
I. 国際戦略

1. WTO農業交渉、EPA交渉への積極的取組
2. わが国農林水産物・食品の輸出促進に向けた戦略的取組⇒輸出額を5年で倍増する
3. 東アジア食品産業共同体構想
 - ・2006年12月26日「東アジア食品産業活性化戦略について（農林水産省）」
4. 知的財産権の保護・活用を通じた国際競争力強化

II. 国内農業の体質強化

1. 担い手の育成・確保と新規参入の促進
 2. 食料供給コスト縮減に向けた強力な取り組み
- 『経営所得安定対策等大綱』 ⇒ コメ、小麦など主要五品目で、全農家に国が補助金を出して価格補償する仕組みを改め、一定規模以上の農家を対象を絞った上で経営全体に着目した「品目横断的経営安定対策」を2007年産から導入する改革3法が2006年6月に成立。

(2) 定量項目



(出所) 農林水産省「平成16年度 食料自給率レポート」
2005年については農林水産省「平成17年度 食料需給表(概算)」による概算値

(3) 評価

△：2005年度の食料自給率（カロリーベース）は40%と8年連続で横ばい。消費者の間で高まる「食の安全」意識という追い風も自給率向上にはつながっていない。2007年度から国内農家の体質を強化して農産品の競争力を高める農政改革を始動させるが、その効果は現時点では未知数。「2015年度までに食料自給率45%」という政府目標は依然として遠い。

イ. エネルギー問題

1. 同友会の動向（提言等）

地球環境・エネルギー委員会において、日本の中長期的な資源・エネルギー戦略に関して検討。

2. 世の中の動き

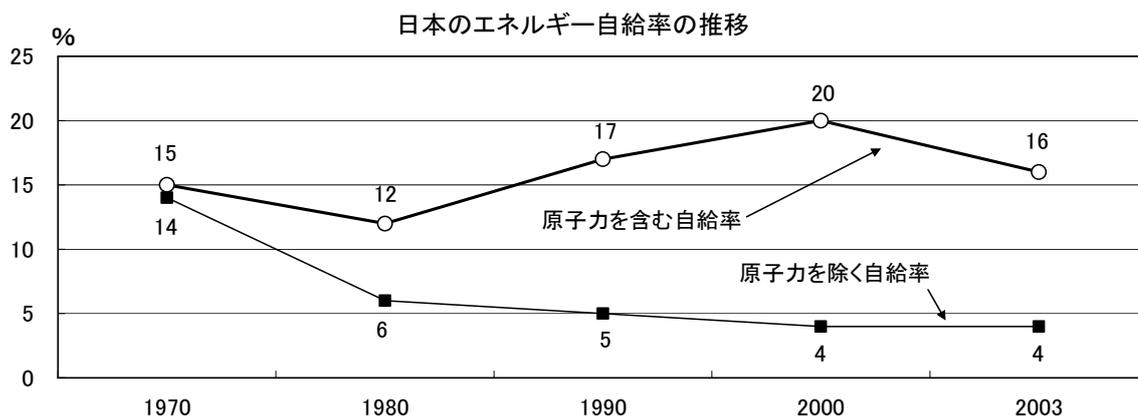
(1) 定性項目

『新・国家エネルギー戦略』（2006年5月31日）

- ・ 世界最先端のエネルギー需給構造の確立
目標：石油依存度を2030年までに40%を下回る水準へ
戦略：①省エネルギーフロントランナー計画、②運輸エネルギーの次世代化、③新エネルギーイノベーション計画、④原子力立国計画
- ・ 資源外交、エネルギー環境協力の総合的強化
戦略：①総合資源確保戦略、②アジアエネルギー・環境協力戦略
- ・ 緊急時対応の充実（製品備蓄導入、天然ガス緊急時対応体制の整備など）
- ・ 超長期的視点に立った技術課題の抽出と開発戦略のロードマップ化

(2) 定量項目

足元では原子力を含んだ自給率は低下傾向。原子力を除いた場合では4%と依然低水準。



(出所) 資源エネルギー庁「エネルギー白書2006」(現データはIEA「Energy Balances of OECD Countries」)

(3) 評価

- ：新・国家エネルギー戦略によって、中長期にわたる総合的な戦略が策定されたことは評価できる。
- △：ただし、いずれの戦略も長期にわたる目標であることから、軸のぶれない取り組みとそのための明確な数値目標の設定ならびにフォローが必要となる。

Ⅷ. 社会保障制度改革

1. 同友会の動向（提言等）

『社会保障制度を真に持続可能とするための抜本的・一体的改革』

—経済社会の質的・量的変容に対応した新たな理念に基づいて—

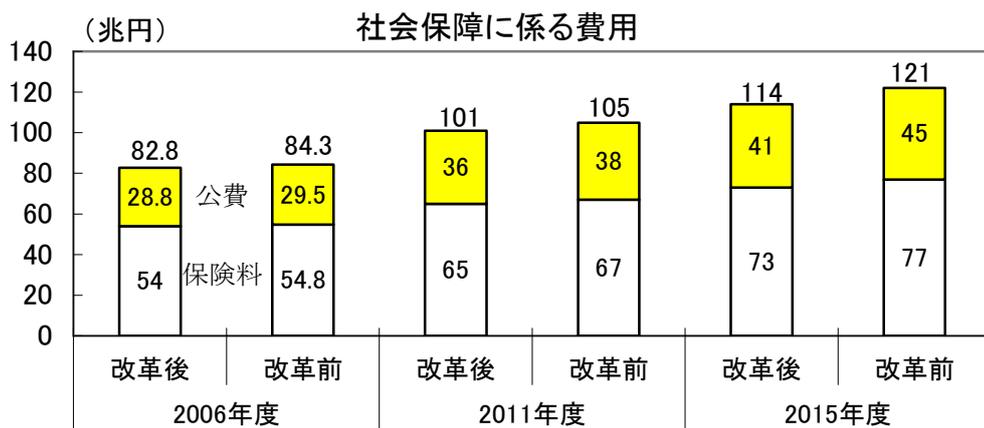
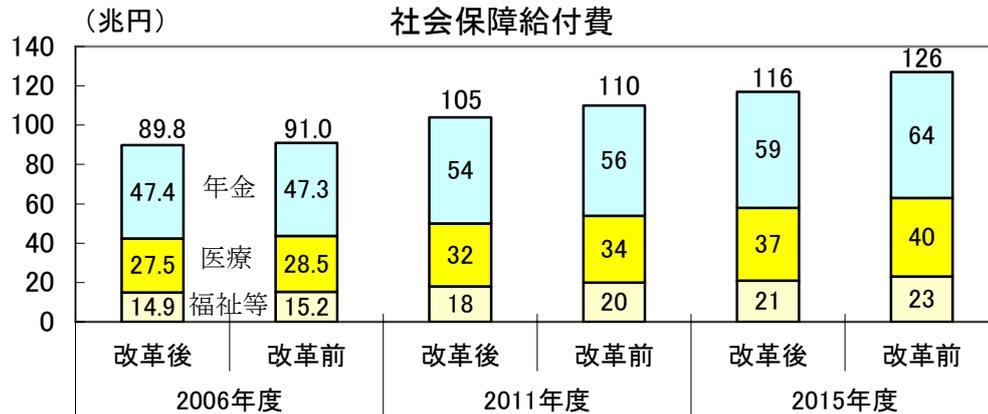
（社会保障改革委員会・2006年5月10日）

- ・政府の役割は、ナショナル・ミニマムの保障を行う所得再分配や強制的に加入が必要となるリスクに対する備えに限る。
- ・年金は、基礎年金に限定（65歳以上全員に月額7万円支給）し、財源は目的税化する。
- ・医療は、75歳以上の「高齢者医療制度」と74歳以下の「医療保険制度」を分離独立。75歳以上の高齢者には適正な医療サービスを原則定額制にて給付する。
- ・介護は、真に介護が必要とする人々へのサポートに重点化し、中重度者に限定する。

2. 世の中の動き

（1）定量項目

『社会保障の給付と負担の見通し』（2006年5月 厚生労働省推計）



（注）改革後には、2004年年金制度改革、2005年介護保険制度改革、2006年医療制度改革が織り込まれている。

（2）評価

△：社会保障の一体的改革については、具体的な議論が進んでいない。

Ⅸ. 財政再建

1. 同友会の動向（提言等）

財政・税制改革委員会にて、税制抜本改革について検討。

2. 世の中の動き

<歳入>

(1) 定性項目

『与党 平成 19 年度税制改正大綱』（2006 年 12 月 15 日）

- ・法人税に関しては、減価償却制度について、設備投資額の全額を損金計上可能とする。
- ・個人所得税に関しては、住宅ローン減税の期間 15 年の新設等、住宅関連が中心となる。

(2) 評価

△：法人税の実効税率引き下げについては先送りされる等、今後の議論の行方を見極める必要がある。

<歳出>

(1) 定性項目

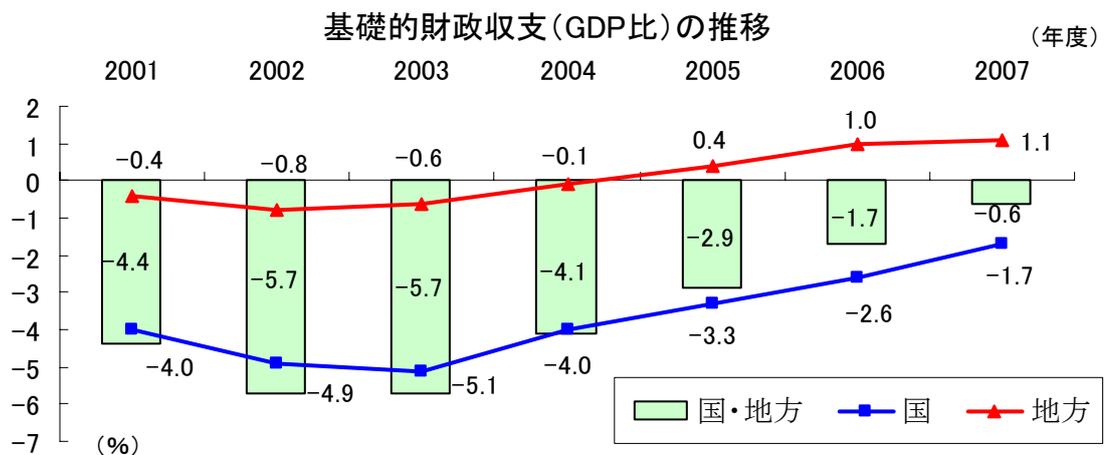
『経済財政の運営と構造改革に関する基本方針 2006』（2006 年 7 月 7 日閣議決定）

- ・財政健全化第Ⅱ期（2007 年度～2010 年代初頭）においては、2011 年度に国・地方の基礎的財政を確実に黒字化する。
- ・財政健全化第Ⅲ期（2010 年代初頭～2010 年代半ば）においては、債務残高 GDP 比の発散を止め、安定的引き下げることを目指す。

『行政改革推進法』（2006 年 6 月 2 日公布・施行）

- ・特別会計について廃止・統合を行い、2006 年度 5 年間を目処に資産・負債、剰余金・積立金をスリム化し、20 兆円程度の財政健全化に寄与する。
- ・国の資産（外為資金、年金寄託金、道路・河川等の公共用財産を除く）については、今後 10 年間で対名目 GDP 比を概ね半減させることを長期的な目安として圧縮する。

(2) 定量項目



(注) 内閣府『国民経済計算』に基づき推計。

交付税および譲与税配布金特別会計（交付税特会）については、その借入金の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、国民経済計算においては交付税特会の借入・返済は、すべて国に計上する扱いとしている。

(出所) 経済財政諮問会議「日本経済の進路と戦略」

(3) 評価

△：行政改革推進法では、特別会計改革に踏み込むなど、聖域部分にも着手し始めた。今後は具体的な取り組みを見極める必要がある。

X. 総合力の維持・向上

1. 同友会の動向（提言等）

『新たな外交・安全保障政策の基本方針』— 国益と地球益の未来最適を追求する—
(外交・安全保障委員会・2006年9月1日)

- ・首相直属の関係省庁を横断的に束ねる「外交・安全保障会議」（仮称）を設置する。
- ・日米同盟をコアにしたネットワーク型安全保障体制を構築する。
- ・エネルギー・食料安全保障を確保・強化する。

2. 世の中の動き

(1) 定性項目

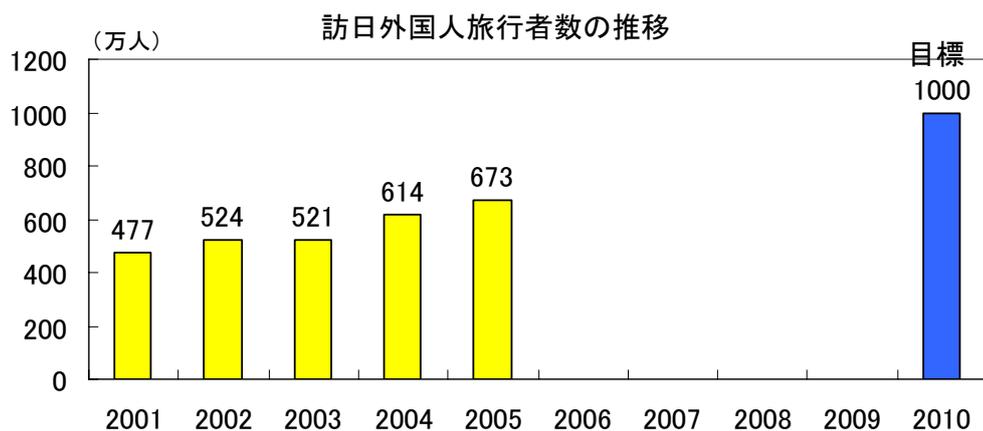
『国家安全保障に関する官邸機能強化会議・報告書』（2007年2月27日）

- ・「国家安全保障会議（仮称）」（いわゆる日本版NSC）を新たに内閣の下に創設することを提言。

『グローバル戦略』（経済財政諮問会議・2006年5月18日）

- ・東アジアとの EPA 締結を加速化するとともに、経済安全保障上重要な資源産出国や、潜在的な貿易量の拡大余地の大きい人口大国との交渉を積極的に取り組む。
- ・「東アジア EPA 構想」も含めて、東アジア共同体の在り方について議論する。
- ・わが国の得意分野や特徴を活かした世界をリードする援助政策を図る。
- ・アジアにおける包括的な国際環境・エネルギー協力を推進する。
- ・情報発信力（ソフトパワー）を強化する。

(2) 定量項目



(出所) 国土交通省「観光白書 平成 18 年版」

(3) 評価

△：東アジアを中心とした外交戦略が進められており、今後の動向を見極める必要がある。

X I. 社会の活力と質の向上

1. 同友会の動向（提言等）

なし

2. 世の中の動き

<犯罪対策>

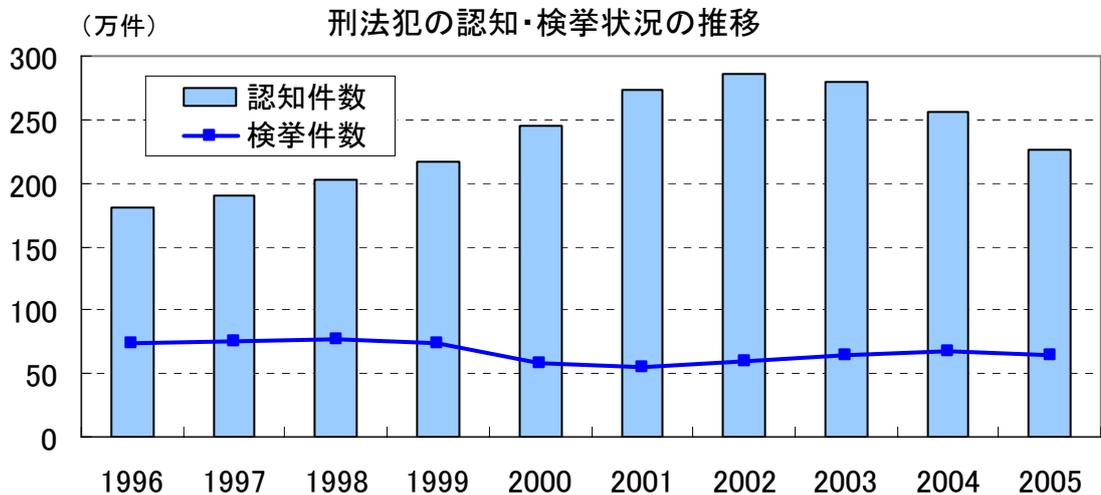
(1) 定性項目

『子ども安全・安心加速プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～』

(2006年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同了承)

- ・地域の方で子どもを非行や犯罪被害から守るための対策（通学路等の安全対策等）、子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む対策（非行・犯罪被害防止に向けた取組等）、および困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援するための対策を行う。

(2) 定量項目



(出所)「警察白書 平成18年版」警察庁

(3) 評価

△：足元の刑法犯の認知件数は減少傾向となっており、今後もこの傾向が継続するか見極める必要がある。

<道徳立て直し>

(1) 定性項目

『教育基本法』改正（2006年12月15日成立）

- ・前文に「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する」と盛り込まれる。

(2) 評価

△：教育再生の議論は学校教育が中心であり、家庭や地域のあり方については今後の議論の行方を見極める必要がある。

X II. 地方行財政改革

1. 同友会の動向（提言等）

地方行財政改革委員会にて、国と地方の役割分担の再定義、自立の時代における地方の姿（ブランドビジョン）、および地方の自立に向けた財政制度について検討。

2. 世の中の動き

（1）定性項目

『地方分権改革推進法』（2006年12月15日施行）

- ・地方分権改革の推進に関する基本方針を定める。
- ・地方分権改革推進計画の作成と地方分権改革推進委員会の設置を定める。

『経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006』（2006年7月7日閣議決定）

- ・地域の中核事業の育成等、5年間で地方での1,000の新事業創出等を図る。
- ・「地域資源活用企業化プログラム」を創設し、中小企業の新商品・新サービス開発等を促進する。

（2）評価

△：地方分権については、議論の方向性と枠組みが決まった状況。第2期の三位一体改革といった具体的な中身については、今後の議論の動向を見極める必要がある。

△：地域活性化については、地方における新事業創造に向けた取り組みが始まった。今後の動きを見極める必要がある。

X III. 政治改革

1. 同友会の動向（提言等）

政治委員会にて、「マニフェスト」時代の政党政治のあるべき姿、および「一票の格差」是正に向けて検討。

2. 世の中の動き

（1）定性項目

『公職選挙法改正』（2006年6月1日成立）

- ・2007年7月の参院選から「4増4減」（東京・千葉各2増、栃木・群馬各2減）となる。
- ・一票の格差は最大4.842倍（東京：鳥取）への縮小に止まる。

『最高裁判決』（2006年10月4日）

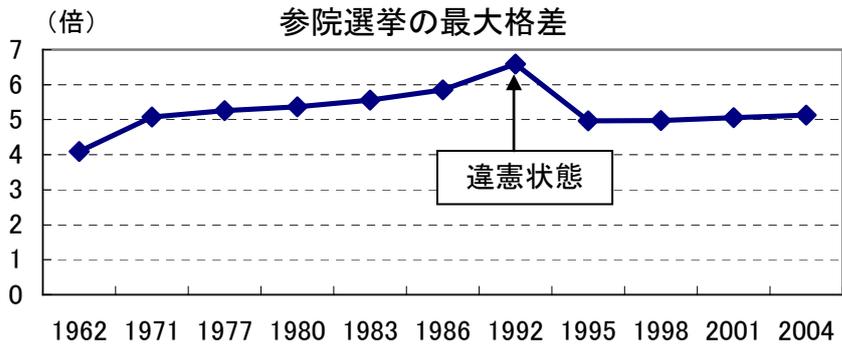
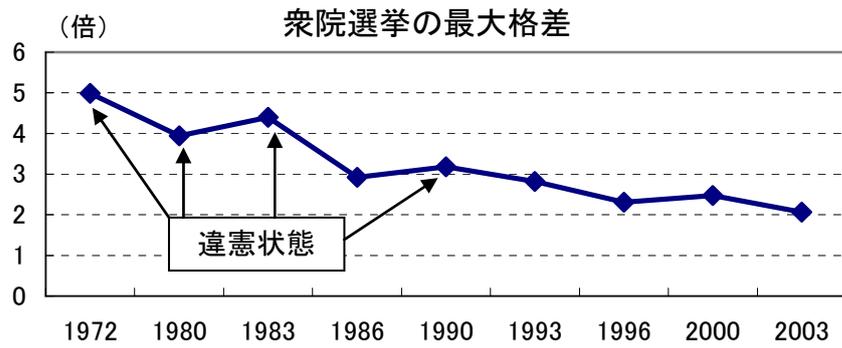
- ・最高裁が2004年7月の参議院選挙（最大格差5.13倍）について合憲と判決。
- ・ただし、制度の枠組みの見直しも含めて検討を継続することが憲法趣旨に沿うと、格差是正を促した。

『参院改革協議会（参院議長の諮問機関）』（2006年10月26日再開）

- ・2010年の参院選を念頭に、参院の在り方を踏まえた抜本改革に向けた議論が始まる。

(2) 定量項目

一票の格差



(2) 評価

△：参院の選挙制度について、抜本的な改革を含めた議論が始まっており、今後の議論の行方を見極める必要がある。

XIV. 人口減少食い止め

1. 同友会の動向 (提言等)

人口一億人時代の日本委員会にて、少子化対策について検討。

2. 世の中の動き

(1) 定性項目

『新しい少子化対策について』(2006年6月20日少子化社会対策会議決定)

- ・「子ども子育て応援プラン(2004年12月)」の着実な推進にあわせ、子どもの成長に応じつつ総合的に子育て支援策を講じるとともに、働き方の改革が必要であり、対策を講じる。
- ・長期的な視点に立って社会の意識改革のための国民運動を展開する。

『日本の将来推計人口(平成18年12月推計)』

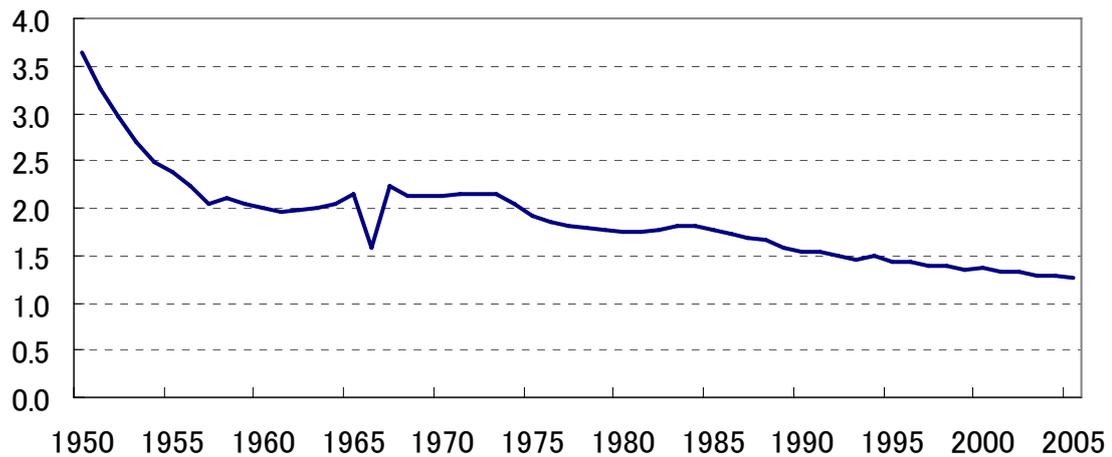
(2006年12月国立社会保障・人口問題研究所)

- ・中位推計：2055年の総人口は8,993万人。
2055年の生産年齢人口は4,595万人(対2005年比▲46%)
2055年の老年人口：生産年齢人口=1:1.26

『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」の設置(2007年2月)

(2) 定量項目

日本の合計特殊出生率の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2006」

(3) 評価

△：厳しい財政事情の中、平成 19 年度予算原案では重点配分が行われた。新しい少子化対策が策定されるも、その後少子化担当大臣は専任から兼任に変わるなど、トーンダウンしている部分もあり、今後の動向を見極める必要がある。